

木簡研究

第二九号

木簡研究

第二九号



木  
簡  
学  
会

題字  
藤枝  
晃刻

目次

卷頭言——考古資料としての木簡——……………山中 章…………… i

目次…………… iii

凡例…………… vii

二〇〇六年出土の木簡…………… i

概要	渡辺晃宏	奈良・藤原宮跡	竹本 晃
奈良・平城京跡(1)	武田 和哉・原田 香織	奈良・石神遺跡	市 大樹
奈良・平城京跡(2)	宮崎 正裕・原田憲二郎	奈良・新堂遺跡(角田地区)	平岩 欣太
奈良・平城京跡(3)	山 本 崇	奈良・八条遺跡	坂 靖
奈良・平城京跡(3)	岡田 憲一・重見 泰	奈良・上宮遺跡	平田 政彦
奈良・平城京跡・奈良町遺跡	鶴見 泰寿	大阪・大坂城下町跡	黒田 慶一
奈良・西大寺食堂院跡	中 島 和彦	大阪・花屋敷遺跡	黒田 主司
奈良・日笠フシシダ遺跡	渡辺晃宏	大阪・茨木遺跡	黒須 靖之・黒須亞希子
奈良・藤原宮跡	清水 昭博・鶴見 泰寿	兵庫・高畑町遺跡	永島輝臣・西村 匡広
	市 大樹	三重・丁長遺跡	野 島 美沙子
	32		61
	29		59
	19		57
	16		55
	14		51
	13		49
	7		48
			45
			38
			34

委知・吉田城址	岩原 剛	石川・木ノ新保遺跡	三浦 純夫
静岡・東前遺跡	鈴木 敏則	石川・大町ゴジョガリ遺跡	柿田 祐司
滋賀・西河原宮ノ内遺跡	英二・大橋 信弥	石川・八幡大釜口遺跡	北林 雅康
滋賀・長浜城遺跡	池 岩 陽一	富山・安吉遺跡	金三津 英則
長野・松本城下町跡小池町	竹原 学	富山・願海寺城跡	古川 知明
長野・松本城下町跡伊勢町	竹原 学	富山・富山城跡(城下町)	古川 知明
長野・松本城下町跡本町	竹原 学	新潟・新堀村下遺跡	武田 賢一・田中 一穂
長野・東條遺跡	岡村 秀雄	新潟・駒首湯遺跡	渡邊ますみ・相沢 央
宮城・仙台城跡	鹿野 仁子	鳥根・大船ヶ遺跡	宮田 健一
宮城・山王遺跡(八幡地区)	吉野 武	山口・周防国府跡	杉原 和恵
宮城・壇の地遺跡	村田 晃一・斉藤 篤	山口・史跡萩城跡(外堀)	西川 雄大
岩手・志羅山遺跡	鈴木 江利子	徳島・庄・蔵本遺跡	豊・定森 秀夫
岩手・西川目遺跡	西澤 正晴	徳島・勝瑞館跡	重見 高博
山形・史跡山形城跡	五十嵐 貫久	香川・高松城跡(寿町二丁目地区)	小川 賢
秋田・根子荒田I遺跡	高橋 和 大	福岡・鴻巣館跡	大庭 康時
青森・新田(一)遺跡	木村 淳一	福岡・大宰府桑坊跡	山村 信榮
青森・新城平岡(四)遺跡	木村 淳一	福岡・梅市庵寺	小川 秀樹
福井・木崎遺跡	坪田 聡子	佐賀・千堂遺跡	峯崎 幸清
石川・豊徳遺跡	藤田 邦雄		

一九七七年以前出土の木簡(二一九)	山本 崇	奈良・本薬師寺跡	市 大樹	151		
奈良・平城京跡右京一条二坊二坪	山本 崇	奈良・本薬師寺跡	市 大樹	151		
釈文の訂正と追加(一〇)	秋田・秋田城跡(第一・八・二号)	小松 正夫	154	石川・中屋サワ遺跡(第二五号)	向井 裕 知	165
大宝令施行直後の衛門府木簡群―藤原京跡左京七条一坊出土木簡の基礎的考察―	市 大樹	167	〈九州特別研究会の記録〉	198		
西海道の古代出土文字資料	柴田 博子	199	大宰府史跡出土木簡	211		
大宰府史跡出土木簡	酒井 芳 司	211	鴻臚館跡出土の木簡・年代・トイレ	221		
鴻臚館跡出土の木簡・年代・トイレ	大庭 康時・松川 博一	221	元岡・桑原遺跡の概要と出土木簡	233		
元岡・桑原遺跡の概要と出土木簡	菅波 正 人	233	中原遺跡出土木簡とその周辺	237		
中原遺跡出土木簡とその周辺	田 中 史 生	237	業 報	247		
業 報	鶴見 泰 寿	247	編集後記	252		
編集後記	土 橋 誠	252	英文目次	(1)		
英文目次						

コラム

橿原市東坊城遺跡出土の仏圖……………	(米田 一・寛 和也) ……	47
多賀城跡第九六号漆紙文書の再発見……………	(吉野 武) ……	82

「平城宮跡内裏北外郭官衙出土木簡」の重要文化財指定をめぐって……………	(渡辺 晃宏) ……	12
-------------------------------------	------------	----

墨書土器の記号……………	(馬場 基) ……	28
--------------	-----------	----

山田寺木簡の重要文化財指定をめぐって……………	(渡辺 晃宏) ……	44
-------------------------	------------	----

切り込みはどちらから?……………	(馬場 基) ……	144
------------------	-----------	-----

会 告

「平城宮・京跡の木簡の保存を訴える声明」について……………	251
韓国木簡学会との交流……………	250

図 版

- 一 西大寺食堂院跡出土木簡
- 二 大宰府桑坊跡・奈良町遺跡・平城京跡出土木簡
- 三 石神遺跡出土木簡
- 四 新城平岡(四)遺跡出土木簡
- 五 八幡大智口遺跡出土木簡



## 凡 例

一、以下の木簡出土事例報告は、各木簡出土地の発掘機関・担当者に依頼して執筆していただいたものであるが、体裁及び釈文の記載形式などについては、編集担当の責任において調整した。執筆者の所属が発掘機関と異なる場合には、執筆者名に註記を加えた。報告は「二〇〇六年出土の木簡」、「一九七七年以前出土の木簡」、及び「釈文の訂正と追加」の三欄に分けて掲載した。

一、各欄ごとの遺跡の排列は、それぞれは奈良時代の五畿七道の順序に準じた。

一、各遺跡の記載は、所在地、調査期間、発掘機関、調査担当者、遺跡の種類、遺跡の年代、遺跡及び木簡出土遺構の概要、木簡の釈文・内容、関係文献（当該木簡掲載の報告書など）の順とし、国土地理院発行の五万分の一地形図を使用して、木簡出土地点を▼で示した。（一）内は図幅名である。

一、**凡 例**  
なお、「釈文の訂正と追加」の欄では、当該報告が掲載された本誌の号数を遺跡名の下に（一）で明記し、地図は原則として割愛した。また、「遺跡及び木簡出土遺構の概要」は省略し、必要な場合は「木簡の釈文・内容」において最少限の普及を行なった。一、紹介する木簡には遺跡ごとに木簡番号を付し、（一）で示した。数

次の調査の木簡を一括して紹介する場合は、原則として調査ことの通し番号とした。なお、「釈文の訂正と追加」では、既報告木簡の訂正、新出木簡の追加の順とし、一括して通し番号を付した。

一、木簡の釈文は、木目方向を縦として組むのを原則とした。但し、曲物の底板などについては必ずしもこの限りではない。

一、釈文の漢字は概ね現行常用字体に改めたが、「實」「寶」「證」「龍」「廣」「盡」「應」などについては正字体を使用し、異字体は「マ」「冪」「冪」「季」「鉢」などについてのみ用いた。

一、釈文下段のアラビア数字は木簡の長さ（文字の方向）・幅・厚さを示す（単位はmm）。欠損している場合は括弧つきで示した。その下の三桁の数字は型式番号を示す。なお、円形の木製品の法量は、径と厚さを示し（単位mm）、欠損している場合は復原径を示した場合がある。また、それぞれの発掘機関における木簡番号がある場合には最下段に示した。「釈文の訂正と追加」の欄において釈文を訂正する木簡については、型式番号の次に既掲載号数と木簡番号を17(2)のごとく付した。

一、釈文に加えた符号は次の通りである（頁番号1図参照）。

「」 木簡の表裏に文字がある場合、その区別を示す。  
「」 木簡の上端ならびに下端が原形をとどめていることを示す（端とは木目方向の上下両端をいう）。

< 木簡の上端・下端などに切り込みのあることを示す。

××

抹消された文字であるが、字面の明らかな場合に限り原字の左傍に付した。

穿孔のあることを示す。但し、釘孔など別の用途の穿孔は省略した。

●

抹消により判読困難なもの。

□□

欠損文字のうち字数の確認できるもの。

□□

欠損文字のうち字数が推定できるもの。

×

前後に文字の続くことが内容上推定されるが、折損などにより文字が失われているもの。

〔 〕

異筆、追筆。

〕

合点。

〕

木目と直交する方向の刻線を示す。

〕

校訂に関する註で、本文に置き換わるべき文字を含むもの。原則として文字の右傍に付す。

〔 〕

右以外の校訂註、及び説明註。

〔 〕

文字の上に重書して原字を訂正している場合、訂正箇所

〔 〕

の左傍に・を付し原字を上

カ

の要領で右傍に示す。編者

マ、

が加えた註で、疑問が残るもの。

カ

文字に疑問はないが、意味の通じ難いもの。

マ、

同一木簡と推定されるが、折損などにより直接つな

……

がらず、中間の文字が不明なもの。

組版の関係で一行のものを二行以上に組まなければならなかった場合、行末・行頭に付けたもの。

\* 巻頭図版に写真の掲載されているもの。

一、釈文の最下段に三桁で示した型式番号は、木簡の形態を示し、

次の一八型式からなる（頁第2図参照）。

〇一型式 短冊型。

〇二型式 短冊型で、側面に孔を穿ったもの。

〇三型式 一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの。

〇四型式 小形矩形のもの。

〇五型式 小形矩形の材の一端を圭頭にしたもの。

〇六型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの。方頭・圭頭など種々の作り方がある。

〇七型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの。

〇八型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らせたもの。

〇九型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。

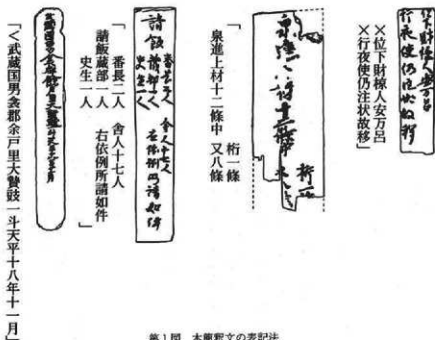
一〇型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状に作ったもの。

一一型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状に作り、残りの部分

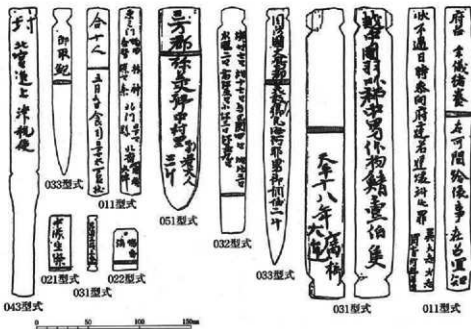
……

……

……



第1图 木簡釈文の表記法



第2图 木簡の形態分類

の左右に切り込みを入れたもの。

〇〇〇型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状にしているが、他端

は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。

〇〇一型式 長方形の材の一端を尖らせたもの。

〇〇〇型式 長方形の材の一端を尖らせているが、他端は折損ある

いは腐蝕して不明のもの。

〇〇一型式 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの。

〇〇〇型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの。

〇〇一型式 折損、腐蝕その他によって原形の判明しないもの。

〇〇二型式 削屑。

なお、中世・近世の木簡については、以上の型式番号に適合しないものが多いので、註記を省略する場合がある。

一、この凡例は木簡出土事例報告に関するものであり、論文などにおいては、必ずしもこれを用いるものではない。

一、英文目次は天理大学のW・エドワーズ氏にお願いした。

木簡学会役員 二〇〇七・二〇〇八年度

会長 栄原水遠男

副会長 館野 和己

委員 鐘江 宏之

鷺森 浩幸

鈴木 景二

鶴見 泰寿

馬場 基

山本 崇

吉川 真司

今泉 隆雄

石上 英一

狩野 久

佐藤 宗諄

平川 南

和田 萃

田辺 征夫

柳木 謙周

佐竹 昭

角谷 常子

寺崎 保広

古尾谷知浩

吉江 崇

渡辺 晃宏

西山 良平

岡村 道雄

小谷 博泰

清水 みき

山中 敏史

坂上 康俊

佐藤 信

田原 清彦

土橋 誠

山中 章

吉川 聡

勝山 清次

小林 昌二

東野 治之

李 成市



(奈良)

奈良・平城京跡 (1)

- 1 所在地 一 奈良市四条大路一丁目、二・三 同大森町
- 2 調査期間 一 二〇〇六年(平18)五月一六月、二二〇〇  
五年十一月〜二〇〇六年三月、三二二〇〇七年一  
月〜三月
- 3 発掘機関 奈良市教育委員会
- 4 調査担当者 一 武田和哉、二 宮崎正裕・山前智敏  
三 原田憲二郎・久保清子
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 一 奈良時代、二 弥生時代・奈良時代・平安時  
代、三 縄文時代・弥生時  
代・奈良時代・江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構  
の概要  
奈良市教育委員会が二〇  
〇五・〇六年度に平城京跡  
において実施し、木簡が出  
土した調査について一括し  
て報告する。

一 左京四条二坊三坪(市五五〇水調査)

調査地は、平城京の条坊復元では左京四条二坊三坪南辺の中央よりやや東寄りの場所に位置する。調査地の西側では一九九五年度に発掘調査を実施しており、弥生時代の溝、古墳時代・奈良時代の掘立柱建物、掘立柱塀、井戸などを検出している。

発掘区内の基本層序は、発掘区西側では、造成土以下、黒褐色土、暗灰色土と続き、地表下約〇・七〜〇・八mで黄褐色粘細砂または粘土の地山へと至る。古墳時代及び奈良時代の遺構は地山上面で検出した。一方、発掘区中央から東側では、造成土以下、黒褐色土、暗灰色土などの堆積が数層続き、地表下約一・〇〜一・一mで灰褐色粘土の整地層へと至る。奈良時代から平安時代前半の遺構面は、この層の上面である。その灰褐色粘土の下には暗灰色褐色粘土(整地層)があり、その下が黄灰色粘土の地山となる。

検出遺構には、古墳時代の溝、奈良時代の河川、奈良時代から平安時代にかけての掘立柱建物・塀、鎌倉時代の井戸などがある。木簡は、奈良時代の河川〇三から一六号出土した。ここでは、それらのうち釈読できない削層を除く一〇点を紹介する。

河川〇三は、発掘区の中央から東側の部分で検出した。西層を確認したのみで、東側・北側と南側は発掘区外へと続く。深さは発掘区北辺付近で約二mである。埋土は概ね三層に大別される。下層は砂礫が主体であり、中層は自然に堆積した粘土、上層は人為的に埋

めたとみられる堆積となつている。木簡は、下層から奈良時代前半の須恵器・土師器・瓦の破片とともに出土した。堆積層の様相や遺物の時期などからみて、奈良時代前半から中頃にかけての時期までに、一部が埋没した後に、人為的に埋め立てを行ない宅地造成した可能性が高い。埋土の上から、奈良時代から平安時代の掘立柱建物二棟と掘立柱群一条の柱穴が掘り込まれている。

河川〇三は、古墳時代以降、奈良時代のある時期まで、本調査区の北または北北西方向から南または南南東方向へと流れていたと想定される。河川を人為的に埋め立てて造成した後に建物などを建築している様相は、平城京内の宅地利用の実態を考ふる上では興味深い事例と言えらるであろう。

## 二 左京五条四坊九・十六坪(市五四一次調査)

調査地は、平城京の条坊復元で左京五条四坊十六坪の北西から同九坪の東端中央にあたる。遺構検出は、発掘区東端では弥生時代後期頃に埋没する流路の灰茶色砂・粗砂上面で、それ以外の箇所は黄灰色粘砂上面で行なつた。

主な検出遺構には、弥生時代後期の土坑、奈良時代の九坪・十六坪間の東四坊坊間東小路とその両側溝、九坪の東と十六坪の西を限る築地の雨落溝、九坪の坪内を区画する奈良時代の溝、掘立柱建物・堀、井戸、土坑がある。

木簡は、十六坪内の井戸S E〇一の枠内から一点出土した。S E

〇一は、掘形が南北一・六m東西一・七mの隅丸方形で、深さが一・四mである。井戸側は一木を半截して刺り貫いたもので、底には曲物を抱えている。井戸側の内法は、南北〇・六五m東西〇・五五mで、高さ〇・九m分が遺存する。曲物の内法は、直径〇・一八m高さ〇・二六mである。井戸の廃絶時期は、共存する土器からみて、奈良時代末ないしは八世紀末頃と考えられる。

## 三 左京五条四坊十六坪(市五六八次調査)

調査地は、平城京の条坊復元では左京五条四坊十六坪の南端中央及び十五坪と十六坪とを画する五条条間北小路にあたる。

検出した遺構は、弥生時代の土坑を除きすべて奈良時代以降のものである。奈良時代以降のものには五条条間北小路とその南北両側溝、十五坪の北面を限る築地塹とその雨落溝、十六坪南限となる溝、坪内を区画する道路・掘立柱塹・溝、十六坪南面に開く門・溝、土坑、木橋がある。なお、発掘区北端では東から西へ流れる縄文時代の河川を検出した。

木簡は、五条条間北小路北側溝の埋土から一点、この北側溝埋没後に重複する位置で掘削された土坑S K〇八から一点、計二点が出土した。後者は江戸時代初期頃の土器とともに出土している。

## 8 木簡の釈文・内容

### 一 左京四条二坊三坪(市五五〇次調査)

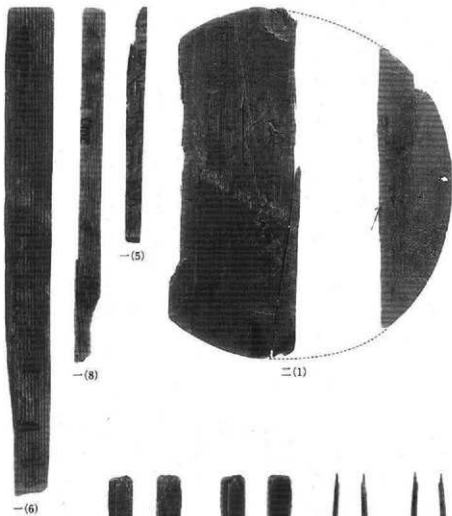
- (1) 衛士十七人  
□□五升  
(141)×(13)×6 081
- (2) □ 従六位上守左大史  
□ □ 従六位下□□  
(145)×(9)×5 081  
裏(100)×幅10 061\*
- (3) 「郡状」(木口)  
裏(100)×幅10 061\*
- (4) 「安芸国高田郡三田里已西マ首」  
「生石五斗」  
「V」 299×55×5 031\*
- (5) □□命者□受□□  
(120)×(10)×3 081
- (6) □□□□□□坐  
(258)×(23)×8 081
- (7) 櫃石 拾拾 □ □□□四石一斗  
櫃 櫃  
□□□□□□  
□□九人廿六  
(薄い線数を数アリ)  
(262)×(14)×3 019

- (8) □□ (187)×(13)×5 081
- (9) □米一石一  
00 伊 001

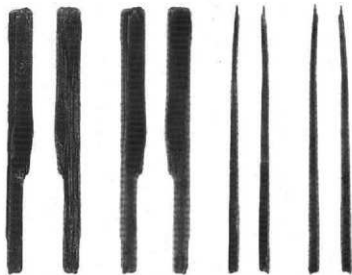
(1)は上下両端折れ、左右両辺削れ。衛士への食料支給に関わる木簡か。(2)は上下両端折れ、左右両辺削れ。端正な文字で書かれた断片。左大史は太政官の官人で正六位上相当。(3)は棒軸の断片で、木口に墨書がある。他端は折れて欠損。某郡の書状の軸か。現存しないもう一方の木口に郡名の二文字が書かれていた可能性が考えられ、その場合国名を省略して郡名から書き出していることになる。(4)は四周削り。左辺は、上部の切り込みより上の部分と中央下寄りの一部を欠く。里側下(七〇一七七)の安芸国の白米の荷札であろう。「三田里」は「和名抄」に見える安芸国高田郡三田郷にあたる。(5)は文書木簡の断片か。(6)は上端折れ、下端削り。左右両辺削れ。二文字目は「使」または「使」、五文字目は「預」または「頂」の可能性がある。(7)は上端と右辺削り。下端折れ、左辺削れ。一文字目の旁は「晋」で、「簡」などの可能性がある。(8)は上端折れ、下端と左右両辺は削り。三片接続。右辺は大きく欠損する。(9)は上端と右辺は削り。下端は右辺から削って羽子板の柄状に削り出す。左辺削れ。(9)は米の数量を記す帳簿木簡の削屑か。00は一文字のみが







一(3)水口  
(赤外線画像)





(奈良)

## 奈良・平城京跡(2)

1 所在地 奈良市山陵町

2 調査期間 第一〇三―一六次調査 一九七八年(昭53)二月

1 四月

3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部

4 調査担当者 代表 狩野 久

5 遺跡の種類 都城跡

6 遺跡の年代 古代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

調査地は、平城京の条坊復元では右京北辺二坊二・三坪、一条北大路にあたる。駐車場建設に伴い、約一三〇〇㎡を調査した。長らく本誌未掲載であったものである。

検出した遺構は、大きく三時期に区分される。一期(奈良時代前半)は二坪・三坪が一体として利用される段階で、調査区の南辺で

検出した一条北大路北側溝SD一八二(田一六〇)と掘立柱竪に画

される区画内に、桁行七間梁行三間の南廂付東西棟掘立柱建物SB

一六五(田二五〇)、南北棟掘立柱建物二棟などが配置される。二期

(奈良時代後半から末まで)には、二坪と三坪は南北道路で区画され

て分割される。この道路は、西二坊坊間東小路にあたると推測され、

右京北辺における坪城小路の確かな検出例として注目される。三期

(奈良時代末以降)の遺構は、掘立柱建物・東西柵・斜行溝などである。

木簡は、一期の掘立柱建物SB一六五の廃絶後に設けられた、井

戸SE一七七(田二四五)の埋土から一点出土した。井戸は内法

一・三mの方形で、深さは約二・六m、井籠組の井戸枠が八段残存

する。共存遺物には、奈良時代末の土器がある。なお、遺物包含層

からは、多量の円筒埴輪とともに、形象埴輪(家・盾)が出土した。

8 木簡の釈文・内容

(1) □丈七尺□

81

9 関係文献

奈良国立文化財研究所「昭和五十二年平城宮跡発掘調査部発掘調査概報」(一九七八年)

同「奈良国立文化財研究所年報一九七八」(一九七八年)

同「平城宮発掘調査出土木簡概報」(二二)(一九七八年)

(山本 崇)

奈良・平城京跡・奈良町遺跡

- 1 所在地 一 奈良市今小路町、二 同高天町・高天市町・中筋町
- 2 調査期間 一 二〇〇五年(平17)五月―七月、二 二〇〇六年八月―二〇〇七年一月
- 3 発掘機関 奈良市教育委員会
- 4 調査担当者 一 中島和彦・武田和哉  
二 中島和彦・池田裕英
- 5 遺跡の種類 都城跡・中近世都市跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代―近代



(奈良)

- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
  - 一 左京二条七坊十五坪 (市五三二次調査)
  - 二 条七坊十五坪東半部のはば南北中央部にあたり、東京極大路である東七坊大路の西側に隣接する。平安時

代以降は「東大寺七舞」の一つ「今小路舞」として発展してきた。今小路の地名は、天仁三年(一一一〇)の「僧勝俊家地売券」(平安遷五二七二号)に「今小路北辺」として初めて現われる。また安永二年(一七七三)の今小路町を描いた絵図「今小路町北南両町大絵図券文」(天保四年(一八三三)写)には、現在と同じ町割りが見られる。この絵図によると、調査地は北から「小泉屋 赤兵衛」「斐屋 忠兵衛」「舶屋 又六」の三軒の宅地にあたる。

検出した遺構には、井戸・土坑・石組遺構・埋塞遺構・土器埋納遺構・柱穴などが約四〇〇基あり、奈良時代から江戸時代までの各時代にわたる。

木簡は、土坑SK〇三・SK〇七・SK三三四、溝SD二二から各一点、計四点が出土した。これらはいずれも江戸時代の遺構で、遺構番号は、発掘調査時の遺物取り上げの仮番号である。

SK〇三は、東西約三・五m南北約四・五m深さ約〇・二mの平面隅丸方形の土坑で、土坑の壁際の底には約〇・四―〇・六m間隔の杭列がある。一九世紀中頃の土器と瓦が出土している。塵芥処理用の土坑と考えられる。SK〇七は、東西約一・三m南北約〇・七m深さ約〇・一mの平面隅円形の土坑で、重複関係からSK〇三より古く、一七世紀中頃から一九世紀中頃のものと考えられる。出土遺物は少ない。SK三三四は、東西約〇・三m以上、南北約〇・五m以上、深さ約〇・六mの平面方形の土坑で、西側と北側の肩が

別の遺構により破壊されている。重複関係から、一八世紀前半の土坑より古い。出土遺物は少量の土器と瓦で、一三世紀以降のものである。S D 二は敷地西側奥を南北に横断する溝で、敷地中央寄りで鉤形に屈曲する。幅約〇・六一〇・八m、深さ約〇・二一〇・三mあり、中央部の西岸を長さ約五・五mにわたって石組みで護岸する。宅地裏側の排水溝とみられる。

一一 左京三条六坊十坪 (市五五九次調査)

調査地は、平城京跡左京三条六坊十坪の南西部にあたり、中世以降は興福寺を中心として発達した奈良町遺跡の中央に位置する。

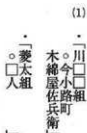
検出した遺構は、井戸・土坑・柱穴・溝・石組遺構など約二二〇〇基あり、奈良時代から近代までにわたる。発掘区は高天町・高天市町・中筋町の三町にまたがり、町境の溝を検出するなど、町割りの変化が窺え、奈良町の変遷を知る上で良好な資料が得られた。

木簡は、一辺約二m深さ約〇・八mの隅丸方形の土坑から、陶磁器・鉄・ゴムなどとともに一点出土した。また顔料入れと推定される白磁の製品が三〇〇点以上出土している。縦横約五・四cm×二・七cm、厚さ約一・〇cmで、底面を除き軸軸する。時期は昭和二〇一三〇年頃と考えられる。

8 木簡の釈文・内容

- 一 左京一条七坊十五坪 (市五三二次調査)

土坑SKO三



72×22×6 011\*

土坑SKO七



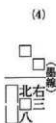
1100×137×9 081

土坑SK三四



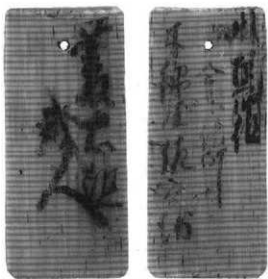
179×97×7 061

溝S D 二



62×5×16 081

(1)は木札状の製品ではほぼ完存する。上端から一・〇cm下の中央部に径二mmほどの孔があり、表裏に墨書がある。「木綿屋佐兵衛」は、先述の江戸時代の絵図に、調査地の二軒北側の住人として見える。



一(1)  
(赤外線画像)



一(2)



一(4)



二(1)

(2)は、歪な短冊型で、下半を欠損する。表裏に墨書があるが、用途は不明。(3)は完存する刷毛の柄のはは中央に、柄の先から刷毛方向に墨書する。(4)は用途不明の材で、四周いずれも欠損する。

二 左京三条六坊十坪(市五五九次調査)

(1) ・「五十本」

・「百本」

完存しており、周囲は削って仕上げる。表裏両面に墨書する。

(中島和彦)

86×24×8 101



(奈良)

調査地は、近鉄大和四王寺駅の北西、近鉄京都線の線路敷き東側の南北に細長い敷地で、北西から南東に下る緩斜面に立地する。平城京の条坊では、右京一条三坊八坪・一条北大路・北辺三坊三坪にあたる。このうち、右京一条三坊八坪は、西大寺の寺城東北隅にあつたとされる食堂院の推定地である。奈良市教育委員会による南側の敷地の調査(西大寺一二次)では巨大

## 奈良・西大寺食堂院跡

- 1 所在地 奈良市西大寺木町
- 2 調査期間 二〇〇六年(平18)四月一〇日
- 3 発掘機関 奈良文化財研究所都城発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 川越俊一
- 5 遺跡の種類 都城跡・寺院跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代・平安時代・中世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

な礎石建物の東北隅が、また同じく東側に隣接する敷地の調査(西大寺一五次)では埋塞列が検出されており、今回も食堂院に関わる遺構の存在が期待された。調査はマンション建設に伴うもので、調査面積は計一八二六㎡である。

その結果、一条三坊八坪では、南北に並びかつ廊で結ばれた東西棟礎石建物二棟、その北に東西棟掘立柱建物一棟を検出した。これらのうち礎石建物二棟は、宝亀十一年(七八〇)成立の「西大寺資財流記帳」(以下、「資財帳」)から知られる西大寺食堂院の建物のうち、「殿」(大炊殿)と規模が一致し、南側の敷地で確認していた建物が食堂本体であったことが明らかになった。掘立柱建物は、「資財帳」にみえる「甲双倉」にあたると思われるが、東の柱位置と倉本体の柱位置がずれるためか、「資財帳」にみえる規模とは一致しない。坪の北端には、一条北大路に面して食堂院の北門と思われる権門が開く。これらの建物の中軸は、八坪の中軸より約一五〇東に位置し、食堂院の南に位置する四王院の中軸に近い位置にある。

一方、東に隣接する敷地の調査で確認していた埋塞列は、「殿」相当建物の北人側柱筋の位置まで続き、一列に四基ずつ計二〇列以上連続することが明らかになった。これに伴う建物は確認できなかったが、埋塞列は西側に凝灰岩の化粧をもつ基礎状の場所に位置し、「資財帳」の「東檜皮厨」に関わる可能性が考えられる。

一条北大路は南側溝を確認した。北側溝は現水路下の未調査部分

に想定され、その場合両側溝の心々間距離は約一六mとなる。北辺三坊三坪では、柱列と溝を検出しただけで、利用実態はなお明らかでない。中世の絵面では西大寺の「修理所」とされる場合もあるが、遺構や遺物からここを西大寺域とする確証は得られなかった。

木簡は、「殿」と「大炊殿」を結ぶ軒廊の束脷に、これと柱筋を揃えて建つ井戸屋形を備えた井戸SE九五〇の井戸枠内の埋土から出土した。この井戸は内法が一辺約二・三m、方形横棧組の井戸枠は全てヒノキ材で、厚さは一二cmに及ぶものもある。高さは下三段が約六〇cm、その上の二段が約三〇cmで、これとは別に枠内に井戸枠の部材と思われる部材が落下しており、本来少なくとも六段はあったとみられる。井戸枠外面は丸太から板状に割り裂いたあと、丸刃の斬で加工した痕跡を残す。一方内面は楯杓で表面を丁寧に仕上げている。なお、下から一段目から三段目までの井戸枠の外面には打刻印が認められ、「西」「寺」などの文字を刻印したものと、〇の中に「大」「下」「十一」などの文字を刻むものがある。

井戸底には直径三cm前後の円礫を敷き、さらに浄水用に木炭を敷き結める。井戸は廃絶に伴って上部構造を抜き取った後、下部を木層の間層を伴う遺物を多量に含むゴミで埋め、上部は土器の細片を多量に含む土で丁寧に埋めている。木簡出土層位は木屑層が主体であるが、上部の埋土にも及んでいる。なお整理中のため確定はできないが、総数は千点以上に及ぶとみられ、「西大寺食堂院木簡」と

呼称している。

SE九五〇からは多種多様の遺物が出土した。金属製品には、銅火箸、木製の柄のついた鉄槍鉋や鉄刀子、鉄釘など、木製品には曲物・連歯下駄・挽物皿・刺物匙・杓子・箸・塔（相輪）形小型木製品・蕭串などがある。食事具・服飾具・容器・祭祀具・部材など種類は多岐にわたるが、点数は著を除いて多くない。この他削片が多数含まれるが、建築部材などの大型加工品の削片は僅かで、著などの小型品の加工に伴う削片が多い。土器は、奈良時代末から長岡京期の土師器・須恵器とともに、製塩土器が多量に出土した。消費地から出土した古代の製塩土器の出土量としては他に例を見ない。墨書土器も多数含まれ、「西大寺」「西寺」「西大寺弥」「栗□」（部カ）「厨□」（部カ）のほか、曲物墨書にも見える「同法」があり、その省略



SE950出土墨書土器 (部カ)

左「西大寺」「西寺」「厨」、右「西大寺弥」「栗□」「厨」





00 損分八升 八斗八升 主所返充

□□□□□□□□□□□□□□

(130)×(15)×2 081

01 寺主「信如」可信「基慢」□□

□□□□□□□□□□□□□□

(200)×(18)×5 081

02 飯卷斗伍升 葛薺□女□並仕丁

〔備方〕  
別若干□□

091

04 漬蕪六升

道下米依

(60)×25×3 081

05

〔備方〕  
茄子十五石六斗 六石五斗見直充了

〔備方〕  
世世世世世世 九石一斗 直末□九十三文今所給  
世世世世世世 〔備方〕 (一) 部分は重書

□□□□□□□□□□□□□□

麻 一石

□□□□□□□□□□□□□□ 財平□  
〔備方〕 〔備方〕  
(238)×19×3 019

06 四斗五升茄子石 二斗一升組□□斗□瓜 二石五斗

九日升五合 □漬  
五升干瓜

〔備方〕  
登錄 代目 葛卷 □藤 □如何 □

日□升百五

〔備方〕  
桂□幸  
339×28×4 011

07 □田料大豆五斗

(111)×20×5 081

08 淨酒貳升□□料又酒

〔備方〕  
□□□□□□□□□□□□

(158)×(9)×4 081

09 □酒老升貳合□□

(174)×(10)×3 081

20 白米□□□□□□□□□□

〔備方〕  
塩卷斗 塩

128×(8)×1 081

21 □中院浄主 □西院□守 □西倉道長

□□□□□□□□□□□□□□  
(236)×(33)×9 081

22 僧房作所

(82)×(11)×5 081

- 029 「○西南□殿縁」  
112×31×6 051
- 04 「羽郡野田郷戸主□□私人戸口生江伊加万呂」  
・延暦五年十月廿七日  
142×18×3 051
- 05 「西大赤江南庄黒米五斗吉万呂」  
〔延〕  
・正暦十一年六月十五日吉万呂  
150×21×4 051
- 06 「西大赤江き」  
□□南庄黒米五斗  
〔十年カ〕  
・延暦□□十二月廿日□□□□〔万呂カ〕  
175×16×4 051
- 07 「穴太加比万呂黒米五斗」  
〔西大寺カ〕  
□□赤江北庄延暦十一年地子  
109×14×2 051
- 08 「□万呂黒米五斗西大寺」  
・「赤江北庄延暦十一年地子」  
147×16×6 051
- 09 「西大」  
・延暦□  
(44)×17×5 019
- 09 「少戸主波太郎直万呂大豆五斗」  
162×13×5 051
- 30 「<少戸主□□□紀須大豆五斗」  
(190)×16×3 033
- 32 「<少戸主波太郎直万呂□豆」  
(111)×22×4 039
- 33 「少波太郎直万呂」  
154×12×4 051
- 34 「少□□部廣□大□」  
97×16×3 051
- 35 「<美作国勝田郡吉野郷□米五斗」  
〔摘カ〕  
171×29×6 032
- 36 「川合郷西庭刀自女」  
144×18×3 051
- 37 「佐々貴山公時守戸白米」  
・「□成乎智廣□□」  
(127)×24×3 019
- 38 「矢田部廣人米五斗」  
・「上二月十八日」  
159×27×3 051
- 39 「栞田部由万呂□五斗」  
〔赤カ〕  
94×11×4 011
- 40 「縄万呂□五斗」  
117×24×3 051
- 41 「〔夾カ〕角豆二百五十二枝」  
・「三中取」  
134×10×4 051

42	〔▽普通瓜六斗〕	132×18×2	051
43	〔五斗八升〕	147×31×5	051
44	〔五斗一升六合〕	96×20×3	051
45	〔五斗一升六合〕	97×17×2	051
46	〔五斗一升六合〕	108×16×4	051
47	〔五斗一升六合〕	110×14×2	051
48	〔五斗一升四合〕	125×16×2	051
49	〔五斗一升三合〕	123×19×5	051
50	〔五斗一升〕	84×18×3	051
51	〔五斗一升〕	153×17×4	051
52	〔五斗一升〕	153×25×3	051
53	〔四斗八升〕	166×19×6	051
54	〔四斗六升〕	110×13×3	051

55	〔四十六升〕	134×15×4	051
56	〔四十六升〕	176×25×5	051
57	〔四十六升〕	146×21×4	051
58	〔四十六升〕	40×(187)×6	081
59	〔四十六升〕	312×21×4	011
60	〔四十六升〕	181.40×厚5	051

④ 「西南角」<sup>〔横カ〕</sup> 西大寺 名<sup>〔井戸林北二段目外側〕</sup>

25.0×15.0×0.8

(1) (5)は進上状。(1)(2)は「東園」からの蔬菜の進上を示す。東園は西大寺独自のものではなく、園池司などの面か。平城宮・京跡出土木簡に東園(園)がみえる(『平城宮発掘調査出土木簡概報』八一三頁上段、同「一一一〇頁下段・一六頁上段」。また、正倉院文書には宝龜年間(七七〇―七八〇)に「西園」からの蔬菜の進上がみえる。(2)は縦に削いて廃棄されており、上端と右辺が原形をとどめる。右辺上部の断片と、その左下に位置する断片からなるが、直接は接続しない。(3)の上端は二次的切断。これも進上状か。日下の署名は二文字で、僧名の可能性がある。(4)は上端折れ。これも蔬菜の進上に関わるが、「判取」とあるから、受け取り状かも知れない。「信梵」「安曇」の二名の僧名がみえる。(5)は四台の車に乗せた物品の進上木簡。「蔵置」は不詳。「恵智」は僧であろう。

(6) (2)は飯の支給に関わる木簡。基本的には、A支給品目・数量、B支給者・用途、C支給日付、D支給責任者、E三綱ほかの決済署名(署判)、の五項目が記され、長屋王家木簡の伝票木簡とよく似た構成要素からなる。(6)の表面は、「伊賀栗拾使」に対する問食としての飯の支給記録。裏面には別の支給に関する記録が残る。裏面の文字は左右に展開するので、三片以上に分割されたものの中央部分にあたるか。表面も署判部分を欠くので、表面の記載としても

(少なくとも左辺は)二次的に制裁されているとみられる。(7)の表面は「客房侍倉人」と「經取」に対する問食支給の記録。裏面には錢に関わる別の記載が残る。(8)は上端切り折り、下端折れ。「蔓著」の潰け込み作業に従事した者への飯の支給記録。(9)は「難□□常料」としての飯の支給記録を、朝參僧の署名に二次利用したもの。「守奉」は「資財帳」末尾に飛僧の一人としてみえる守奉にあたるか。④の表面には、全体の二―三分の一にあたる損分(正税帳にみえる振入の割合が合致する)を加えた量の返却記録がみえるが、裏面には署判がみえるので、これも食料の支給に関わる記録であろう。このように食料支給記録は片面で完結する。反対面を同種の食料支給の木簡や、別の内容の木簡に二次利用することが多いが、その場合元の木簡の記載を削らずに、(8)(9)のように署判部分を抹消して済ます例がある。但し、この種の木簡のものと思しい削屑④もある。④は複数の僧(「僧」と特記していることからすれば、俗人にもか)に物品を均等に配分することがみえる。④は上端削り、下端切断。但し、いずれも二次的か。食料支給に関わる木簡の断片か。なお、署判部分には、上座、寺主、大都(種)那、少都(種)那の三綱の役職のほか、九世紀中項を史料的下限とする可信がみえる。自署を加える例は多くないが、寺主には信如(8)(9)、大都那には開聞(7)(9)、少都那には安曇(9)、可信には基愷(9)が署す事例がある。

④は茄子や瓜に関する帳簿状の木簡。④の裏面には天地逆で一

大利用の飯支給の記載が残る。㉑は上端折れ。大豆の数量の記載がある。形態からみると、荷札ではなく文書・記録の類か。㉒㉓は酒。㉔は塩の見える木簡。㉕には政所での酒の支給がみえる。今回の調査では井戸SE九五〇だけでなく、八坪内からは多数の製塩土器が出土したが、塩に関する木簡はほとんどない。塩の荷札がみられないのは塩の梱包形態と関わると思われるが、支給・使用記録がないのをどう解するか課題が残る。㉖は右辺と下端は削り。上端折れ、左辺割れ。ここにみえる「中院」「西院」「西倉」は西大寺内の施設か。施設ごとに「淨土」「□守」「道長」らの人を配置した記録、いずれも僧ではなく俗人であろうか。なお、㉗㉘の左右両辺は、二次的な削りまたは削りの可能性もある。㉙の「僧房作所」も西大寺内の施設ないし機構名とみられ、僧房の造営がなお進行中の時期の木簡群であることを示している。㉚は上端を円形に加工したキーホルダー木簡。「□殿」の「□」は「葉」または「菓」。いずれにしても「西南□殿」は「資財帳」では確認できない。

㉛㉜は荷札・付札木簡。税目を記す荷札は皆無で、通常の書式の荷札もほとんどない。㉝はその例外的な一点で、美作国の揚(善)米の荷札だが、貢進者名を記さない。㉞は越前国足羽郡の荷札。欠損はなく、「羽郡」は足羽郡の省略とみられる。生江氏がみえるのも興味深い。貢進者を記すが、品目を書かない。越前国の〇五一型式であることや、㉟㊱の事例の存在からみて、米または大

豆か。延暦五年(七八六)は、西大寺の紀年銘木簡では最古。㊲は「資財帳」にみえる越前国丹生郡所在の西大寺領荘園赤江庄からの貢進物の荷札。「資財帳」にはみえないが、これらの木簡によると赤江庄は北庄と南庄に分けて運営されていた。㊳は赤江南庄、㊴は赤江北庄のいずれも地子の黒米の荷札で、両庄で書式が異なる。南庄は、表面に「西大赤江南庄黒米五斗」、裏面に年月日と貢進者名を記す。一方北庄は、貢進者名＋「黒米五斗」で書き出し、「西大寺赤江北庄某年地子」と続け、月日は記さない。書式からみると、㊵は赤江南庄の荷札であろう。なお、㊶は六月と二月の日付で、地子が年二回以上に分けて貢進されていたことを示唆する。これらは延暦一〇年(七九二)から一一年にかけての集中した時期の遺物とみられる。㊷の年紀は当初「正暦二年」(九九二)と釈読したものである。延暦の省かれた、あるいは延暦を「正」の第四・五画と共有する字形の「延」の事例は他に見いだしたが、井戸埋土の土器が八世紀に取まることもあわせ、「延」を意図して書いたと解さざるを得なくなった。字形は異なるが、㊸の「延」も第一画を左から右に向けて起筆する。また、年号の数字部分については、縦画が木目と重なって判読しづらいが、他の赤江庄の木簡の年紀が延暦一〇・一一年に集中することから、縦画を積極的に拾って「十一」に改め、全体として「延暦十一年」と解釈を訂正した。

㊹㊺は大豆の荷札。「少」＋貢進者名＋「大豆五斗」を基本の

書式とする。越前国との強い結びつきや大豆の貫進荷札の事例（越前国坂井郷。『平城宮木簡』二、二七四一号）からみて、「少」は越前国足羽郡少名郷を示すか。郷名の一字を略記する荷札としては、島根県青木遺跡の「美」（美談郷）や「伊」（伊勢郷）などの事例があり（本誌第二五、二六号）、西大寺との直接的な結びつきの中で取られた略式の表記とみられよう。

⑦は近江国の荷札か。習書のある面が本来の表面であろう。⑧は、「人名十五斗」の記載のみの荷札。これらも米の荷札の可能性が高く、越前国や近江国の荷札との関わりが考えられる。⑨はササゲの若莢（一莢）を食用とするサヤササゲの付札か。

⑩は食材の保管に関わるとみられる木簡。⑪は醬漬の瓜の容器の付札。⑫は斗量のみを記す〇五一型式の木簡で、形状からみて米の付札の可能性が高い。その場合、西大寺への進上の際の荷札の可能性もあるが、量目のヴァリエーションが豊富であることや、⑬のように横材の帳簿木簡を転用した事例があることから、食堂院における保管の際に、依ないし容器に付けた付札とみられる。

⑭は麦の管理に関わる横材木簡。⑮は習書木簡で、「朝室」の語句がみえる。⑯は曲物の蓋板に墨書したもの。これと同じ「同法」ないし「同」と記す墨書土器が、井戸の埋土から多数出土した。西大寺内のある僧侶集団の什物であることを示す墨書か。東に隣接する一坪（養蚕養蠶指定地）において勅元興寺文化財研究所が行なった

発掘調査でも「同法所」「同法」と書かれた墨書土器が出土している。一坪は通常西大寺の寺域外とされるが、一坪が西大寺と密接な関連を有する坪である可能性が高くなってきたといえよう。

⑰は井戸SE九五〇の井戸枠のうち、上から二段目北側の井戸枠の外側に墨書したもの。墨書部分を丁寧に削って記す。井戸枠には七六七年に伐採された材が含まれており、他材の二次的な転用は考えにくい。西大寺にあった、あるいは建立予定のあった「西南角楼」の部材用の材を井戸枠に転用したのかも知れない。

以上のように、西大寺食堂院の木簡は、食堂院の運営や事務処理だけでなく、西大寺そのものの寺院経営の実態や経済基盤を如実に示す豊かな内容をもつ。年代的にも八世紀末の平安遷都直前という、平城京跡ではこれまでに類を見ない時期のものである。内容的にも年代的にもユニークな木簡群として、今後その全貌の解明が大いに期待される。

#### 9 関係文献

- 奈良文化財研究所「西大寺食堂院・右京北辺発掘調査報告」（二〇〇七年）
- 同「奈良文化財研究所紀要二〇〇七」（二〇〇七年）
- 同「平城宮発掘調査出土木簡概報」三八（二〇〇七年）

（渡辺晃宏）

## 木簡研究 第二八号

巻頭言―木簡よみの歴史―

二〇〇五年出土の木簡

今泉隆雄

概要 平城京路(1) 平城京路(2) 平城京路(3) 旧大衆院庭園 藤原宮跡 石神遺跡 山田遺跡 飛鳥京跡 下田東遺跡 長岡高跡 長岡原跡 戊辰遺跡 平安京路 伏見城跡 大坂城跡 大坂城下町跡 長原遺跡 雲板遺跡 湊遺跡 明石城下町屋跡本町第一・二大地点 雲崎寺近世墓群 坂元遺跡 英賀保駅周辺遺跡第三地点 山野里四ツ日遺跡 田村西瀬古遺跡 中屋遺跡 米町遺跡(第一〇地点) 由比ヶ浜南遺跡 高松院厨刃遺跡 外神田四丁目遺跡 日本橋一丁目遺跡 日本橋二丁目遺跡 新宿六丁目遺跡 向橋原町遺跡 豊西城址 栗島遺跡 岡津遺跡 権崎寺跡 下七石遺跡 権の墓遺跡 鶴ヶ岡城跡 毛越寺跡 向中野鉛遺跡 高島町民遺跡 小田島城跡 鶴ヶ岡城跡(十三階南辺地点) 横山遺跡 弘田遺跡 本堂城跡 高岡(一)遺跡 二二階遺跡 下栗・青草町遺跡 昭和町遺跡 木ノ新保遺跡 久島寺遺跡 千木ヤシキツ遺跡 加茂遺跡(1) 加茂遺跡(2) 小出城跡 春日山城跡 米子城跡 御所遺跡 沈没船(推定いろは丸) 埋没地点遺跡 安芸園分寺跡 萩城跡(外瀬地区) 二刀遺跡 観音寺遺跡 徳島惣務跡 高松城跡(既跡) 大宰府跡 観世音寺 延岡城跡

一九七七年以前出土の木簡(二八)

胡桃館遺跡

釈文の訂正と追加(九)

伏見城跡(第八号) 藤本城跡(第二七号) 辻井遺跡(第五・八号)

中原遺跡(第三・二四号)

出土木簡葬木簡

七世紀の青札木簡と税制

井上和人  
森 公章

頒価 五〇〇円 送料六〇〇円



## 奈良・藤原宮跡

ふじわらみやう

- 1 所在地 奈良県橿原市高殿町
- 2 調査期間 第一四二次調査 二〇〇六年(平18) 四月～七月
- 3 発掘機関 奈良文化財研究所都城発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 巽淳一郎
- 5 遺跡の種類 宮殿跡
- 6 遺跡の年代 飛鳥時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要  
今回報告する調査は、藤原宮大極殿院・朝堂院地区の再調査の九回目にあたる。対象地は朝堂東第四堂と東面回廊で、南区(二四二次)と北区(二四四次)の二つに分けて、計二〇二四㎡を調査した。検出した主な遺構は、藤原宮以前の古墳周濠・落ち込み・溝、藤原宮期の朝堂院東第四堂・東面回廊とその関連遺構、平安時代の土坑である。以下、木簡の出土した南区(二四二次)の東面回廊の調査概要にしばって述べる。  
東面回廊の基壇は完全に削平され、西雨落溝SD九〇〇二、東雨落溝に先行する下層の造営時の溝SD九〇四〇、足場穴四基を検出するにとどまった。また回廊よりも東方で、造営時の整地土によって完全に覆われた南北大溝SD九八一五と、その西側に接する土坑

SK一〇五〇五を検出した。

木簡は、南北溝SD九八一五から削屑一点が出土した。SD九八一五は幅約二m深さ〇・四mで、造営時に生じた廃材(瓦片・木屑など)を含む。この溝はすぐ南の第二二八次調査でも検出しており、木簡五〇〇〇点以上が出土している(本誌第二七号)。それによれば、大宝年間(七〇一～七〇四)の木簡が主体を占め、大宝三年(七〇三)の紀年銘木簡も含まれていることから、東面回廊の完成は大宝三年以後まで遅れる可能性が高まっている。

8 木簡の釈文・内容

(1)

□□

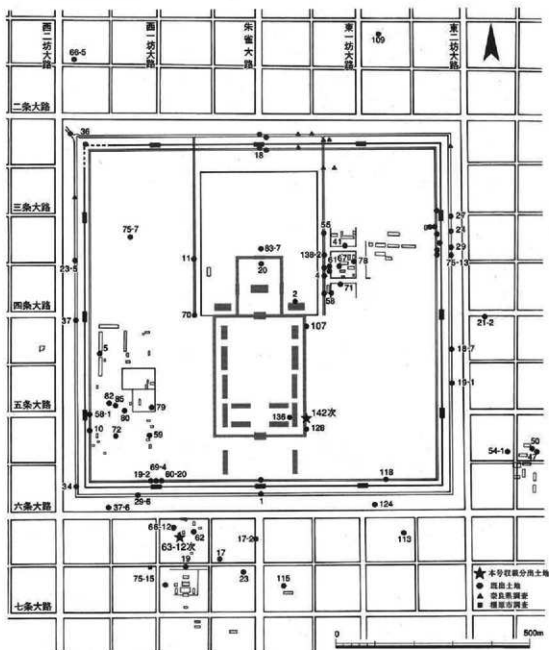
8

9 関係文献

一 奈良文化財研究所『奈良文化財研究所紀要二〇〇七』(二〇〇七年)

同『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』(二〇〇七年)

(市 大勢)



藤原宮跡及び周辺木簡出土地

奈良・藤原京跡  
ふじわらのみや



(桜井・吉野山)

この調査は藤原市の分譲宅地造成に伴うもので、調査地は右京七条一坊西北坪にあたる。発掘面積は五八〇㎡。藤原宮期の整地土の上面において、掘立柱建物三棟、素掘り南北溝三条、土坑二基を検出した。  
SB七〇五〇・七〇六〇は調査区における主要建物で、ともに南北四間、東西

二間。SB七〇六〇の西隣には三条の南北溝があり、うち一条は北の第六六一一二次・六二二次調査区へと続く。これらの溝は西北坪内を区分する溝の可能性がある。

木簡は、主として、SB七〇六〇の北側に東西に並ぶ三基の土坑から出土した。これらの土坑の埋土は上層と下層に分かれ、上層は木質層を間層として青灰色粘土と砂の互層がレンズ状に堆積し、下層は暗灰色粘土と粗砂の互層が水平堆積している。上層の木質層から木簡七二六点（うち前層七〇七七点）が出土した。その内訳は、SK七〇七一が四一四点（うち前層四〇三三点）、SK七〇七二が四〇〇点（うち前層三六六点）、SK七〇七三が二七二点（うち前層二六八八点）である。他に建物SB七〇六〇の東に位置する小土坑からも木簡一点が出土している。今回は代表的なもの三〇点を紹介する。

8 木簡の釈文・内容

一 第六三一二次調査

土坑SK七〇七一

(1) ・符号物   [持カ]

今昔人 阿布

(2)     [右京殿解カ]

610 EX61X(16)

180 610 EX61X(16)

2006年出土の木簡

03	□□ 子首□□	091			
02	□ 金万呂	091			
01	□□□ <sub>(佐カ)</sub>	091			
00	二田造□□ <sub>(攝カ)</sub>	091			
(9)	進正七	091			
(8)	正八位上羽昨□	091			
(7)	家地□ <sub>(鳥カ)</sub>	091			
(6)	□地損破板屋一間	091			
(5)	四坊刀祿□	091			
(4)	・□□奉出 □□□	091	(55)×(8)×2		
(3)	・「殿□□□□□ <sub>(大藏カ)</sub> 殿□□ <sub>(司カ)</sub> 」 □□□□□□□□	091	(159)×(7)×2		
04	畝火□	091			
05	□「疾三」 □□□	091			
06	□□ <sub>(共)</sub> □□	091			
07	土坑SK七〇七二 「伴△」	091	110×14×5		
08	連族□□	091			
09	赤末□	091			
09	土坑SK七〇七三 「高向□」	091	(55)×(20)×3		
02	□□長十五□ <sub>(丈カ)</sub>	091	(115)×14×4	019	
03	大初位	091			
04	「戸主□□□□□ <sub>(山カ)</sub> 」	091			
05	戸主□□□□□ <sub>(上カ)</sub>	091			

09 □戸廿四 05

07 □五十三 05

08 少女□ 05

04 □<sup>〔能カ〕</sup>□ 05

03 自□<sup>〔者カ〕</sup>百力□ 05

紀年銘木簡はないが、(8)(9)04から八世紀初頭の木簡群とみられ、内容は出土地点でもある右京に関わるものや、籍帳類など官衙で使用される用語が目立ち、右京職関係の木簡の可能性がある。

(1)の表面は「符す。等の物持つ」と読み下せる。七世紀末から八世紀初頭にかけての正史には、ほぼ毎年兩乞いの記事がみられ、そのいずれかの行事に関連しよう。裏面の「唐人」は、兩乞いの儀式に要する物を運ぶための人数を記したもののか。(2)は右京職の上申木簡。二文字目の字体は「京」。(3)(4)は直接接続しないが、同一簡の可能性もある。上部官司へ物品を搬出する際の記録であろう。

藤原京の坊名は、これまで「林坊」「軽坊」「小治町」などの固有名で知られていたが、(5)は坊を数詞で表す貴重な事例である。他に「坊」と書かれた削層一点も出土している。また藤原京に「刀祿」が存在していたことを示す点でも重要。五文字目は「五」の可能性

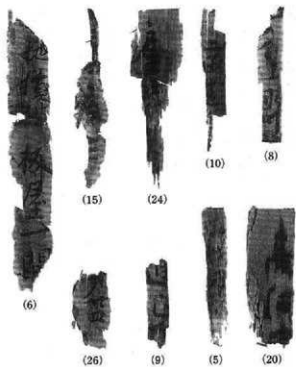
があり、「刀祿」が坊の中に複数いた可能性もある。

(6)(7)02は家屋などに関係し、他に「長」「高」など、大きさを記したとみられる削層もある。(8)は破損した家屋を書き上げたものか。大倭国では、慶雲二年(七〇五)に大風で廬舎が損壊したという記事がある(『続日本紀』同年七月丙午条)。(8)の七文字目は縦割のみしかみえず、「臣」にはならない。(9)は正七位とみられ、おそらく「進」は「少進」の「進」であり、(2)と関連させれば京職の四等官と考えて差し支えない。

04～030809は人名を記したものの、このうち04は、大化五年(六四九)三月に蘇我倉山田石川麻呂の頭を斬った物部二田造塚と同名か。時期はやや離れているが、同一人物の可能性もある。02は比較的大きな字体で文頭から書き始めているので、高向某への上申文書かもしれない。上半部のみ残る三文字目は、「中」などの字。04の「祇火」は、右京に位置する祇傍山の祇傍、あるいは人名なら、天平勝宝七歳(七五五)に右京班田司の算師祇火豊足(『大日本古文書』編年文書四、八一〇)などがいる。

09は横材木簡。横材の出土は計六七点にも及び、「衝」「宮」「田」「八」などの文字が認められる。05020408は戸籍などに関係し、020902は年齢を記載したものであろう。

また本調査区周辺の同坪内からも、「年六十三」「下戸」「雑戸」「百濟手人」などの戸籍関係や、官人などを召喚する召文木簡が出



(竹本 晃)

9 関係文献  
奈良国立文化財研究所「飛鳥・藤原宮発掘調査概報」二二(一九九一年)  
奈良文化財研究所「飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報」二二(二〇〇七年)

土しており(本誌第二二・一四号)、当地に右京職関係の官衙が置かれていた可能性が考えられる。

## 木簡研究 第二七号

巻頭言―書くことと削ること―

榊山 明

二〇〇四年出土の木簡  
 巻頭言―書くことと削ること―  
 概略 平城宮跡 平城京跡(左五三三条一坊一坪) 平城京跡(左五三三條五坊十坪) 東大寺日鏡内 西大寺日鏡内 日大衆院遺跡 下木東方遺跡 藤原宮跡 藤原京跡(七草十一條四坊) 四條遺跡 石門遺跡 飛鳥京跡 平安京跡(右京六条三坊六町) 宇治市街遺跡(内里八丁遺跡) 嵯野本町遺跡 鴨上野宮跡 北花田口遺跡 川原・藤ノ木遺跡 板井寺ヶ谷遺跡 柳瀬遺跡 坂ヶ渡遺跡 河安賀遺跡 下津北山遺跡 清原城下町遺跡 大瀧村軍一遺跡 土橋遺跡 上宮遺跡 水戸遺跡 水戸遺跡(川家小石川屋敷跡) 駿河小島遺跡(平家原敷跡) 播磨安志郡小笠原家屋敷跡(春日町遺跡) 下馬邊遺跡(鎌倉女子院地) 水稲寺跡 水稲寺跡(小笠原家屋敷跡) 春日町遺跡(IV地点) 水野原遺跡(新宿区No.11-1遺跡) 天龍寺遺跡 葛西城址(1) 葛西城址(2) 小針北遺跡(1) 西根遺跡 関津遺跡 市原遺跡 桑里制遺跡(美保地区) 北下遺跡(2) 長須賀金屋制遺跡 北堂遺跡 加茂遺跡 慈恩寺遺跡 鷲山跡遺跡 松本城下町跡(伊勢町) 一柳寺跡 泉院寺跡(陸奥国行方郡街) 若林城跡 市川橋遺跡 一本橋遺跡 柳之御所跡(1) 柳之御所跡(2) 花立目遺跡 沓江遺跡 手織田一〇遺跡 鶴ヶ岡城跡 彫川谷地遺跡 東根小笠町遺跡 藤本城跡 高岡(一)遺跡 本町一丁目遺跡 藤本C遺跡 梅原朝庭堂遺跡 小出城跡(弓庄城跡) 三角田遺跡 松雲川内北遺跡 上田遺跡 南魚沼市余川内試掘調査地点 築地館東遺跡 西川内北遺跡 中野清水遺跡 草戸千軒町遺跡 城仏土居屋敷跡 高松城跡(松平大膳家上屋敷跡) 草戸萬城下町遺跡(中密高町一丁目地点) 常三島遺跡 新藏遺跡 博多遺跡 本堂遺跡

一九七七年以前出土の木簡(二七)

平城宮跡

釈文の訂正と追加(八)  
 堅田B遺跡(第二〇・二一・二三号) 徳島城下町跡(第二三号)  
 シンボジウム「中国簡牘研究の現状」の記録  
 海州地区出土簡牘簡

江陵張家山二四七号墓出土竹簡とくに「二年律令」に関して―  
 史科群としての長沙呉簡・試論  
 「中国簡牘研究の現状」シンポジウム私見  
 新刊紹介 冨谷圭著「木簡・竹簡の語る中国古代―書記の文化史」

榊山 明  
 額価 五〇〇〇円 送料六〇〇円

## 奈良・石神遺跡

- 1 所在地 奈良県高市郡明日香村飛鳥
- 2 調査期間 第一八次調査 二〇〇五年(平17) 九月1-200  
六年五月
- 3 発掘機関 奈良文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 安田龍太郎・巽淳一郎
- 5 遺跡の種類 宮殿・官衙跡
- 6 遺跡の年代 飛鳥時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(吉野山)

石神遺跡では、一九八一年以来の継続調査によりA期(七世紀前半)中頃、B期(七世紀後半)、C期(七世紀末)の遺構群を検出している。遺跡が最も整うのはA3期で、斉明朝の公的宴會施設として使用されたようであるが、B・C期には官衙的な様相を呈する。第一八次調査区は、石神遺跡の主体となる

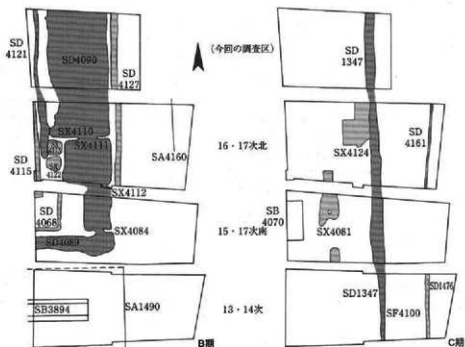
建物群の北外周部にあたる場所で、木簡が多数出土した第一五・一六次調査区のすぐ北隣である。調査面積は六七三㎡。検出した主な遺構は、杭列・石垣・礎敷・溝・土坑・自然流路などである。

A期には、調査区の大部分を占める沼沢地S X四〇五〇を埋め立て、正方位にはのらない杭列S X四二三〇、石組列S X四二三五・四三三六などが設けられる。南北溝S D四二二七も、A期に遡る可能性がある。B期には、南北溝S D四〇九〇・四二二一が掘削される。C期には南北溝S D一三四七が流れるが、溝自体の掘削はB期に遡る可能性もある。C期以降としては、中世以降の礎敷S X四五二九、それより古い礎敷S X四二五五がある。

木簡は、S D四〇九〇から三八点(うち削層一点、S D四二二一から七点、S D一三四七から六二点(うち削層三二点、遺物包含層から二点、遺構不明一点、計一〇点(うち削層三二点)が出土した。ここでは、それらのうち代表的なもの三二点を紹介する。

S D四〇九〇は幅一七・八m最大深さ〇・六mの南北溝。S D四二二一は幅一・一m最大深さ〇・二mの南北溝で、二股に分かれる。S D一三四七は幅三・三m最大深さ〇・五五mの南北溝で、暗灰色粘土・黒灰色粘土の堆積するS D一三四七Aと、灰色粗粒砂の堆積するS D一三四七Bに区分できる。木簡の内訳は、S D一三四七Aが五八点(うち削層三二点)、S D一三四七Bが四点である。またS D一三四七Aからは、「寺水」(間人内)の墨書土器も出土している。





石神道跡北部遺構変遷図

- これら三条の溝は第一五・一六次調査でも検出され（SD四二二）は第一五次調査では未検出、多量の木簡が出土している（木誌第一六・二七号）。
- 8 木簡の釈文・内容
- 南北溝SD四〇九〇
- (1) ・「己卯年八月十七日白奉経」  
・「観世音経十卷記白也」  
185×23×4 011\*
  - (2) ・「聖御前白小信法」  
・「調カ」  
・「麗カ」  
(285)×27×3 019
  - (3) ・「〇人カ」  
・「此又取」  
(35)×20×3 019
  - (4) ・「レ素留宜矢田マ調各長四段四布□□六十一」  
・「菟皮一合六十九布也」  
270×31×5 051\*
  - (5) □□□□  
下四 □□□□  
大鳥人上一下 □□川人  
210×37×2 061

(6)



122×37×3 011

(7)



(55)×(29)×4 081

(8)



(199)×25×3 019

(9)



123×17×3 032\*

(10)



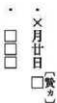
134×18×5 081

(11)



(68)×(21)×6 081

02



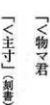
(61)×(44)×2 081

03



88×29×4 061

04



(72)×21×2 039

52×44×6 032

南北書SD四一三

06



(66)×(22)×5 081

母知二斗

(83)×30×5 039

08



(92)×(23)×1 081

南北書SD一三四七A

09



(119)×18×4 019

03



90×(38)×7 081

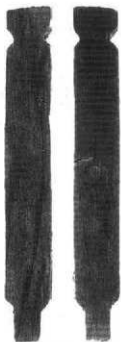
	〔丙戌〕年二月四日		
	〔〇〇〕陳		
22	「〇〇〇〇」	98×25×3	011
	〔〇〇〕卯年	(55)×25×3	029
23	「原五十」	54×25×5	051
24	「〇〇五戸小長」 〔賣〕	(157)×(23)×5	081
	「〇〇士」		
25	「〇〇奈費下黃」 〔布〕	220×24×3	022
26	「和軍布十五斤」	133×27×4	011
27	「〇〇」 〔五十斤〕		081
28	「康」 〔編〕	(87)×(42)×4	081
29	「識識識」		
	「〇〇」	(92)×24×3	081
	「東」		
30	「海々奈々古」	130×22×4	022

## 遺物を含む

31 〔結〕〔足〕〔矩〕〔〇〕〔〇〕〔〇〕〔〇〕〔〇〕〔〇〕〔〇〕  
〔真〕〔〇〕〔〇〕〔〇〕〔〇〕〔〇〕〔〇〕〔〇〕  
〔刻書〕 (123)×28×12 019

第一五・一六次調査同様、遺構ごとの木簡の内容に顕著な差異は認められないので、一括して概要を述べる。まず紀年銘木簡は、(1) 〇の「己卯年」(天武八年、六七九)、〇の「丙戌年」(朱鳥元年、六八六)、(6)の「庚寅年」(持統四年、六九〇)があり、既往調査の木簡年代観とも合う。

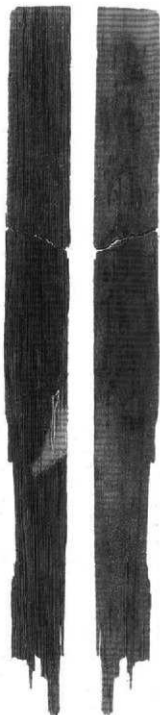
(1) (3) (19) は文書木簡。(1)は裏面に若干削り残りがあはる。「己奉」  
「記白」の部分は複数の訓読案が考えられるが、ここでは「己卯年八月十七日、白し奉る経のこと。觀世音経十卷、記し白すなり」と読んでおく。「己卯年八月十七日、経に関する事柄を報告いたします。觀世音経十卷を転読(ないし書写)したことを、木簡に記載してご報告申し上げます」の意となる。(2)は「信法」が「聖」に上申した文書。「小」は識讀表現。木簡を二次利用したもので、削り残りが顕著に認められる。また具体的用件に関わる「謹」と「賜」の間に、現状では墨痕は確認できず、正式の文書ではない可能性もある。「仏」字を書いた時、「寺水」墨書土器とあわせ(他に「寺」字のある木簡断片も出土、遺跡近辺に寺院があったともみられるが、現状では至近の場所に古代寺院は知られていない。むしろ(1)



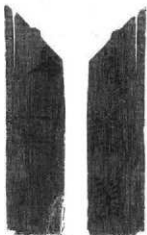
(10)



(25)



(2)



(29)



(15)

からは、転読または書写を依頼した貴族ないし皇族の邸宅が遺跡の近くにあったとも考えられる。(2)も貴族・皇族の邸宅に「型」が招かれたと考えれば説明がつく。(3)は下端折れ。材の上端右寄りに径一mmの小孔がある。類型としては、「此取人者御六世」(「此取人者盗人妻成」などと書かれ、小さな穿孔のある長屋王家木簡があり(平城京木簡「一、八八一九二号」、くじ引き用の札と推定されている(東野治之「長屋王家木簡の『御六世』」『日本古代史科学』岩波書店、二〇〇五年)。09の表面は「病いよいよ以つて」と調読できる。裏面は文字が右に寄り、整形前の記載とみられる。

(4) (8)は帳簿類。(4)は四周削り。「素留宜」は駿河(するが)であろう。矢田部も駿河に分布する。長さ四段の調布の数量を記載する。布の枚数を「四布」のように数えるが、類型は藤原宮跡出土木簡にもある(藤原宮木簡「一、一三三六号」。表面の「六十一」の上は「三布」の可能性があり、「四布」+「三布」+「六十一」+「荒皮一」+「合六十九布」となる。矢田部集団による調の貢進を示すか。表面一文字目「レ」は合点であろう。(5)は左右両辺は二次的削りて、三行以上の記載からなる。「上」「下」は上番・下番の意か。(6)は表面が本来の記載で、歴名簡であろう。裏面は左右両辺を二次的に制裁した後の記載。(7)は食料支給に関わる帳簿であろう。(8)は歴名簡の一部か。(9)は元米文書ないし帳簿か。表面を記載した後、下端を二次的に整形して裏面に記す。

(9) (4) (7) (8) (9)は貢進荷札など。(9)は異例の書式をとる。「三桑五十戸」は美濃国不破郡・大野郡の三桑郷に該当しよう。「御垣守」は衛士に相当する。当地出身の衛士に対する資養物に付けられた荷札か。御垣守は「濃尻中ツ刀自」を指すとみられるが、「刀自」は女性に関わり、検討を要する。(10)「三野評」は「凡人」の分布から、讃岐国の可能性がある。サト名に相当する位置に「凡人」とあるのみで、凡人からなる集団的まとまりが想定されるが、貢進者とはともに「目下マ」である。一般に某部を冠したサトについて、某部の集団的編成によって形成されたと考えがちだが、某部が主導権を握ることはあっても、それがすべてではないことを示す。裏面は二次的な墨書。(11)は養米の荷札。(12)は賈の荷札。(13)は五戸からの貢進荷札であるが、貢進者名も記す点が興味深い。賈と調の互換性を示唆する史料として重要。(14)の裏面は墨痕とシミとの区別がつきがたく、(14)と同様、人名のみ記す荷札ともみられる。(15)は塩の荷札か。(16)は小型の荷札。上端は切断するのみ。(17)「奈貴下」の「奈貴」は、後の山城国久世郡那紀郷に相当しよう。「黄布」については、「布」を「メ」と読んで海藻類とみるか、白貝を意味する「於賦」(宋誌卷二七)のいずれかの可能性がある。ただし「布」ではなく「草」とみれば、黄連の別名「黄草」を指すことになり、奈良国(定置式)内膳司との関連からも整合的に理解できる。(18)の「和軍布」はニギメ。一度の貢進量としては、六斤(大斤)ない

し二〇斤(小斤)が一般的であり、「十五斤」(小斤)はやや少量である。

⑬⑭は刻書。⑬は付札状を呈するが、横幅に対して長さが極端に短い。「主寸」はスグリ。⑭は厚めの材を用い、上端の左右両角を削り落とし、上端・左右両辺の表側を面取りするが、加工は荒い。

一部の文字は天地逆。

⑯は地名を記した削屑。⑰⑱は習書木簡。⑲は帽子などの用語に関係するものか。⑳は上端二次的削り、左辺二次的割裁。表面は習書だが、裏面は「東方」とあり、合点が付けられているので、物品の出納に使用された木簡の可能性もある。㉑も「物賣」とあり、何らかの物品納入との関連が想定される。

#### 9 関係文献

奈良文化財研究所「奈良文化財研究所紀要二〇〇七」二〇〇七年)

同「飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報」二二〇二〇〇七年)

(市 大樹)

### 橿原市東坊城遺跡出土の仏画

東坊城遺跡は、橿原市西部、曾我川の左岸に立地する。主に古墳時代と中世の遺構が確認でき、古墳時代の溝からは初期須恵器や銚造鉄斧・鉄滓・輪羽口などの生産関係遺物のほか、韓式土器や機織具部材などが出土し、渡来系技術者との関係が指摘されている。また、北に隣接する新堂遺跡からも同様の遺物が出土しており、遺跡の範囲はさらに広がるものと考えられる。

今回の調査では、期待された古墳時代の遺構の発見はなく、調査区全体が旧河川やその氾濫層上に立地することが判明した。現地表面下約2mまでは中世以降の氾濫による堆積層である。それより下層は葛城川旧河道と考えられ、古墳時代から中世にかけての土器が出土する。氾濫層の最下層上面からは耕作に伴う耨掘り溝を検出しており、中世には幾度かの氾濫を繰り返しつつ、その都度水田として利用された様子が窺える。また、調査区北西部では、梅または桃と考えられる並木を一例分検出した。

現在の葛城川は、条里制施行後に造成された人工河川と考えられている。建久二年（一一九二）当時の様子を描いたとみられる磯野庄園（談山神社所蔵）が現葛城川西域に沿っていることから、葛城川の流路改変はそれ以前と考えられるという（秋山日出雄

「大和（飛鳥川）の歴史地理学的研究——弘仁・天長期の大和南部水利政策」（藤岡謙二郎先生追悼記念事業会編『歴史地理研究と都市研究』上、一九七八年、大明堂刊行所）。

今回紹介する仏画は、流路改変以後の氾濫層から出土した。

仏画は頭部と脚部、左手を欠損するが、右手の第一・二指を結ぶ来迎印を結ぶことから阿弥陀如来を描いたものであろう。光背は二重円相で、身光外円は墨痕を消失するが、光背の大きさから座像と考えられる。また、仏の周囲には蓮弁が描かれており、阿弥陀来迎図と考えられる。なお、仏画の向かって左側中央部には釘孔が穿たれており、何かに打ち付けられた部材の一部であった可能性が高いが、用途は不明である。

仏画の鑑定については、奈良国立博物館の鈴木喜博氏・中島博氏・谷口耕生氏、帝塚山大学の戸花重利州氏のご協力を得た。

（橿原市教育委員会 米田 一・寛 和也）



## 奈良・上宮遺跡<sup>かみや</sup>

- 1 所在地 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南三丁目
- 2 調査期間 第一次調査 二〇〇一年(平13)三月
- 3 発掘機関 斑鳩町教育委員会
- 4 調査担当者 平田政彦
- 5 遺跡の種類 官衙跡・寺院跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代～江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(大阪東南部・桜井)

上宮遺跡は、法隆寺の南東約一・二kmの富雄川右岸の沖積地に立地している。一九九一年度の発掘調査における奈良時代の大型掘立柱建物群の検出と、平城宮・京所用瓦と同范の瓦の出土から、『続日本紀』に記載のある称徳天皇の行宮「鵝波宮」である蓋然性が高いと考えられている。

一方、当遺跡内には、聖徳太子薨去の宮「鵝波葺垣宮」の跡地に、嘉祥二年



(八四九)に実乗によって建立されたと伝わる成福寺が所在する。

今回の調査は、これまで未調査であった成福寺南域の遺構の広がりを確認することを目的とした遺跡範囲確認に伴うものである。

調査の結果、素掘りの溝三条のほか、溝二条、土坑一基などを検出したが、官衙関係の遺構は検出していない。

木簡は、成福寺境内をめぐる南側環濠にあたる幅二m以上(北側は未検出)の溝より一点出土した。木簡が出土した粘質土層の上層には、短期間で堆積したと考えられる一八世紀の近世陶磁器を包含する砂層が存在することから、それ以前に溝に落下または廃棄されたものと考えられる。

#### 8 木簡の釈文・内容

(1) ・「寅余月十七日」(右側面)

・「○南門之鍵」(裏面)

・「享保第十」(左側面)

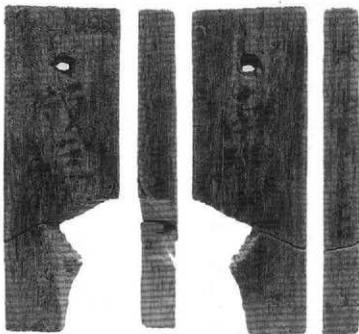
・「○成福」(裏面)

95 X 21 X 9 001

南門の鍵孔の木簡である。成福寺の南門の存在は確認できていないが、成福寺は東面する寺院であることから、南門は恐らく通用門であろう。側面には年紀が書かれており、享保一〇年代で寅年に該当するのは、享保一九年(一七三四)である。余月は二月の異称。

なお、木簡の釈読と赤外線撮影にあたっては、奈良文化財研究所の渡辺晃宏氏、山本崇氏、中村一郎氏の協力を得た。

(平田政彦)



## 大阪・花屋敷遺跡

1 所在地 大阪府東大阪市吉田一丁目

2 調査期間 ○六一一調査 二〇〇六年(平18)四月～七月

3 発掘機関 財大阪府文化財センター

4 調査担当者 岡本圭司・湯本 整・影山美智与

5 遺跡の種類 集落跡・耕地跡

6 遺跡の年代 一三世紀後半～一八世紀

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(大阪東北部・大阪東南部)

花屋敷遺跡は、近鉄河内花園駅の北側に所在する。河内花園駅前の再開発、及び近鉄奈良線連続立体交差化に伴って調査が行なわれ、中世(一三世紀後半～一五世紀)の集落が検出された。調査地の西側は、旧大和川の分流である玉串川が菱江川と吉田川とに分岐する地点にあたっていたと考えられる。また、遺跡の南西約一・六kmには、河内国守護畠山氏の居城であった若江城跡がある。

城跡がある。

集落は、周辺の条里地割に規制されて正方位をとる溝で囲われた屋敷地によつて形成されていたと考えられる。木簡は、これら屋敷地を区画したと考えられる東西溝(○六一一調査八〇溝)から二点出土した。木簡出土地点近辺の溝の土層は、上・中・下・最下層の四層に分けられるが、木簡は最下層の上方ないし下層の下方あたりで出土した。同溝からは土師器皿、瓦器碗、互賀羽釜・火鉢、備前焼摺鉢、常滑焼甕、須恵器東播系練鉢、中国製青磁碗など多くの土器・陶磁器の他、曲物・織機部材・草履・下駄・漆器碗・毬杖の穂などの木製品も出土している。一三世紀後半から一四世紀後半にかけての遺構と考えられる。

また、この溝が埋没した後に作られた、導水用の竹管を伴う結構を使用した貯水施設を検出した。同じ面において、土師器皿が集積する方形の土坑も検出した。一五世紀の遺構面と考えられる。さらに上位の中世末から近世にかけての三面の遺構面では、耕作地及びそれに伴う灌漑用の溝を検出した。

8 木簡の釈文・内容

(1) 吉カ田八郎小麦十九把又ハ字カカラハ六把

(2810) × 27 × 8 019

(2) 「西方源三上」

70 × 19 × 4 061



(1)



(2)

(1)はヒノキの板目材。上端は切り折り。下端は欠損するが、文章は完結すると思われる。表面は平滑に整えるために削られている。

上部は縦方向に裂けており、一文字目が「吉」であるならば、「吉田八郎」ということになり、当地の地名とも符合し興味深い。なお、一文字目は「吾」「悟」の可能性もある。

「吾」の読みも不明確ではあるが、共存する木製品に織機部材があることから、織物の原材料となる吾との関係を示唆する。小麦、もしくは吾の売買か、借用に関する木簡と考えられる。

(2)はスギの板目材。上端は粗く面取りを施し、下端は尖らせている。表面は平滑に削られている。付札であろう。

西方氏は河内畠山氏の一族で、一時、河内守護代の地位を得るが、活躍する時期は嘉吉の変（嘉吉元年（一四四二）以降であり、湊の埋没時期とは一世紀程度の開きがあると思われる。当木簡と同氏との関係の是非は今後の課題である。

なお、木簡の釈読にあたっては、関西大学の原田正俊氏、八尾市立歴史民俗資料館の小谷利明氏、劔大阪府文化財センターの水野正好氏のご教示を得た。

9 関係文献

劔大阪府文化財センター『花屋敷遺跡』Ⅰ（劔大阪府文化財センター調査報告書一六一、二〇〇七年）

同『花屋敷遺跡』Ⅱ（同一六一、二〇〇七年）

（岡本圭司）

# 木簡研究 第二六号

巻頭言「全圖木簡出土遺跡・報告書概覽」刊行に寄せてー 小林昌二  
二〇〇三年出土の木簡

- 概要 平城京跡左京三条三坊十一坪 平城京跡右京北辺 平城京跡右京西条一坊一坪 法華寺 旧大乗院 聖徳寺 聖徳寺 石持遺跡 飛鳥寺南方遺跡 鳥羽遺跡 鳥羽遺跡 東福寺南院 中世勝興寺 城跡 難波宮跡(1) 難波宮跡(2) 大塚城跡 九氣神社遺跡 奈良法興寺 玉櫛遺跡 久宝寺遺跡 兵衛津流跡 玉澤田中遺跡 北行殿寺 有岡城跡・伊丹縣町遺跡 明石城武家屋敷跡 封中遺跡 入在川遺跡 清洲城下町遺跡 大毛沖遺跡 土橋遺跡 北条家時・時頼邸跡 永徳寺跡 佐助ヶ谷遺跡 水戸澤屋川家小石川屋敷跡(春日町遺跡第廿四地点) 旗本岩瀬家屋敷跡(新調町遺跡)
- No.68遺跡 馬場下町遺跡(元町) 神田遺跡 北高遺跡(第一九地点) 松本城下町跡六九 松本城下町跡六九 権崎寺跡 寛田目桑里明遺跡 門田桑里明跡 東高久遺跡 荒井御田遺跡 河段城跡 仙台城跡(一の丸地区) 竹ノ内遺跡 市川橋遺跡 長徳寺遺跡 津輕氏城跡 新谷城遺跡 龍門寺北遺跡 古志田東遺跡 大在安遺跡 山形城跡 鹿野寺遺跡 津波遺跡 觀音堂遺跡 新田(一)遺跡 石名田木舟遺跡 井口城跡 本町一丁目遺跡 金石本町遺跡 中名町遺跡 海濱田遺跡 頼徳寺城跡 水橋金広・中馬場遺跡 小出城跡ノ神遺跡 道徳遺跡 觀音寺城跡 本子城跡(2)遺跡 本子城跡ノ神遺跡 青木遺跡 鹿田遺跡 青田遺跡 遺跡(KGO七地点) 關防田宿遺跡 長門國分寺跡 長門國分跡(高ノ丸地区) 高松城跡(2)(丸ノ内地区) 高松城跡(3)(松平大膳家中屋敷跡) 兩宮遺跡群 小倉城跡 在百ノ後遺跡 牟田口遺跡 船町遺跡(長崎奉行所立山役所跡) 北島北遺跡 平城宮跡 弘田遺跡

一九七七年以前出土の木簡(二〇) 平城宮跡 弘田遺跡  
釈文の訂正と追加(七)  
山田寺跡(第五・一二・一三号) 宮内黒田遺跡(第二二号)  
中央アジア出土のチベット語木簡-その特徴と再刊行- 鶴野和己・武内紹人  
殊勲寺西遺跡(第二五号) 安樂(國分寺跡(第四号))

木に記された層-石神遺跡出土具注層木簡をめぐって- 竹内 亮  
文字の形と語の識別「參」の二つの字形- 桑原 聖子  
書辭 平川南著「古代地方木簡の研究」 鎌江安之  
新刊紹介 木簡学会編「日本古代木簡集成」 武田和哉  
編者 五五〇〇H 五五〇〇H



(松 阪)

### 三重・丁長遺跡 ちよなが

- 1 所在地 三重県多気郡明和町斎宮子丁長ほか
- 2 調査期間 第二次調査 二〇〇六年(平成18) 五月～七月
- 3 発掘機関 三重県埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 野馬美砂子・小林俊之
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 中世～近世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要  
丁長遺跡は、国史跡斎宮跡の東方に位置し、笹笛川中流域左岸の段丘上に立地する。第一次調査において古代の伊勢道と考えられる道路遺構が確認されているが、今回の第二次調査では、中世から近世にかけての遺構のみ確認された。遺構は溝や井戸が大半を占める。今回紹介する木簡は、近世の井戸SE六〇から出土した護摩木一点である。SE六〇は上層が大きく破壊

されていたが、下層には一辺約1mの礎板組み隅柱横棧止めの方形の井戸枠が遺存していた。隅柱の上端部は切断面を残しており、護摩木はこの隅柱直上で出土した。

#### 8 木簡の釈文・内容

(1) 「(カンマン) 宝曆二年 吉野山

□<sup>〔書字〕</sup> 奉修大峯山上護摩供如意折杖

九月吉日 □<sup>〔板本〕</sup> □<sup>〔功き〕</sup> ] 411×36×5 061

スギ材の護摩木。明瞭な焦げた痕跡はないが、下端部両角が欠損していることから、護摩木を受けた際に、先を護摩の火で焦がして持ち帰った可能性がある。梵字「書」(カンマン)は不動明王の種子。「書」(カンマン)の可能性もある。宝曆二年は一七五二年。「板本坊」は金峰山寺の塔頭名である。

#### 9 関係文献

三重県埋蔵文化財センター「平成一八年度三重県埋蔵文化財年報」(二〇〇七年)



(野馬美砂子)

## 愛知・吉田城址

よしだしじょう

- 1 所在地 愛知県豊橋市今橋町
- 2 調査期間 第二次調査 二〇〇四年(平16)九月―一〇月
- 3 発掘機関 豊橋市教育委員会
- 4 調査担当者 小林久彦(豊橋市美術博物館)
- 5 遺跡の種類 城郭跡
- 6 遺跡の年代 中世・近世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



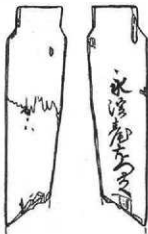
(浜松)

吉田城は、永正二年(一五〇五)、豊川下流域右岸を本拠とする国人領主牧野氏によって築城された今橋城を前身とし、その後吉田城と改称されたものである。豊川下流域のほぼ中心部で、街道や河川の要衝に位置するこの城は、戦国期を通じて東三河支配の要であった。松平(徳川)家康の東三河平定、さらに家康の関東移封に伴う池田照(輝)政の入城に際して、大がかり

な改修が加えられ、近世城郭として発展を遂げた。近世にはやはり東三河地域の支配の要として、三・八万石の譜代大名が入城した。近世の吉田城は、面積八四万㎡にも及ぶ広大な城域をもっていた。豊川を背にして、本丸を中心に二の丸、三の丸、さらに藩士の屋敷地が取り囲み、全体を総構で区画した構造である。基本的に土造りの城であって、石垣は本丸の周辺と主要な門だけに設けられていた。城下は城の外側に展開しており、また城の外周には東海道が通るため、宿場町としてもにぎわった。

今回の調査では、近世の区画溝をはじめ、掘立柱建物、井戸、土坑、多数の柱穴が確認された。調査区は、幕末に描かれた「吉田藩士屋敷図」(豊橋市美術博物館蔵)によれば、「沢平八」の屋敷地内に相当する。沢平八は、詳細は不明ながら、屋敷地の規模から言えば中級の藩士とみられる。また、付近は伊勢神宮領である飽海神戸または吉田御園の比定地でもあり、中世前期の遺構も検出された。

木簡は、城址の南側付近、近世の藩士屋敷地内の井戸(C-3区 SE10-6)から一点出土した。この井戸は、調査区の南東寄り、屋敷地の推定位置からいえばその中央やや南東寄りに位置している。平面形は楕円形で、規模は長径三・〇m短径二・五m、深さは検出面から二・九mである。素掘りの井戸で、井戸枠などは存在しない。ここからは瀬戸・美濃産陶器、常滑産陶器、肥前産陶磁器、在地産土師器、瓦、木製品が出土しており、それらの増産時期である一七



世紀から一八世紀中葉までが井戸の使用期間を示すと考えられる。  
 8 木簡の釈文・内容

(1) ・「永浜台右衛門殿」



(18.5)×(9.4)×(0.8)

上部に切り込みをもち、下に向かって幅を狭めている。下端は欠損する。一面に宛先とみられる墨書があり、反対面にも墨書があるが判読できない。ここでは判読できる宛先の書かれた面を表と考える。屋敷地に納入された物資に付属したものと思われる。ちなみに、「吉田藩士屋敷図」中には氷浜姓を見いだせない。

吉田城址では、このほかにも城内の三の丸に所在した井戸から近世の木簡が一点出土している。こちらは現在報告書作成に向けた整理作業の途中のため、時期を改めて報告することとした。

(岩原 剛 (豊橋市美術博物館))

静岡・東前遺跡 ひがしまえ

- 1 所在地 静岡県浜松市西区志都呂町
- 2 調査期間 二〇〇六年(平成18)七月～二〇〇七年三月
- 3 発掘機関 財団法人文化振興財団・浜松市文化財担当課
- 4 調査担当者 川江秀孝・仲川美津保・鈴木敏則
- 5 遺跡の種類 集落跡・湿地
- 6 遺跡の年代 縄文時代前期～近世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(浜松)

東前遺跡は、浜松市南西部の埋没砂丘を含む海岸低地に立地する。東西に長い埋没砂丘の北側には台地がせまって海蝕崖をなしており、遺跡はその崖直下の第一砂丘と呼ばれる最も古く形成された砂丘上に位置する。砂丘の南は、浜名湖に連なる大規模な列間湿地であるが、当地区のすぐ南には、流路を挟んで小規模な中洲状の微高地が存在する。遺跡は微高地やその周辺の湿



地にまで広がる。

発掘調査は微高地を中心に実施した。遺構は耕作などによる擾乱のためほとんど確認されなかったが、遺物は縄文時代前期から近世までのものが出土した。特に弥生時代中期から奈良時代にかけての遺物が多く、土器や木器などの遺物は、湿地への落ち際で多く出土した。

木簡は、砂丘と微高地との間の流路底面から、八世紀後半の木製人形や土器とともに、幅1mほどの帯状をなして出土した。木簡は一点のみであるが、「孫足」と書かれた墨書土器が共存し、また、微高地南側の湿地でも「長女」と書かれた墨書土器が出土した。二点とも、須恵器の無台杯身である。

#### 8 木簡の釈文・内容

##### (1) □□若日下マ足石十九□□

FIGURE 85

左辺上部が欠損し、上端部は少し腐蝕しているが、ほぼ原形をとどめる。「若日下マ足石」は人名で、伊場遺跡群に類例の多い「郷名(郷一字は省略)十人名(+数量)」の付札とみられる。若日下部は伊場遺跡第五六号木簡にもみえる。「マ」の部分は墨が完全に流出し、浮き字として確認された。「十九」は何らかの数量で、その下の□は単位であろう。簡略化されていて判読できないが、「東」の可能性が考えられる。

東側遺跡がある志都呂町は、古代数智器衛と考えられる伊場遺跡群から五km西方にあり、「和名抄」にみえる小文郷と推定される地域である。最初の二文字の郷名部分は「中寸」の可能性も考えられるが、この地名は伊場遺跡の北側にある中村遺跡周辺と考えられており、やや距離がある。その当否はともかくとしても、郷衛から離れた遺跡で伊場遺跡群出土木簡と同種の木簡が出土したことは、この地に郷衛機能を代行する有力な村が存在したか、あるいは郷衛の出先機関のような施設が置かれていた可能性を示唆する。伊場遺跡群によって明らかになってきた古代の数智器の実態を考える上で、新たな重要史料の出現と評価できよう。

(鈴木敏則)





(長浜)

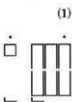
調査地は「R長浜駅の北西約二〇〇mに所在する。遺構は一三世紀のものを中心で、溝や柱穴・土坑が多数検出された。それらの遺構と重複する形で一五世紀の遺構が築かれており、さらに一八世紀には長浜城の堀が築造されている。その他、埋土に六世紀から一〇世紀の遺物が混入している遺構もある。

滋賀・長浜城遺跡  
ながはまじょう

- 1 所在地 滋賀県長浜市公園町地先
- 2 調査期間 第一三六次調査（二〇〇六年（平18）二月～二〇〇七年三月）
- 3 発掘機関 長浜市教育委員会
- 4 調査担当者 池寄隆一・牛谷好伸
- 5 遺跡の種類 城郭跡・集落跡
- 6 遺跡の年代 一三世紀～一八世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

木簡は、調査区北西寄りで検出した土坑の埋土中程から一点出土した。この土坑からは、他に灰釉陶器・土師器皿・土師器・須恵器・羽釜などの遺物が出土している。羽釜は瓦質足釜の足部分で、一三世紀のものである。木簡の年代もおおむね同時期と考えられる。

8 木簡の釈文・内容



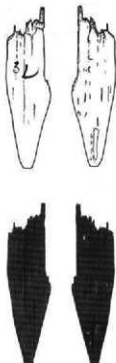
(1) (3.15×2.9×3.8cm)

上部は欠損しており、下端は尖らせている。表裏両面に文字が記されているが、釈読できない。

9 関係文献

長浜市教育委員会「長浜城遺跡 第一三六次調査報告書」(二〇〇七年)

(池寄隆一)



長野・松本城下町跡伊勢町

- 1 所在地 長野県松本市中央一丁目
- 2 調査期間 一 一九九六年(平成8) 二月～一九九七年一月  
二 一九九七年八月～一〇月
- 3 発掘機関 松本市教育委員会
- 4 調査担当者 一 神田訓安・高桑俊雄・村田昇司  
二 竹内靖長・長橋重幸・村田昇司
- 5 遺跡の種類 城下町跡
- 6 遺跡の年代 近世・近代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(松本)

伊勢町は、親町三町・枝町一〇町からなる松本城下町のうち、本町から西に分岐し旧野麦街道の起点となつた枝町である。市街地の再開発事業に伴うこれまでの発掘調査や文献上の記録から、町屋の形成は一六世紀後半の小笠原貞慶による

城下町整備まで遡るが、藩政時代を経て今日にまで伝えられてきた町割は、一七世紀前半の小笠原秀政の整備によるものと考えられている。

一 第一次調査

調査地は、城下町絵図では町屋裏手の浄林寺域にあたるが、確認された四層の生活面からは建物・土坑・ピットなどが検出されたものの、寺院に関わるものは見出されなかった。代わって明治時代に旧寺域に設置された旧開智学校に関わると考えられる遺構が第二検出面において検出された。

木簡は、第二検出面の土坑四(廃棄土坑)から六点、同面の遺物包含層から一点、計七点が出土した。土坑四は、南北六m東西六・九m深さ〇・六mを測る隅丸方形の大形廃棄土坑である。木簡のほか、覆土中からは陶磁器、木製品が数多く出土している。

二 第一六次調査

この調査では、伊勢町町屋の背割溝である北蛇川を確認したほか、一八世紀の生活面を中心に鍛冶関連の遺構を多数検出し、鍛冶職人の居住が推定された。また、一六世紀後半の生活面では一七世紀以降とは異なる町割の様相が窺え、遺物にも高級茶器や刀装具が含まれている。従って伊勢町の形成初期は必ずしも町人地に限定されていた訳ではなかったと考えられる。

木簡は、形成初期にあたる第三検出面(一六世紀後半から一七世紀

前半まで)の土坑二九から一点、同面の土坑六から一点、第四検出面(二六世紀後半)の廃棄土坑一一から三点、同面の溝状遺構一から一点、計七点が他の木製品とともにまとまって出土した。土坑二九は円形ないしは隅丸方形を呈すると考えられ、この遺構とともに直線状に連なる二基の土坑が近接する。いずれも内部に栗石状の礫が多量に見られ、建物の礎石跡の可能性がある。土坑六は焼土面で、周囲に炭・灰が散在していたものである。土坑一一は礫が多量に含まれる径五〇cm内外の円形土坑で、建物に伴う可能性もある。溝状遺構一は幅〇・八m長さ六mで、東西に走るものである。

#### 8 木簡の釈文・内容

##### 一 第一次調査

##### 土坑四(第二検出面)

(1) 〔<sup>レ</sup>松本尋常高等小学校

女子部<sup>レ</sup>つ長<sup>レ</sup>

・<sup>レ</sup>第二<sup>レ</sup>年<sup>レ</sup>平民<sup>レ</sup>カ

弥 吉野山

99×23×7 011

(2) 〔<sup>レ</sup>富<sup>レ</sup>部<sup>レ</sup>カ

(126)×(34)×5 081

(3) 〔松本<sup>レ</sup>行<sup>レ</sup>カ

桂山<sup>レ</sup>カ

85×40×1 011

(4)

〔皮カ

(124)×26×1 081

(5)

小<sup>レ</sup>箱<sup>レ</sup>

86×29×1 011

(6)

箱<sup>レ</sup>

126×27×8 051

##### 第二検出面遺物包含層

(7)

〔<sup>レ</sup>箱<sup>レ</sup>

(187)×34×4 081

(1) (6)は、明治期の旧開智学校に関わるものと考えられ、(1)(2)はその記載内容から学校内で使用された木札類と推察される。(3) (6)は荷札木簡などと考えられよう。なお、(6)の裏面三行目の文字は、〔展〕または〔食〕の可能性がある。

##### 二 第一六次調査

##### 土坑二九(第三検出面)

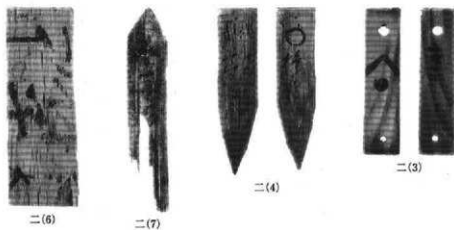
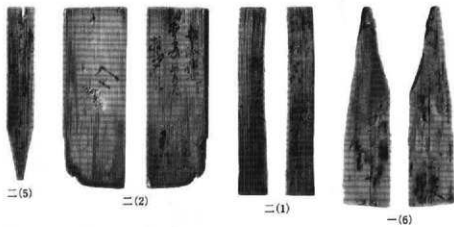
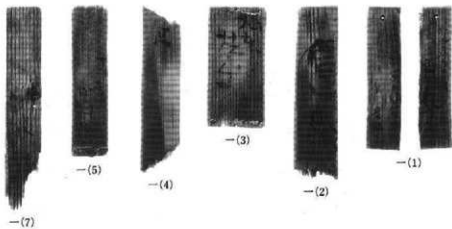
(1)

〔<sup>レ</sup>上松<sup>レ</sup>米田源次<sup>レ</sup>渡

新茶拾斤入<sup>レ</sup>カ

222×33×4 011

2006年出土の木簡



土坑六（第三檢出圖）

(2) ・「松本伊せ」  
 「相かりひさ」  
 「ぬ」  
 「拾式」

三郎次

武州  
 庄工門」

「  
 〈X

195×60×8 011

(3) ・「。き。」

・「。●。」

129×32×8 011

土坑二（第四檢出圖）

(4) ・「。○權威」

「。九月六日  
 酉 道中」

178×43×5 051

(5) 「

。新□村 堀科□  
 組頭□弥左衛門  
 六郎左衛門

弥左衛門」

174×28×3 051

(6) 「一□<sub>本</sub>  
 丁□<sub>本</sub>」

(99)×298×10 081

溝伏遺構一（第四檢出圖）

(7) 「南無阿□□<sub>陀</sub>  
 X□□<sub>陀</sub>」

(215)×39×1 019

第一六次調査出土木簡は、松本城下町跡出土木簡でも古い段階に位置付けられるものである。(1)～(4)は形態や記載内容から荷札木簡と考えられる。(5)は人足に関わる札。(6)は建築部材や容器などの一部であろうか。(7)は上端を失らせる。内容からみて、笹塔婆の上端と考えられる。

9 関係文献

松本市教育委員会「松本城下町跡本町第三・四次、伊勢町第一四一七次—平成九年度試掘調査報告書」（松本市文化財調査報告一三三）（一九九八年）

（竹原 学）



(松本)

長野・松本城下町跡本町  
まつもとじょうかまち ほんまち

- 1 所在地 長野県松本市中央二丁目
- 2 調査期間 第四次調査 一九九七年(平9) 一月～二月
- 3 発掘機関 松本市教育委員会
- 4 調査担当者 竹内靖長・今村 克・村田昇司
- 5 遺跡の種類 城下町跡
- 6 遺跡の年代 近世(十七世紀前半～一九世紀前半)
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要  
 本町は、松本城下町の中でも善光寺道(北国脇往還)沿いに配置された主要な町屋である親町三町(本町・中町・東町)の一つで、間屋や商家が軒を連ねて栄えた。松本城下を貫く善光寺道は城域の東部を南下し、東町を経て女鳥羽川を横切った後西折する。中町を通って再び南に折れ、ここより以南が本町となる。こうした町屋の骨格形成は、『信府統記』の記述から小

笠原貞慶が松本城東側にあった市辻・泥町の町人地を女鳥羽川以南に移した一六世紀末のことと考えられている。

松本市街地の再開発事業に伴って実施された第四次調査地点では、一七世紀前半以降の生活面(釜地層)四面が確認された。調査は主に一八世紀末から一九世紀前半の生活面(第一検出面)について実施し、建物一〇棟、水道遺構二条、土坑四一基、ピット二基、埋設桶五基、溝状遺構三条を検出した。とりわけ基礎構造の明瞭な建物、保存状況の良い水道施設、火災による被熱のためゴミ穴に一括投棄されたと考えられる上野紙沢産砥石の大量出土が注目される。

木簡は、水道施設の埋設桶の蓋に墨書のあるもの二点のほか、埋設桶から一点、木製遺物が多量に遺存していた土坑一五から四点、計七点出土した。水道施設は三基の埋設桶(蓋桶)で結ばれた東西方向延長一五m近くにわたるもので、白色粘土で丁寧に密封した紐ぎ手、棕櫚縄をパッキングに用いた二重の蓋構造を有する木桶で構成される。

8 木簡の釈文・内容

埋設桶一

(1) 「桶源

文政十亥

初夏  
 大  
 丁  
 カ



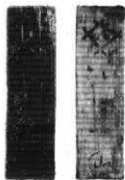
(2)



(1)



(4)



(3)



(7)



(6)



(5)



埋設箱二

(2) 「 」 大口

文化二<sup>丑</sup>歳六月吉辰



簡長56×幅56 016

埋設箱三

(3) ・「目印」  」



187×52×7 011

土坑一五

(4) ・「 」松本  
岩井や安平方へ」

・「 」御くら 平八」

95×24×4 032

(5) ・「 」 」



248×61×11 011

(6) ・「目印」上々 方鋼拾貳貫

・「 」 」

□月廿五日  
五大カ菩薩

(138) ×37×8 019

(7) ・「上」 」

・「伊勢栄三駄之」

206×92×7 011

(1)(2)は桶蓋の裏面に墨書されたもので、水道施設の新設あるいは改修に際しその日付を記したものであると思われる。文政一〇年は一八二七年、文化二年は一八〇五年である。(3)・(7)は荷札と考えられる。

(3)の目印は「◇」に「人」、(6)の目印は「□」に「一」。(6)の裏面の「五大カ菩薩」は荷物の安全を祈願する呪句。

9 関係文献

松本市教育委員会「松本城下町跡本町第三・四次、伊勢町第一四一七次―平成九年度試掘調査報告書」(松本市文化財調査報告一三三、一九九八年)

(竹原 宇)

## 長野・東條遺跡 ひがしじょう



(長野)

東條遺跡は、古墳時代後期から戦国時代にかけての複合遺跡で、横捨土石流台地から連なる押し出し地形の北東斜面末端部の標高三六六―三八二m前後に立地する。遺跡東端は千曲川左岸の後背湿地に隣接する。今回の発掘調査は国道バイパス建設に伴うものである。検出した主な遺構としては、古墳時代後期から奈良・平安時代の竪穴住居のほか、鎌倉時代後期から戦

- 1 所在地 長野県千曲市大字八幡字東條
- 2 調査期間 二〇〇六年(平成18)四月―二月
- 3 発掘機関 長野県埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 岡村秀雄・小林秀行・山崎まゆみ
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 古墳時代後期―戦国時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

国時代の礎石建物・掘立柱建物・木桶墓・井戸・溝、及び四方の壁に二〇―三〇cmほどの隙を巡らせた竪穴状遺構などがある。  
木簡は、調査区北側で検出した杭列を伴う溝から一点出土した。一三世紀後半から一四世紀後半の時期の遺構である。溝の東側には隣接して多数の柱・杭が検出されている。

8 木簡の釈文・内容

(1) ・「<蘇民將來子孫人<家カ」  
・「<」  
・「<」  
・「<」

上端は切り折り調整により尖り、頭部に切り込みがある。下端部は平坦で、中央部と下部に折れがある。風化が著しく、肉眼では墨書の判読は難しい。釈読にあたっては、奈良文化財研究所史料研究室の方々のご教示を得た。



(赤外線画像)

(岡村秀雄)

12.5 × 6.5 × 0.8

宮城・仙台城跡  
せんだいじょう



(仙台)

その麓の河岸段丘部分に城域が形成されている。初代仙台藩主伊達政宗が、慶長五年（一六〇〇）一二月に築城を開始し、慶長七年五月に一応の完成をみた。

調査地は、三の丸雲門跡東側周辺に位置する堀跡で、調査面積は四七二㎡である。

調査の結果、杭列や集石を伴う堀の北岸・西岸を検

1 所在地 宮城県仙台市青葉区川内

2 調査期間 第一六次調査 二〇〇六年（平18）九月―二月

3 発掘機関 仙台市教育委員会

4 調査担当者 渡部 紀・鈴木 隆・鹿野仁子

5 遺跡の種類 城館跡

6 遺跡の年代 江戸時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

仙台城跡は仙台市街地の西方に位置する山城で、青葉山丘陵及び

出した。堀の底面は未確認だが、一七世紀の遺物を含む粗砂層（Ⅲ層）が確認され、堀の規模は、南北幅が三五m以上、深さが現地表面より六・三五m以上となる大規模なものであることがわかった。

堀の堆積層は二層に大別される。

木簡は、堀北岸近くのⅣ層から一点出土した。Ⅳ層は、自然木、伐採木を多く含み、近代に形成されたと考えられる。Ⅳ層の共存遺物には下駄や漆塗りの板材など多数の木製品がある。

8 木簡の釈文・内容

(1) ・「御用之□□



(0.82)×(0.54)×(4.3 0.0)

上端と左右両辺は原形をとどめているが、下端は欠損している。墨書の内容から荷札と考えられる。裏面にも墨書された文字が見られるが、判読は難しい。樹種はスギである。

なお、釈文にあたっては、仙台市博物館の高藤河氏のご教示を得た。

9 関係文献

仙台市教育委員会「平成一八年度調査報告書 仙台城跡七」（仙台市文化財調査報告書三〇九、二〇〇七年）

(鹿野仁子)



## 宮城・山王遺跡（八幡地区）

- 1 所在地 宮城県多賀城市南宮字八幡
- 2 調査期間 一九八九年（平一）六月～一九九一年二月
- 3 発掘機関 宮城県教育委員会
- 4 調査担当者 佐藤剛之・赤澤靖章・菅原弘樹・近藤和夫・天野順陽・高橋栄一・千葉正康・三好秀樹
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代～江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



（仙台）

山王遺跡は、陸奥国府多賀城跡の南西に位置し、砂押川と七北田川によって形成された標高五～六mの東西に長い自然堤防上に立地する。調査は一九七八年以來、宮城県教育委員会と多賀城市教育委員会によって行なわれ、弥生時代から江戸時代にわたる多数の遺構・遺物が確認されている。特に平安時代

前半頃の多賀城南面には、東西・南北大路を基準とした方格地割が施工され、道路で仕切られた区画には道路と方向を揃えた掘立柱建物を主体とする住居や工房、倉庫、井戸などが営まれていたことが判明している。大きくみて、大路沿いの区画は上級官人の邸宅など、大路から離れた区画は階層の低い人々の居住・生産域として使われている。

今回報告する調査は、仙塩道路多賀城インター建設に伴うものである。調査の結果、方格地割を構成する北二・二a東西道路と西四・五南北道路を検出したほか、小規模な掘立柱建物を主体とした住居・井戸・溝・畑・土坑・河川などが発見された。出土遺物は土師器・須恵器、赤焼土器など在地の土器が大部分で、施釉陶器のようないり物は少ない。他には瓦、硯、木・鉄・土製品、漆紙文書などがある。八幡地区は方格地割上でも大路から離れた場所であり、階層の低い人々の活動の場になっていたとみられる。

木簡は、調査開始時に掘削した排水溝から一点出土した。出土地点から、平安時代前半頃の西五道路東側溝または奈良時代の河川S D一〇〇に伴うものと考えられるが、特定できない。

このほかSK二六七から墨絵のある板材（長さ二三六mm幅六八mm厚さ四mm）が一点出土した。SK二六七は、西五道路の最も新しい東側溝SD三八一に伴う東西六・〇m南北五・五m深さ〇・五mの広く浅い枡で、側溝の水の一时的な集水を目的としたものである。

筆の運びから墨絵とみられるが、欠損のため絵柄は不明である。人物像とすれば首筋から胸元にあたる部分と思われる。木簡以外には土師器・須恵器、赤焼土器が出土している。年代は一〇世紀前半頃である。

なお、八幡地区では漆紙文書も五点出土している。そのうち判読可能な二点の釈文を以下に掲げる。なお、出土遺構などの詳細は関係文献を参照していただきたい。

a □年廿四歳

□刀カ

□自元年七

売年六

b 博士

史生嶋岐史

a は須恵器杯に付着した匿名様文書の断簡で、ウルシ面に記載されている。b は文書末尾の署名部分の断簡である。漆器の皿に入れた漆に付着した状況を呈するが、漆器は木地が失われ、表面に塗られた漆の皮膜のみが残存する。オモテ面の記載である。

8 木簡の釈文・内容

(1) ・□黄遣□□□□

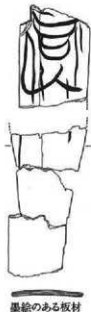
・□□□□

(160) X 26 X 11 081

両面とも墨の残りが悪く、各々二文字が判読されるのみである。似た文字や同じ文字を繰り返しており、ともに習書の可能性がある。

9 関係文献  
宮城県教育委員会「山王遺跡Ⅴ」(一九九七年)

(吉野 武〈宮城県多賀城跡調査研究所〉)



漆紙文書a



漆紙文書b

## 宮城・壇だんの越遺跡こし

- 1 所在地 宮城県加美郡加美町鳥嶋・鳥屋ヶ崎・谷地森
- 2 調査期間 第一〇次調査 二〇〇六年（平18）五月―二月
- 3 発掘機関 加美町教育委員会
- 4 調査担当者 斉藤 篤、村田晃一、村上裕次（宮城県教育委員会）
- 5 遺跡の種類 城壕跡・集落跡
- 6 遺跡の年代 縄文時代―江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(古川)

壇の越遺跡は、鳴瀬川支流の田川左岸に形成された標高五〇―六〇mの河岸段丘に立地する。奈良・平安時代を主体とした複合遺跡で、範囲は東西約二・〇km、南北約一・五kmに及ぶ。遺跡北の丘陵上には、陸奥国賀美郡家跡と推定される東山官衙遺跡が所在する。発掘調査は、県営基盤整備事業と県道改良工事に伴うもので、一九九六年度から継続的に実施している。

その結果、約一町ごとに施工された道路による方格地割が確認され、区画内部からは塙で囲まれた居宅をはじめ、掘立柱建物、竪穴住居、井戸などが多数検出されており、都市的な景観を形成していたことが判明した。

方格地割は、大別して二時期の変遷が認められる。一期は、八世紀中葉の東山官衙創建と一体的に整備された。その範囲は、東山官衙の外郭南門から南に八町、南門から南に延びる南北大路を基準として西に七町、東は三町以上であり、上位―下位段丘面を含む広大な範囲に施工された。二期は、八世紀後葉に段丘面の境に塙を伴う築地塙が構築され、地割の範囲が上位段丘に限定・縮小された時期で、九世紀中葉まで存続し、後葉には段階的に廃絶した。

木簡は、南北大路C期西側溝の底面から一点出土した。すぐそばに新たに発見された八脚門が位置する。門は東山官衙外郭南門から約二〇〇m南、南北大路と南―東西道路の交差点北側に設けられた。大路は三時期の変遷が認められる。八脚門はB期に伴い、一度建て替えられている。門の両脇には材木塙が取り付き、幅四m深さ一mの大溝が伴う。材木塙は東に七m延びて北へ折れ、西は一〇七m以上延びる。また、門内側の大路西側で三間×二間と二間×二間の小規模な建物が重複して検出されており、門番詰所と考えられる。今回発見した材木塙と大溝で囲まれた区画は、東山官衙遺跡の正面に位置すること、塙の東辺はその外郭南東隅へ向かって延びるこ



東山遺跡と方格地割模式図〈2期：8世紀後葉～9世紀中葉〉

とから、両者は一体のものであり、さらに、南北大路との交点には格式の高い八脚門が設けられていること、東山官街の外郭南門は創建期の一時期のみ認められ、建て替えが行われなかったこと、大溝の下層出土遺物が八世紀に限定されることを考慮すると、東山官街は八世紀の新しい段階に南の低地へと拡大したと考えられる。一方、壇の越の方格地割では、八世紀後葉に櫓を伴う築地塀によって

街区が囲い込まれるという大きな画期が認められており、東山官街の拡大も同時期に行なわれた可能性が高い。

東山官街は、創建期から外郭縁がめぐり、八世紀後葉には南辺が拡大し、新たに南の街区、北や東の丘陵部を取り込む外周施設が造られ、南辺には櫓が付設される。このため、東山官街は賀美部家という政治的施設にとどまらず、軍事拠点でもある城櫓と考えられる。

8 木簡の釈文・内容

(1) □□□□〔すか〕

(80)×(15)×(5) 040

上下両端、右辺、背面は割損する。五文字のうち、一・三・四文字目は禾偏で、同じ文字とみられる。三文字が同じであることから、習書と考えられる。

なお、木簡の釈文にあたっては、宮城県多賀城跡調査研究所の吉野武氏からご教示いただいた。

(村田晃一〔宮城県教育委員会〕・斉藤 篤)



## 岩手・志羅山遺跡

1 所在地 岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山

2 調査期間 第九四次調査 二〇〇六年(平18) 四月～六月

3 発掘機関 平泉町教育委員会

4 調査担当者 鈴木江利子・島原弘征

5 遺跡の種類 屋敷跡

6 遺跡の年代 一二世紀、中世・近世

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(一) 同

志羅山遺跡はJR平泉駅西側に位置し、五〇〇m四方の広がりをもつ。現在は町役場や郵便局、銀行などの施設を有する市街地であり、駅から七〇〇m西にある特別史跡毛越寺に向かう県道が遺跡を横断している。近年、この県道の拡幅に伴う発掘調査や、住宅建設などに伴う調査の結果、一二世紀奥州藤原氏時代の遺構・遺物のほか、中世や近世の資料も増えている。

今回の調査区は志羅山遺跡の南西端に位置する。調査前は水田として使用され、平坦であるが調査区外北側の水田は一段高い広がりとなっている。調査面積は八五〇㎡。検出遺構は掘立柱建物・土坑・溝などで、遺構の年代は、一二世紀、中世、近世である。

木簡(笹塔婆)は、調査区北部で検出した東西方向の溝の埋土中位の広い範囲から、計二二点出土した。溝の検出長は二五mで、東西の調査区外に続いている。幅は約二・〇m、深さは一・〇―一・三m、断面形はV字状を呈する。溝底は東にわずかに傾いており、笹塔婆出土層は砂を含む流水の痕跡を示す。

笹塔婆の年代は、その形状や大きさ、梵字「𑖀𑖃」(パン)と「大日如来」が同時に書かれていること、共存遺物の年代などから、一三世紀から一四世紀にかけてと考えられる。溝からの共存遺物には、かわらけ、陶器、磁器、木製品、板碑などがある。

なお、調査区の北七〇mの水田の傍には、元応三年(三三二)の紀年銘をもつ板碑が立っている。また、「大日如来」の笹塔婆としては、福島県寛井藩田遺跡出土のものに多数の類例がある(本誌第三二・三三・二六号)。















8 木簡の釈文・内容






(1) 𑖀𑖃 大日如来

(2) 𑖀𑖃 大日如来

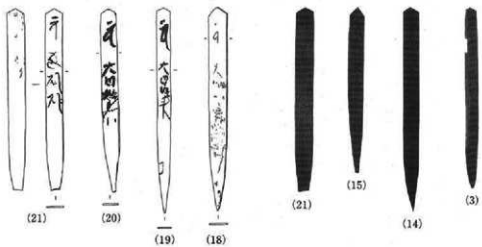
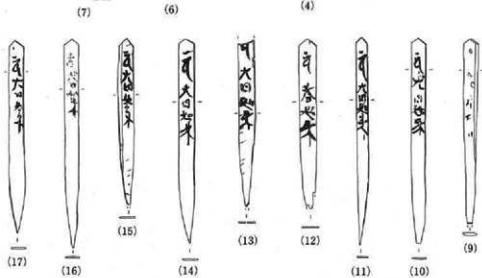
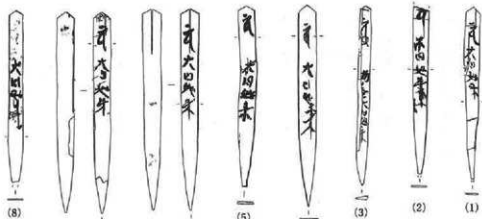
(27) 24 x 2 801  
 (28) 24 x 2 801



09	05	04	03	02	01	00	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)
													
大日如来	大日如来	大日如来	大日如来	大日如来	大日如来	大日如来	大日如来	大日如来	大日如来	大日如来	大日如来	大日如来	南无大日如来
311×23×2 061	306×24×2 061	320×24×2 061	320×24×2 061	320×24×2 061	312×24×2 061	324×23×2 061	320×23×2 061	310×23×2 061	310×23×2 061	319×23×2 061	280×24×4 061	319×23×2 061	245×19×6 061

- 07  大日如来  
 304×24×2 061
- 08  大日如来  
 283×20×2 061
- 09  大日如来  
 254×21×2 061
- 09  大日如来  
 260×20×2 061
- 20  大日如来  
 260×21×2 061
- いずれもスギ材で、頭部を山形に加工し下端を細く尖らせる形状も類似する。(2)09は破損により頭部の原形は不明。(1)(2)(8)(9)02(03)04は、下端部が僅かに破損している。(04)02の下端は、破損した痕跡がないことから、元々尖らせていなかったとみられる。文字はほとんどが梵字「𑖀」(パン)と「大日如来」のセットで、判読が困難であっても推定が容易である。このうち、(3)(9)02は例外である。(3)は文字の半分が削られているが、「南无大日如来」と判読できる。(9)は墨書らしい痕跡を示すが判読に至らない。他より厚みがあり、面取りされた様子からは、用途が違う可能性もある。02は他と異なり梵字だけが四文字書かれている。09(08)は文字が不鮮明であるが、他と同じ墨書であろう。また、(6)(7)02の裏面には、シミか墨痕かわからない痕跡が認められる。02は近接地から出土した二片が接合した。

(鈴木江利子)





(北 上)

## 岩手・西川目遺跡

にしかわめ

- 1 所在地 岩手県北上市二子町西川目
- 2 調査期間 二〇〇三年(平15) 四月―七月
- 3 発掘機関 助岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 西澤正晴・小針大志
- 5 遺跡の種類 集落跡・墓地
- 6 遺跡の年代 九世紀・一〇世紀、一八世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

西川目遺跡は、北上市市街地の北西に位置し、北上川やその支流によって形成された自然堤防上に立地する。付近には同様の自然堤防が沖積地より一段高い地点として局状にいくつかあり、それぞれに古代を中心とする遺跡が立地している。調査は圃場整備事業に伴って実施されたものである。検出した主な遺構は、平安時代の竪穴住居・掘立柱建物・水田、近世の掘立柱

建物・墓塚・井戸などである。

遺跡の中心は平安時代の集落で、竪穴住居を主体とするが、注目されるのは三面廂をもつ掘立柱建物や、倉庫と想定される総柱の掘立柱建物が検出されたことである。官衙以外からこのような建物が見つかることは稀であるため、通常の集落とは性格の異なった遺跡として把握できる。近世の遺構はこれらの遺構と同一面から検出されるが、重複はあまり認められない。

遺物についても平安時代が中心で、須恵器や「田主」と刻書された杯をはじめとする土師器、鉄線などの鉄製品、多量の土師などが出土している。

近世の遺構のうち墓塚は一〇基検出されたが、そのうち九基が重複している。隣接して同時期と考えられる掘立柱建物、井戸が位置しており、民家、井戸、墓の構成がわかる数少ない例である。

木簡は、江戸時代に属する墓塚SZ〇五の棺内から一点出土した。共伴する遺物にはキセル・寛永通宝・火打ち鉄がある。

墓塚SZ〇五の平面形は隅丸方形を呈し、底面に方形の組合式の棺が設置されている。木棺は側面の一部と底面の材のみ遺存していた。また、この墓塚は重複する墓塚群とは溝を挟んで単独で位置し、しかも埋葬方向も九〇度異なっている。時期は出土した遺物から一八世紀を中心とした年代が想定できる。

### 8 木簡の釈文・内容

(1) 「イロ」

7.5×10.0cm

用途不明の木製容器に墨書されたものである。楕円形をした二枚の板を天（底）板として、両者を木の皮で包みこんで、容器状としたものと考えられる。片側の材に墨書が、もう一方には朱漆が施されていた。遺存状況はあまり良くないが、底材の内側に墨書されていたものと考えられる。腐蝕により欠失している部分もあるが、おそらく完形に近いと思われる。釈文では片仮名と解釈したが、あるいは何らかの記号の可能性も考えられる。いずれにせよ、本地域ではあまり類例のない遺物であり、名称、用途とも不明である。

9 関係文献

西澤正晴・小針大志『西川目・塚向Ⅱ遺跡発掘調査報告書』（朝  
岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書四六四、二〇〇五年）

（西澤正晴）



# 木簡研究 第二五号

巻頭言—木簡を語る—

二〇〇—平出土の木簡

平川 南

概要 平城宮跡 平城京跡右京六・七条四坊 飛鳥宮跡飛鳥池邊遺跡 酒船石跡右京一条一坊  
 藤原京跡右京六・七条四坊 藤原京跡右京三一条一坊六町 東寺(教王護国寺) 坂田寺跡  
 長岡京跡 平安京跡右京三一条一坊六町 東寺(教王護国寺) 坂田寺跡 中ノ高六丁目所在遺跡  
 長原遺跡 西ノ辻遺跡 丸虎山遺跡 中野遺跡 鎌倉野原遺跡 三原石田遺跡 中林・中道遺跡 貞徳院遺跡 上橋下遺跡  
 中村遺跡 箱根田遺跡 五合村遺跡(仏法寺跡) 下宅部遺跡 駒西城跡 駒西城武家殿敷跡 大徳堂寺遺跡 羽瀨遺跡 野路岡田遺跡  
 西河原遺跡 西河原宮ノ内遺跡 三(三)宮遺跡 味助寺西遺跡 松本城下町跡中町 薬師遺跡 佐野城(春日岡城)跡 泉光寺跡 仙台城跡  
 (二)の丸北方武家殿敷遺跡) 大土町遺跡 市川橋遺跡 志保山遺跡 中尊寺境内大池跡 藤原明徳遺跡 新城市岡(四)遺跡 石盛遺跡  
 畷田・寺中遺跡 中殿サワ遺跡 南野保北遺跡 下沖北遺跡 浦邊遺跡 草野遺跡 屋敷遺跡 青木遺跡 黄輪一号遺跡 延行桑里遺跡  
 浜ノ町遺跡 新蔵町三丁目遺跡 常三島遺跡 守護町跡 遺跡 南江戸岡目遺跡 別府遺跡 打瀬南坂遺跡 下月隈C遺跡群 高畑遺跡 元岡・桑原遺跡群

一九七七年以前出土の木簡(一五七) 坂田寺跡  
 歌文の訂正と追加(一〇)

志賀公園遺跡(第二四号) 元岡・桑原遺跡群(第三号)

中世木札文書研究の現状と課題

長登岡山遺跡出土の銅付木簡に関する一試論

古代朽木簡の平面形態に関する考察

書評 富谷幸福「冠塚出土木簡の研究」

書報

田島島 哲  
 畑中 彰子  
 友田那々美  
 高村 武幸

頒価 五〇〇〇円 送料六〇〇円



(山形)

点である。大手橋は木橋で、

## 山形・史跡山形城跡

1 所在地 山形市霞城町

2 調査期間 二〇〇四年(平成)七月～一月

3 発掘機関 山形市教育委員会

4 調査担当者 五十嵐貴久

5 遺跡の種類 城郭跡

6 遺跡の年代 中世・近世(六世紀～一九世紀)

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

山形城の創建は斯波兼頼によるもので、延文元年(二三五六)に廻る。斯波氏はのち地名をとり最上氏を名乗り、第一代最上義光の頃に最大五七万石の近世大名となるが、元和八年(一六二二)に改易となる。その後の山形城は譜代大名の交替地となり、水野家(五万石)で明治に至る。

今回の調査地点は、本丸

と二ノ丸をつなぐ大手橋地

遺構として二本の橋脚柱が現存している。木簡は、大手橋南側の堀内埋土より一点出土した。

8 木簡の釈文・内容

(1) ●二尺 ●二尺

900×55×60

扁平な板材で、下端部は切断面であるが、上端部は二次的な破断面を呈し、本来はさらに上方に延伸していた可能性がある。下端部から最大〇・六cmのところ細い線が引かれ、そこから三〇・三cm離れた箇所に黒丸(直径約〇・五cm)が付され、その下部に「一尺」の文字がみえる。また、一尺の黒丸中心から三〇・三cm離れたところと同じく黒丸と「二尺」がみえる。一尺・二尺とも黒丸中心には、下端部と同様細線が引かれた痕跡が残る。「三尺」に相当する墨書は付されていない。樹種はヒノキ科アスナロ属(ヒビ)である。出土位置や現状から推測すると、この木簡は当初から尺棒として加工された木製品ではなく、石垣普請あるいは木橋普請などの普請現場において製作・使用された簡便な尺棒であった可能性が高い。一八世紀後半から一九世紀初頭のものと考えられる。

(五十嵐貴久)

## 秋田・根子荒田Ⅰ遺跡

1 所在地 秋田県仙北郡美郷町六郷字根子荒田

2 調査期間 二〇〇六年(平18)五月〜七月

3 発掘機関 美郷町教育委員会

4 調査担当者 山形博康・高橋和夫

5 遺跡の種類 遺物包含地・集落跡

6 遺跡の年代 平安時代〜近世

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(六郷)

根子荒田Ⅰ遺跡は、六郷弾正道行が永禄二年(一五五九)に築城したとされる六郷城の北東約七五〇mに位置する。今回の調査面積は二二〇〇㎡である。場所

によっては一九五六年から五九年にかけて行なわれた耕地整理の影響を受けている。

検出した遺構は、土坑九基、溝状遺構三条、旧河川一条、竪穴状遺構一基、掘立柱建物四棟、性格不明遺

構二基、柱穴横ビット五三基である。各遺構の構築時期は、出土遺物から判断して平安時代から近世に属するものである。

基本土層は、表土、遺物包含層である黒褐色土層、遺構確認面である黄褐色土層の三層に分けられ、木簡は黒褐色土層から一点出土した。

8 木簡の釈文・内容

(1) 〔カ〕  
〔カ〕  
〔カ〕(記号)

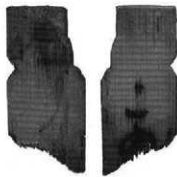
(64)×(28)×(4) 620

上端左部と下端は欠損しているが、側面に切り込みが確認できる。木簡の形態から荷札であると思われる。なお、釈読にあたっては、亀井日出男氏、佐々木志光氏、及び秋田県教育庁弘田榑跡調査事務所の高橋孝氏のご教示を得た。

9 関係文献

美郷町教育委員会「根子荒田Ⅰ遺跡」(美郷町歴史文化財調査報告書四、二〇〇七年)

(高橋和夫)





(油川・青森西部)

青森・新田(一) 遺跡

- 1 所在地 青森市大字石江字高岡
- 2 調査期間 二〇〇六年度調査(二〇〇六年(平18)四月)一月
- 3 発掘機関 青森市教育委員会
- 4 調査担当者 木村淳一
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 縄文時代、平安時代、近代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

新田(一)遺跡は、青森市西部の国道七号とJR新青森駅の間、標高五〜七m前後の丘陵地及び沖積地上に立地する。東北新幹線新青森駅周辺の水地区画整理事業に伴い、二〇〇三年度から継続して発掘調査を実施しており、四カ年で約一〇八〇〇㎡を調査した。

検出した遺構は、縄文時

代の貯蔵穴、平安時代の堅穴住居・土坑・井戸・溝・ピット、中世の独立柱建物・井戸などである。遺物は、平安時代の土師器・須恵器・捺文土器・木製品、中世のかわらけ・陶磁器などが出土している。木簡は、B-14区内の標高七・三mの丘陵上で検出した井戸SE一〇二から一点出土した。この井戸は、平面形が不整形を呈し、長径一・六m短径一・四m深さ三・五mを測る素掘りの井戸である。木簡は、井戸中層の深さ二・六mの地点から土師器片とともに出土した。中層からは、他に木器碗とその未成品、木製仏像の手や水瓶の未成品などが出土している。中層出土の板材三点の年輪年代測定の結果、伐採年は、一〇一七・一〇二一・一〇二二年という数値が得られている。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「笠養字」□

東田(2)×延慶(2)×平(1) 001

長楕円形を呈する曲物で、樹種はヒノキ科アスナロである。文字は側板に横方向に記入されている。四文字目は竹冠の墨痕が観察されるが、下半が摩耗して判読できなかった。竹冠の文字を書き連ねた習書木簡と考えられるが、二文字目は草冠の可能性もある。釈読にあたっては、学習院大学の鶴江宏之氏と奈良文化財研究所の渡辺晃宏氏のご教示を得た。

(木村淳一)





曲物全体写真



墨書のある側板部分



# 木簡研究 第二四号

東野出之

巻頭言—情報化と松と樟—  
二〇〇一年出土の木簡

概要 平城京東市跡推定地 薬師寺旧境内 旧大衆院庭園 東大寺  
藤原宮跡 藤原京跡左京一条二坊 藤原京跡左京六条二坊・七条二坊  
石神遺跡 飛鳥池遺跡 長岡京跡 平安京跡右京六条三坊七・八・九・  
十町 佐山遺跡 (B2地区) 大坂城跡 東心齋橋二丁目所在遺跡  
吹鳥澤大坂遺跡 鬼虎川遺跡 上津島遺跡 上町東遺跡 六条遺跡  
明石城武家屋敷跡 湊之口遺跡 赤穂城跡一の九 志賀公園遺跡  
下郷遺跡 仁田館遺跡 中跡場長寺境内 宮町遺跡 柳遺跡 八角堂  
遺跡 柿田遺跡 八幡遺跡社宮司遺跡 荒田日条里洞遺跡・砂畑遺跡  
泉庵寺跡 (陸奥国行方郡) 中野高碑遺跡 市川橋遺跡 仙人  
西遺跡 十一柱B遺跡 観音寺庵寺跡 本壮城跡 北遺跡 磐若台遺跡  
高間 (A) 遺跡 福井城跡 藤田・寺中遺跡 北中条遺跡 指江  
B遺跡 四柳白山下遺跡 寺地遺跡 岩倉遺跡 六日町倉川地内試掘  
調査地点 北小島遺跡 浦尾遺跡 船戸松田遺跡 船戸川崎遺跡 出  
雲国府跡 川入・中撫川遺跡 安芸国分寺跡 南前川町一丁目遺跡  
南唐院土居北遺跡 高知城伝下屋敷遺跡 中原遺跡 京田遺跡  
一九七七年以前出土の木簡 (一四) 平城宮跡  
釈文の訂正と追加 (一五)

荒田日条里遺跡 (一七号) 飯塚遺跡 (二二号)

都城出土種紙文書の発掘

吉尾谷知浩

但馬特別研究集会の記録  
日高町の古代遺跡と出土木簡：加賀見有一、出石町の古代遺跡と木簡  
：小寺誠、神保遺跡出土木簡と但馬国豊岡盆地の桑里：山本崇、九  
紀の国郡支配と但馬国木簡：吉川真司、文書と組織論 (報告要旨)：  
杉本一樹、討論のまとめ：船野和己、今津勝紀

巻報

価額 五〇〇円 送料六〇円



(油川・青森西部)

新幹線新青森駅周辺の土地

六・八mの丘陵及び沖積地上に立地する。これまでに二〇〇二年度の土地区画整理事業に伴う範囲確認調査によって木簡が出土している(本誌第二五号)。

二〇〇三年度からは新田

(一) 遺跡と同様に、東北

## 青森・新城平岡(四) 遺跡

1 所在地 青森市大字新城平岡

2 調査期間 二〇〇六年度調査(二〇〇六年(平18)四月～一

一月)

3 発掘機関 青森市教育委員会

4 調査担当者 木村淳一

5 遺跡の種類 集落跡

6 遺跡の年代 縄文時代、平安時代、近世・近代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

新城平岡(四)遺跡は、青森市西部を東流する新城川右岸の標高

区画整理事業に伴って、発掘調査を継続実施しており、新城平岡

(四)遺跡については、二〇〇三・〇五・〇六年度の三か年で約九〇〇〇㎡を調査した。検出遺構は、縄文時代の竪穴住居・貯蔵穴・落とし穴状遺構、平安時代の竪穴住居・土坑・溝・ピットである。

遺物は、縄文土器・石器、平安時代の土師器・須恵器・擦土土器、近世から近代にかけての陶磁器などが出土している。

木簡は、C区内で検出した溝SD一〇から一点、F区内のトレンチ三の自然流路から一三八点、計一三九点出土した。

C区の溝SD一〇は、標高七m付近で検出し、調査区内での規模は幅二・七m深さ一・〇m長さ五四mを測る。現代まで使用されていた用水の隣接部にあたり、軸線が類似することから、その前段階に使用されていた溝と考えられる。木簡は、溝下層の標高六・四五五mの位置から出土した。近代の陶磁器が出土していることから、近代以降に帰属する可能性が考えられる。

F区内のトレンチ三は、二〇〇二年度の範囲確認調査で木簡が出土した自然流路(H区トレンチ)の隣接部分に設定し、長さ一一m幅四mの規模で掘削した。前回の調査同様自然流路の地積層で、木簡は確認面から深さ二・四―二・五mの第三層からまとまって出土した。共存遺物には木製皿や柄杓・曲物などの木製品があるが、土器などについては前回同様上面から若干の陶磁器や土師器が出土した以外は不明瞭な状況で、明確な帰属時期は不明である。

8 木簡の積文・内容

SIO

(1) ・二ノ関青森間 買行  
大釈迦以南  
〔各〕

・「福青上□」

1365×53.5×11.5 011

トレンチヨの自製茶箱

(2) 〔□〕

114×7×0.8 061

(3) 〔□〕

(96)×8×0.4 061

(4) 「十三仏」

115×7×0.8 061

(5) ・「十三仏」(1枚目)

102×13×1.5 061

・「十三仏」(2枚目)

102×13×1.5 061

(6) 〔□〕

106×7×0.6 061

(7) 〔□〕

(110)×10×0.7 061

(8) 〔□〕

112.5×7×1.2 061

(9) 〔□〕

112×8×1.2 061

(10) 〔□〕

113×7.5×0.7 061

(11) 〔□〕

126.8×8×0.4 061

(12) 「十三仏」

118×8×0.6 061

(13) 〔□〕

(62)×8×0.4 061

(14) 〔十三\*〕

114.5×8×0.9 061

(15) 〔十三\*〕

114×8×0.3 061

(16) 〔□〕

123×8×0.8 061\*

(17) 〔□〕

(89.5)×8×1.5 061

(18) 「十三仏」

(38)×8×0.8 061

(19) 「十三仏」

128×(6.5)×0.5 061

(20) 〔□〕

123×9×0.5 061

(21) 〔□〕

119×7.8×0.8 061

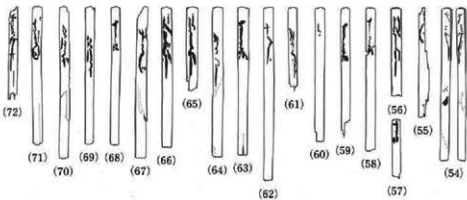
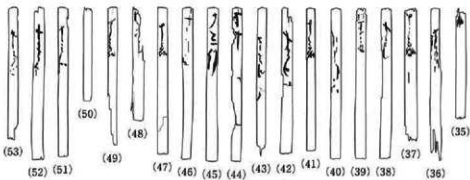
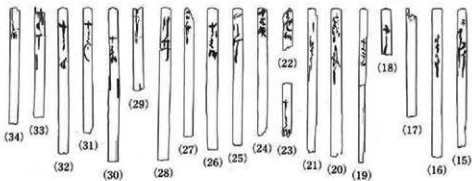
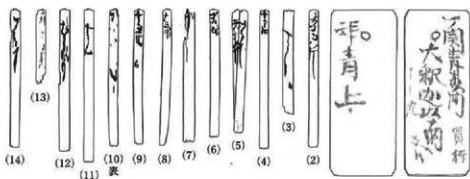
## 2006年出土の木簡

22	× <u>陸</u> <u>伍</u>	(34.5)×8×0.2 061	26	□	(125)×8×0.5 061
23	「 <u>十三</u> <u>伍</u> 」	(45)×7.5×0.5 051	27	「 <u>十三</u> <u>伍</u> 」	(110)×9.5×0.5 061
24	「 <u>十三</u> <u>伍</u> 」	105×7.8×1 061	28	□	124×9×0.5 061
25	□	113×7.5×0.3 061	29	□	(125)×8.5×0.7 061
26	「 <u>十三</u> <u>伍</u> 」	117×8×0.4 061*	30	□	124.5×8.5×0.9 061
27	□	(107)×8×0.4 061	31	「 <u>十三</u> <u>伍</u> 」	118×7.5×0.8 061
28	□	126×9×0.5 051	32	「 <u>十三</u> <u>伍</u> 」 「 <u>十</u> <u>伍</u> 」	(120.5)×9×0.8 061
29	□	(89)×7.5×1 061	33	□	(123)×7×0.5 061
30	「 <u>十三</u> <u>伍</u> 」	127.5×8.5×1 061	34	□	127×8.5×0.4 061
31	「 <u>十三</u> <u>伍</u> 」	104×7.5×0.8 061	35	「 <u>十三</u> <u>伍</u> 」	127.5×9×0.4 061
32	「 <u>十</u> <u>伍</u> 」	121×8×0.7 061	36	□	125.5×8.5×0.5 061
33	□	(91)×8×0.7 061	37	「 <u>十三</u> <u>伍</u> 」	121.5×8×0.5 061
34	「 <u>十三</u> <u>伍</u> 」	(95.5)×7.5×0.6 061	38	□	(93)×9×0.5 061
35	× <u>伍</u> <u>伍</u>	(91)×8×0.6 061	39	「 <u>十三</u> <u>伍</u> 」	(114)×7×0.3 061

50	□	(77.3) × 7 × 0.7 061	53	[十三瓦]	123 × 9 × 0.5 061 *
51	[□]	124 × 8 × 0.3 061	54	[□]	124 × 8.5 × 1 061
52	[□]	126 × 9.5 × 0.5 061	55	[□]	(70) × 9.5 × 0.6 061
53	[□]	(109.5) × 8 × 0.7 061	56	[□]	116 × 8 × 1.1 061
54	・ [□] (一枚目)		57	[十三瓦]	125.5 × 9 × 1 061
55	・ [□] (一枚目)	126.5 × 8 × 1.1 061	58	[十三瓦]	115 × 7 × 1 061 *
56	[七*] × □	(91) × 8 × 0.4 061	59	[□]	114 × 7 × 0.5 061
57	[□]	(73.5) × (8.5) × 0.5 061	60	[□]	126 × 8 × 0.4 061
58	[十三瓦]	(49) × (6.8) × 0.8 061	61	[□]	114.5 × 8 × 0.5 061
59	[十三瓦]	118 × 8 × 0.8 061	62	[十三瓦*] □ □ □	(77) × 7 × 0.5 061
60	[十三瓦]	(108) × 7.5 × 0.7 061 *	63	[□]	(75.5) × 7 × 0.4 061
61	[□]	111 × 8 × 0.9 061	64	[□]	127 × 9.5 × 0.5 061
62	[十三瓦*] □ □ □	(69.5) × 7 × 0.3 061	65	[□]	121 × 8.3 × 0.4 061
63	[十三瓦]	144 × 8.5 × 0.8 061 *	66	[十三瓦]	117 × 8.2 × 1 061

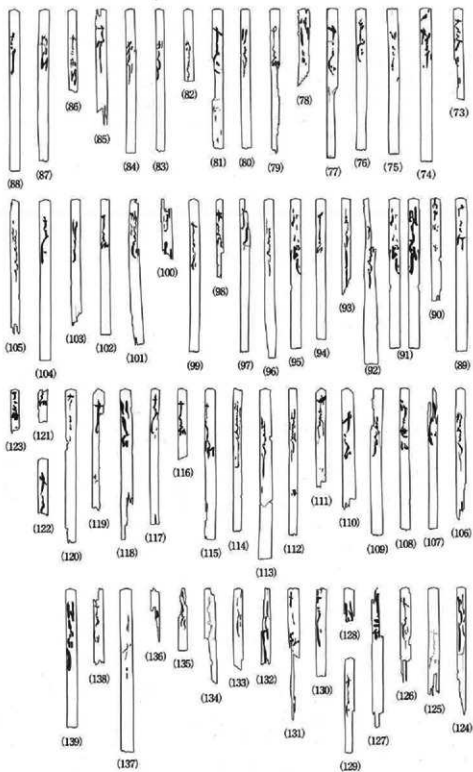
2006年出土の木簡

54	「十三」 □	123.5×9×1.1 061	61	「十三」 □	124×9×0.7 061
55	□	(63)×9×0.4 061	62	「□」	137×11×0.4 061
56	□	(120)×8×0.5 061	63	□	(79)×7×0.7 061
57	□	115.5×8×0.4 061	64	「十三」 □	116.5×9×1 061
58	「十三」 「十」 □	116×9×0.5 061	65	□	139×9.5×0.5 061
59	□	(56)×7.5×0.3 061	66	□	131×8×0.8 061
60	□	118×6.5×0.5 061	67	□	126×8×0.3 061
61	□	119×7×0.5 061	68	「十」 □	(65)×(5.5)×0.2 061
62	□	(96)×9×0.3 061	69	□	126.5×8×0.4 061
63	「十三」	(58.5)×7×0.4 061	70	□	(49)×8×0.5 061
64	□	120×8×0.4 061	71	「十三」 □	120×8.5×0.6 061
65	「十三」	133.5×8.5×0.9 061	72	「十三」 □	112×8×0.5 061*
66	□	127×9.5×0.4 061	73	□	(104)×8×0.4 061
67	「七」 □	(85)×8×0.7 061			





2006年出土の木簡



900	「十三」	133×9×1.2 061*	11	「□」	124.5×9.5×0.5 061
901	「□」	(111)×7×0.7 061	11	「□」	(101)×9.5×0.7 061
902	「□」	(109)×8×0.4 061*	11	「□」	127×8.5×0.6 061
903	「□」	(116.5)×7×0.9 061	11	×11」	(27.5)×(7.5)×0.4 061
904	「切」	117×8×0.5 061*	11	「十三」	(47.5)×8×0.7 061
905	「□」	122×9×1 061	11	「十三」	(36)×6.5×0.9 061
906	「十三」	(100)×10.5×0.8 061	11	「□」	(105.5)×7×0.6 061
907	「十三」	(82)×8×0.5 061	11	「□」	(90)×9×0.5 061
908	「□」	122×7×0.5 061	11	「十三」	(79)×8.5×0.6 061
909	「□」	141×10×0.5 061	11	×11」	(116)×9×0.9 061
910	「□」	(118)×7×0.8 061	11	「□」	(28)×8×0.5 061
911	「□」	128×9×0.5 061	11	「□」	(79)×7×0.5 061
912	「十三」	(58.5)×7.5×0.9 061	11	「十三」	(73.5)×8×0.5 061
913	「十三」	113×7×0.7 061	11	「□」	(109)×9×0.5 061

③④	□ 仏	(63)×7×0.5	061
③⑤	□	(67)×8×0.7	061
③⑥	□	(79)×9×0.3	061
③⑦	□	(51.5)×7.5×0.3	061
③⑧	□	(44)×7×0.2	061
③⑨	〔十三仏カ〕 □□□□	130×10×0.5	061
③⑩	□	(63)×8×0.3	061
③⑪	□□□□	115×8×0.6	061

(1)は近代の鉄道に関わる荷札か。一問―青森は東北本線経田だが、「大釈迦」は奥羽本線の青森・弘前間に位置する駅名である。「福青」は福島―青森のことか。

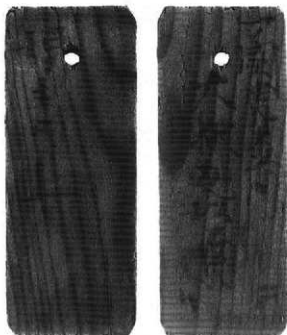
(2)③⑨は、二〇〇二年度出土資料と同質の笹塔婆。非常に薄い作りで、上端は非頭ないしは方頭状に形作られている。このうち(5)⑤④は、下端まで刃が入らず切り離されていない状態の二枚重ねの資料で、二枚目にも文字が記されている。笹塔婆の製作方法や使用形態を考えると重要な素材となろう。

判読できた文字の多くは二〇〇二年度出土資料と同様に「十三

仏」で、草書体が多い。釈読できていないが、𠄎𠄎𠄎𠄎などは二〇〇二年度出土資料の③⑨と同じ墨書とみられる。また、③の「一切三世仏」は、二〇〇二年度出土資料③に類例がある。二〇〇二年度出土資料③は「切」の偏の部分が欠損していたが、③は完形の状態である。

なお、釈読にあたっては、奈良文化財研究所の渡辺晃宏氏のご教示を得た。

(木村淳一)



(1)

## 福井・木崎遺跡

1 所在地 福井県小浜市木崎

2 調査期間 二〇〇六年(平成18)六月―九月

3 発掘機関 福井県教育庁埋蔵文化財調査センター

4 調査担当者 坪田聡子

5 遺跡の種類 集落跡・屑館跡・自然流路

6 遺跡の年代 弥生時代・古墳時代・平安時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

木崎遺跡は、南川右岸の沖積平野に位置する。舞鶴若狭自動車道建設に伴い、橋脚部分五カ所について発掘調査を実施した。



(船川)

検出した主な遺構は、弥生時代後期の井戸二基、古墳時代後期の掘立柱建物一棟、井戸一基、自然流路一条などである。掘立柱建物は、南側が調査区外に延びているため未確認であるが、四面雨付き建物の可能性が高いと考えられる。

自然流路からは、弥生時代後期・古墳時代後期・平安時代(二〇世紀前半)を中心とする遺物が出土した。この中には高台内に「乃井村」と墨書された灰釉陶器の椀一点が含まれている。「乃井」が若狭

国邊飯駅と同音である点が注目される資料である。このほかに、包含層から高台内に墨書された灰釉陶器三点がまぎって出土している。これらは筆跡が非常に似ており、「若栗」と記されたもの二点、破損のため「栗」のみ確認できるものが一点ある。「若栗」をワクリと読めば、遺跡の西側に所在する和入里集落を指すと考えることができる。また、包含層からは緑釉陶器の椀が少なくとも一〇個体以上出土したほか、輪花柄や長頸壺の破片なども出土している。

木簡は、自然流路から一点、自然流路に注ぐ溝SD一(一)の西側部から一点、掘立柱建物の柱穴SP八六から一点、包含層から一点、計四点が出土した。

8 木簡の釈文・内容

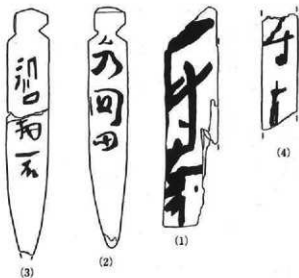
### 自然流路

(1)  (117) × (27) × 7 081

SD一

(2) 「く乃間田」

128 × 21 × 8 083



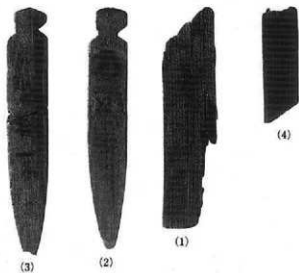
(1)は板目材を加工したもので、上下両端と左辺を欠き、原形は不

(4)   (62)×(9)×3 081

包倉庫

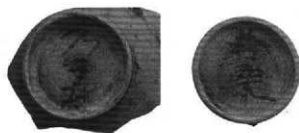
(3)     二石 (130)×(2)×3 033

S P 八六



詳である。(2)(3)は付札木簡である。ともに板目材を加工したもので、上端部の左右両辺に切り込みを入れ、下端を尖らせる形態を呈する。(2)は完形、(3)は下端の一部を欠く。厚さ以外の法量は近似している。(4)は板目材を加工したもので、上下両端を欠損している。  
なお、釈読にあたっては、福井県立若狭歴史民俗資料館の方々のご教示を得た。

(坪田聡子)



碓氷土器「乃井村」「若菜」



(七) 尾

川が流れる沖積地に所在する。七尾バイパス建設に伴って、計四九〇〇㎡を発掘調査した。

検出した遺構は、溝・土坑・掘立柱建物（四棟）・井戸（八基）などである。出土した遺物には、珠洲焼・土師器皿・瀬戸美濃

## 石川・八幡大皆口遺跡

やわたのみみなくち

- 1 所在地 石川県七尾市八幡町
- 2 調査期間 一 二〇〇四年（平成16）七月～十二月、二二〇〇五年五月～一月
- 3 発掘機関 七尾市教育委員会
- 4 調査担当者 北林雅康・泉 妙宗
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 平安時代後期～近世初頭
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要 八幡大皆口遺跡は、能登国分寺跡より八〇〇m南西、西側に笠師川が流れる沖積地に所在する。七尾バイパス建設に伴って、計四九〇〇㎡を発掘調査した。

焼・青磁片・白磁片・土師器・須恵器・染付・瓦塔片・曲物・漆器・著状木製品・柱根・柄杓・鏡貨・短刀・刀子などがある。

これらの成果から、本遺跡は能登国分寺周辺地域に所在する中世集落の一つであることが明らかになり、一二世紀後半から一三世紀、一四世紀から一六世紀、一七世紀前半の三つの面期を確認することができた。

木簡は、二〇〇四年度の調査においてB区H二二大型土坑から一点、B区SE〇一から三点、二〇〇五年度の調査においてC区SE〇一から一点、C区池状遺構から一点、以上総計六点が出土した。

B区H二二大型方形土坑は、長辺二・八m短辺二・三m深さ〇・四九mを測る。木簡は、その北西部に所在する円形土坑（井戸状遺構）の壁際から立位の状態で出土した。B区SE〇一は、四隅に柱を立て、横棧を組んだ縦板組の井戸で、時期は掘形から出土した珠洲焼から、一五世紀後半頃と考えられる。C区SE〇一は、一辺八五cmの井戸で、木簡は枠内の埋土から出土した。時期は一二世紀後半から一三世紀である。なお、C区池状遺構からは、他に珠洲焼・青磁・白磁・土師器片などが出土した。時期は特定できないが、一三世紀に収まるとみられる。

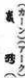
8 木簡の釈文・内容

一 二〇〇四年度調査

## B区H二大船土坑

(1) 「急如律令」  
297×40×6 051

## B区SEOI

(2) 「急々如律令」  
219×23×4 051\*(3) 「急々如律令」  
(90)×27×4 020(4) 「急々如律令」  
203×24×5 051

(1)は、「急如律令」は辛うじて判読できるが、上半部の墨痕は薄れて確認できない。(2)は比較的墨書が明瞭に確認できる。上端の状況から上部に続いていた可能性がある。二重の同心円の中に「鬼」と推測される字が墨書されており、類例から腫れ物の治癒を祈願する呪符木簡と思われる。穿孔は釘孔の可能性がある。(3)は、材の一端が圭頭で左右に切り込みがあり、他端は毀損または切断する残っていないが、墨痕部分が腐蝕せずにいたため、文字が浮かび上がって見える。少なくとも七文字は存在するが、判読できない。(4)は、(2)と形態・大きさが近似している。穿孔は釘孔の可能性がある。墨書は肉眼では確認できない。

二二〇五年度調査

## C区SEOI

(1) ・「符録」急々×」  
171×57×6 051\*

## C区池状遺構

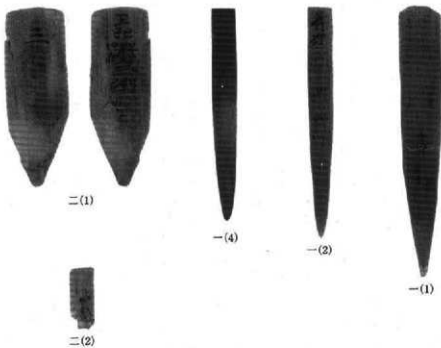
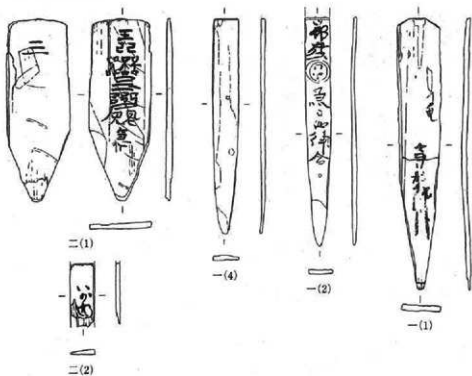
(2) 「いかわ」  
(38)×23×4 019

(1)は幅の広い長方形の材の上端を圭頭状に、下端を尖らせたもの。呪符木簡であろう。(2)は、上端が方頭で下端は折損している。墨書は平仮名で「いかわ」と判読できるが、それより下は折損のため、不明。

当地は現在八幡町であるが、平安末期の久安年中(一一四五—一五)に石清水八幡宮領荘園となった惠曾飯川保の出作地が独立したものと考えられる(平安遺文二九五九号)。また地名の飯河(川)を名字とした在地領主飯河氏が存在し、南北朝期には能登守藤代として散見し、戦国期には畠山氏の重臣として名を連ねている。飯河氏(保)との関連を如実に示す資料である。但し、平仮名で書かれている点が特殊である。

なお、釈読にあたっては、奈良文化財研究所史料研究室の方々のご教示を得た。

(北林雅康)



(赤外線画像)



## 富山・安吉遺跡



(富山)

安吉遺跡は、射水市のはば中央部、標高約6mの沖積地に位置する。一五世紀から一七世紀にかけての遺跡である。遺跡一帯は、室町幕府奉公衆(四番衆)の小田氏が領した下条の地に含まれていたと考えられる。遺跡の北方約7kmには一五世紀中葉から一六世紀前半にかけて守護代神保氏の拠点となった放生津が所在する。神保氏は、明応の政変の際に室町幕府第一〇代将

1 所在地 富山県射水市(旧射水郡大門町)安吉

2 調査期間 二〇〇四年(平成16)六月―一〇月

3 発掘機関 大門町教育委員会

4 調査担当者 尾野寺克実・松原哲志・新宅輝久・藤田慎一

5 遺跡の種類 集落跡・居館跡

6 遺跡の年代 一五世紀―一七世紀

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

一五世紀から一七世紀にかけての遺跡である。遺跡一帯は、室町幕府奉公衆(四番衆)の小田氏が領した下条の地に含まれていたと考えられる。

遺跡の北方約7kmには一五世紀中葉から一六世紀前半にかけて守護代神保氏の拠点となった放生津が所在する。神保氏は、明応の政変の際に室町幕府第一〇代将

軍尼利義種を放生津へ迎えるなど、幕府・奉公衆とも関係が深い。小田氏も、明応の政変時には尼利義種方として河内の合戦にも参戦しており、將軍義種に伴って越中へ下向したものと考えられる。今回報告する発掘調査は、町道生源寺赤井線の建設に伴うものである。検出した主な遺構は、一五世紀から一七世紀前半までの土坑・井戸・溝などである。

遺構は、一五世紀のものは希薄で、一六世紀前半から中葉にかけて、南北方向の大溝や、一辺一〇mの方形区画溝などが掘削される。一六世紀後半から一七世紀前半には、前代の溝が埋められ、東西方向の大溝が掘削されるが、一七世紀中葉以降の遺構は確認できず、集落は一七世紀前半に廃絶する。

遺物は、中世土師器・珠洲・青磁(亀泉)・染付(澤州)・瀬戸美濃・越中瀬戸・伊万里・木製品(木簡・漆器・曲物・下駄・壺・石製品(板碑・五輪塔・宝篋印塔・如来石仏・石臼・石鉢・硯・磁石)が出土している。

木簡は、長辺約3m短辺約2m、深さ1mの不整形の方形土坑から一点出土した。同じ遺構からは、中世土師器・珠洲・青磁(亀泉)・漆器(桐)・箸状木製品など、一五世紀後半から一六世紀前半に比定される遺物が出土している。


輸入陶磁器や、今回紹介する武家様花押の記された木簡の存在などから、一六世紀の居館の性格を想定しているが、区画溝や大溝の

存続時期に差異が認められるため、遺構の構成・性格については検討を要する。

### 8 木簡の釈文・内容

(1)   
 ・  

75×30×4 (03)

小型の長方形の板材で、上下とも端から一・五cmの位置に左右から挟りが施される。また、上端より二・三cm下方の中央部には、小孔が穿たれている。花押は、室町時代の武家様花押とみられることから、幕府奉公衆小田氏との関連を想定できる。「山」は、安吉遺跡の東南部に位置する石清水八幡宮領金山保を指すと考えられる。遺跡は、射水郡の内水面交通・物資運搬に重要な役割を果たした旧東・西神楽川に挟まれた水系の要衝に位置し、木簡の出土は、幕府奉公衆である小田氏が、石清水八幡宮料所からの貢納物の輸送に深く関わっていたことを示唆するものと評価できる。

### 9 関係文献

大門町教育委員会「安吉遺跡発掘調査報告(三)」(大門町歴史文化財調査報告二、二〇〇五年)

(金三津英則(射水市教育委員会))





(三 条)

新堀村下遺跡は、蒲原平野（越後平野の一部）を南北に流れる信濃川右岸の自然堤防上に立地する。平安時代から室町時代にかけての時期には、大面荘の荘域の一部にあたと推定されている。大面荘は、『吾妻鏡』文治二年（一一八六）三月一二日条に、「大面荘（鳥羽十一面堂領）」と記されたのが初見である。平安時代末期までに成立したとみられるが、成立年代や

## 新潟・新堀村下遺跡

にいぼりむらしも

- 1 所在地 新潟県三条市（旧蒲原郡栄町）大字美里字村下
- 2 調査期間 確認調査 一九九七年（平九）四月～五月
- 3 発掘機関 栄町教育委員会
- 4 調査担当者 武田賢一
- 5 遺跡の種類 遺物散布地
- 6 遺跡の年代 平安時代～中世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

新堀村下遺跡は、蒲原平野（越後平野の一部）を南北に流れる信濃川右岸の自然堤防上に立地する。平安時代から室町時代にかけての

その荘域などは未詳である。「新堀」の地名の初見は、永正七年（一五二〇）三月七日付長尾為景寄進状で、「大面庄内村上分邊曾根井新堀・上条・吉野谷」が本成寺（現三条市）へ寄進されている。

木簡は、確認調査の八一トレンチで検出された径約1mの土坑内から、漆器柄などとともに一点が出土した。遺構確認面から約30cm下の覆土内からの出土である。出土状況は、上端が東方向に、下端が西方向に向いており、ほぼ水平の状態を確認された。木簡の出土地点は本調査の対象外となったが、本調査では、溝状遺構・堀・土坑・井戸・ピットなどが確認された。館の中心部付近の堀からは珠洲焼の播鉢などが出土した。その他の遺物は土師器の甕、須恵器の無台杯、有台杯、甕、青磁碗、かわらけ、硯などが出土した。いずれも小片のため、時期を特定することはできなかった。

### 8 木簡の釈文・内容

#### (1) ・「蘇民将来之」

#### ・「急々如律令」

17.5 × 2.8 × 0.1

大きな欠損もなく、ほぼ完形で残っている。蘇民将来呪符である。表面とも上端部から約10cmほどが黒く塗られており、特に「蘇民将来」が記されている面は濃く、肉眼で文字は全く確認できない。「急々如律令」の方は非常に薄く塗布されているため、肉眼でも判読できるほど墨痕は明瞭である。文字内容から表裏関係を特定する

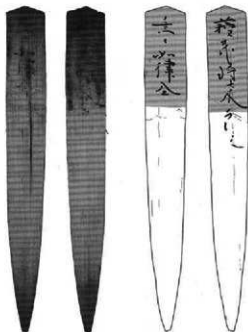
ことはむずかしいので、便宜的に塗布が濃く「蘇民将来」が記されている方を表、「忽々如律令」の方を裏とする。表面の「之」以下の部分には、「蘇民将来」に続く常套句として、「家」などが記されていたのか、「子孫也」が記されていたのかは判然とせず、文字数すら確定できない。

文字内容や遺跡・遺物の時期から木簡は中世の呪符と見なされる。本木簡と同じように頭頂部を長く塗る例は、新潟市(旧白根市)浦廻遺跡(本誌第二五号)で確認されている。浦廻遺跡は青海荘、本遺跡は前述の通り大面荘推定域で、荘園を興とする。したがって頭頂部を長く塗布する特徴は、荘園を超えた広く信濃川下流域の地域的特徴とみられる。

一方、今回出土した木簡に塗布された物質については、表面は濃く塗られているにもかかわらず、赤外線に対応せず、むしろその下にある墨痕だけが見出される。本格的な化学分析をしてみなければ断定できないものの、漆が塗布されている可能性が考えられる。

本木簡は一点のみであるが、信濃川下流域の地域的な特色を明確に示すだけでなく、管見の限りでは、漆を墨痕の上に塗布した木簡の類例を見出せず、希少な事例の可能性がある。

(117 武田賢一、8 田中一穂(財新潟県埋蔵文化財調査事業団))





(新潟)

駒首湯遺跡は、信濃川・阿賀野川・小阿賀野川に囲まれた低湿地帯のほぼ中央に位置する。標高〇m地帯のこの付近には、かつて湯や小河川が点在していたと思われ、本遺跡は河川沿いに形成された自然堤防上にある。

今回検出した遺構は、いずれも平安時代（九世紀後半）のもので、掘立柱建物・一五棟以上、灌漑水路・畝状小溝などの溝状遺構三

新潟・駒首湯遺跡  
こまくびがた

- 1 所在地 新潟市江南区亀田早通字川根
- 2 調査期間 二〇〇六年（平18）七月～十二月
- 3 発掘機関 新潟市教育委員会（新潟市埋蔵文化財センター）
- 4 調査担当者 渡邊ますみ
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 古墳時代後期・奈良時代・平安時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

九九条、井戸二基、埋葬施設と思われるものを含む土坑一五四基、鍛冶炉、船着場と想定されるテラス状遺構やステップなどの河川際の施設がみられる。

木簡は、昭和五〇年代まで存在した湖に重なるようにして検出された旧河川から一点出土した。この河川は、水面交通・物流に重要な役割を果たしていたと考えられるが、墨書土器や木製祭祀具も出土しており、祭祀行為の場としての利用も推測される。

8 木簡の釈文・内容

(1)

我我我衆 衆衆衆衆 衆衆衆衆 衆衆衆衆  
 弘弘弘弘 弘弘弘弘 我我我我 我我我我  
 羽臣家麻三 足羽臣家麻三 見見見見 見見見見  
 道道道道是是 是是是是是是 是是是是是是 是是是是是是

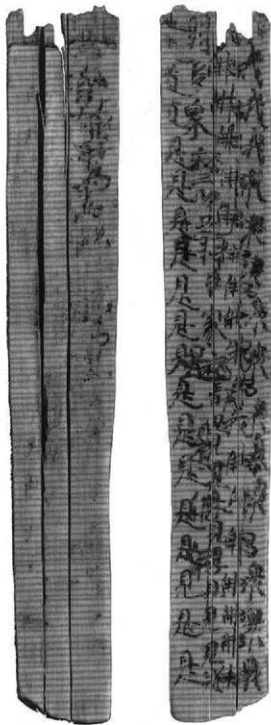


縦に三片に割れている。下端と左右両辺は原形をとどめるが、上端は裏面から刃物によって割られ欠損している。表裏両面に文字が書かれているが、表面は墨痕が薄く解読が困難である。

内容は習書であり、「弘」「衆」などの文字が繰り返して書かれていることから、弘典をテキストとした可能性がある。表面の「足羽臣」は、越前国足羽郡を本拠とする地方豪族のウジ名である。越後

国には沼垂郡に足羽郷があり、城柵の設置に伴う越前国足羽郡から  
 の櫓戸の移配に因む郷名とされている。本遺跡は沼垂郡に南接する  
 蒲原郡に属すると考えられている。蒲原郡以南では、長岡市（旧和  
 島村）八幡林遺跡から「能等（能登）豊万呂」「足羽郡」「射水  
 臣」などと記された木簡が出土しており（本誌第一五・一六号、北  
 陸からの移民が沼垂郡以外にも配されていたことがうかがえる。

（渡邊ますみ、相沢 央（新潟市歴史文化課））



## 山口・史跡萩城跡（外堀） しせきはらじょう

- 1 所在地 山口県萩市大字南片河町・堀内
- 2 調査期間 一 二〇〇六年（平成 18）六月～二月、二二〇〇六年六月～一〇月
- 3 発掘機関 一 萩市建設部文化財保護課  
二 財団法人山口県埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 一 西川雄大、二 井川隆司・竹内 靖
- 5 遺跡の種類 城郭跡・城下町跡
- 6 遺跡の年代 近世



（萩）

- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要  
調査地は、毛利氏の居城である萩城の、三の丸（堀内）と城下町を分ける外堀の東岸に位置する。外堀は一七世紀前半の築城当初、二〇間（約四〇m）の堀幅があり、軍事的な境界とし

て機能していたが、後に一四間（約二八m）に狭まり、一八世紀の中頃には八間（約一六m）となった。その範囲には町屋が形成され、都市的機能を充実させた居住空間へと変化を遂げた。

外堀東岸では、街路整備事業に伴う発掘調査と並行して、一九九六年から国史跡萩城跡保存修理事業に伴う発掘調査を実施している。二〇〇六年度は、堀内と城下町を繋ぐ、いわゆる「大手三つの門」のうち、「中の総門」周辺南北二カ所と、「北の総門」周辺南北二カ所の計四カ所で調査を実施した。なお、調査の一部は、（財）山口県ひとづくり財団法人山口県埋蔵文化財センターに委託して実施した。木簡は、いずれも「中の総門」周辺の調査において出土した。内訳は、市調査区で検出した木製品溜まり五二から二一点、県調査区で検出した石垣一〇以西木器包含層から二一点で、計四点を数える。

木製品溜まり五二は、八間堀石垣構築直前の廃棄物堆積である。暗灰色シルトの堆積土からは、木簡とともに、方形・円形の把手付蓋、下駄、竹箒、漆器柄、柄杓、「天下二」の刻印をもつ棟秤用の分銅などが出土した。共存する陶磁器は一七世紀初頭から中頃の時期を示す。

石垣一〇以西木器包含層は、八間堀の石垣基底部に堆積した黒灰色粘質土である。木製品溜まり五二と同様、八間堀石垣構築直前の廃棄物堆積である。木簡の他に、下駄・刷毛柄・黒漆塗りの柄籠箱などの木製品が出土している。

一 市調査区

- (1) 〔<sup>〔葉カ〕</sup>千五百〇仕入吹田や  
九や八郎左衛門様 喜右衛門〕



(163)×39×5 019

- (2) 〔十一月廿九日市右衛門〇〕



104×23×2 011

(1)の上端部は表面側に折損。左右両辺と下端は丁寧に削って整形。裏面は表面と同様、二行にわたる墨書が認められるが、判読不能。

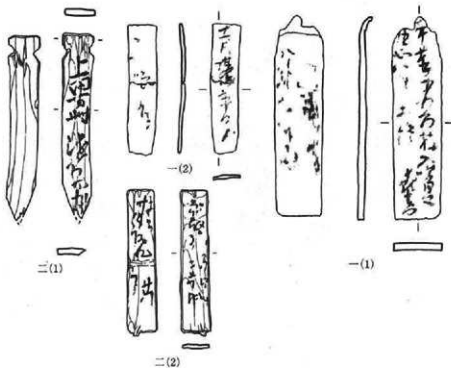
物品購入を示す木簡であり、先述した共伴遺物からみて、木製品溜まり五二は商家に関連した一括廃棄遺物の可能性がある。周辺調査では、「井筒屋」の木簡が出土しており(本誌第二八号)、その他「松坂屋」や「伏見屋」の存在も想定されている。

(2)は下端部がややすばまる短冊型。上下両端には切断痕、左右両辺には削り痕が残る。

二 泉調査区

- (1) 〔上田万村儀右衛門〕

(145)×25×6 033





(2) ・「畔頭作左衛門口」



11.5 x 13.0 x 0.9

(1)は上端部寄りの左右に切り込みを入れる。表面下端部は剣頭状に削る。裏面はほぼ全面が剝離しており、墨痕は確認できない。上田万村については、「防長風土注進案」に「村役人は目代兼帯の小都合庄屋一人と給畔頭五人」という記載が見られる。

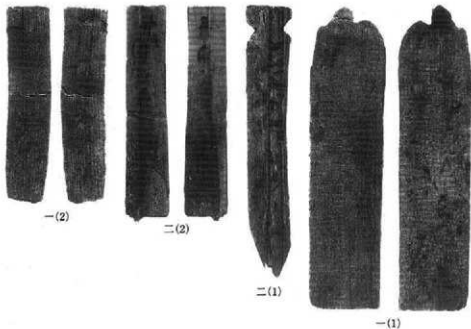
(2)は短冊型。表裏両面とも中央付近に横方向の庄痕が残る。下端は切断痕の右端に破面が残る。上端と左右両端は丁寧に削る。裏面にも墨書が認められるが、判読不能。「畔頭」は幕領における組頭に相当。庄屋の相談役となり、管轄内の年貢の取納・検見・戸籍その他の用務にあたった。

なお、木簡の釈読にあたっては、奈良文化財研究所の浅野啓介・馬場基・山本崇・吉川聡・渡辺晃宏の各氏、京都府立大学大学院の水谷友紀氏、山口県文書館の吉積久年氏、萩博物館の樋口尚樹氏のご教示を得た。

9 関係文献

山口県萩市建設部文化財保護課「史跡萩城跡（外堀）」（萩市埋蔵文化財調査報告一、二〇〇七年）

（西川雄大）





(徳島)

## 徳島・庄・蔵本遺跡

- 1 所在地 一 徳島市蔵本町二丁目、二 同蔵本町三丁目
- 2 調査期間 一 一九九六年(平成8)一月～一九九七年五月、  
二 二〇〇六年四月～七月
- 3 発掘機関 徳島大学埋蔵文化財調査室
- 4 調査担当者 一 中村 豊、二 中村 豊・中原 計
- 5 遺跡の種類 集落跡・軍事施設跡
- 6 遺跡の年代 縄文時代～近代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

庄・蔵本遺跡は、徳島市中心部の南側、四国山地東北端の眉山北麓に位置し、吉野川水系で最も下流の支流鮎吹川の形成する三角州性扇状地(デルタファン)上に立地する。弥生時代前期の環濠集落を中心とし、縄文時代から現代までの遺構が重複する複合遺跡である。

縄文時代後期後葉ごろか

ら活動の痕跡を確認でき、弥生時代前期末・中期初頭ごろまでは、鮎吹川旧河道からの洪水を受けるような環境にあったが、この時期を境に、一五世紀ごろまで安定化し、土壌層を形成している。中世後葉・近世初頭ごろから再び不安定となり、排水不良のグライ粘土層を耕作土とする水田を営んでいる。明治初期の水田層を確認できるが、そこへ盛り土を施して、造成を行なっている。造成後に新しく営まれたのが、帝國陸軍第一師団歩兵第四三連隊の駐屯地(一九二五～一九四五)である。付近一帯が接収され、射撃場・練兵場・兵営・陸軍墓地からなる大規模な軍事施設を形成していた。発掘調査や工事立会などでは、しばしば兵舎のレンガ基礎や「たこつば」などが確認されている。しかし、遺跡の中心はあくまでも弥生時代であるため、戦跡遺構の調査は十分にできていないのが現状である。駐屯地は戦後、県と国に分割され、兵営部分が新制徳島大学医学部となった。

第一五次調査は医学部共同溝地点で実施したもので、二重の溝に囲まれた弥生時代前半の環濠集落を検出し、江戸時代・近代の遺構も確認した。第一九次調査は医学部総合実験研究棟Ⅱ期改修地点で実施したもので、弥生時代前期の水田などが検出されるとともに、攪乱土坑より戦跡関連遺物が出土した。

今回報告する木簡は、第一五次調査において攪乱土坑から出土した一点と第一九次調査において攪乱土坑から出土した一点、計二点

である。木筒は、現在のところ近代軍事施設以外からは出土していない。

なお、文字資料としては、一九八二・八三年度の調査において、一〇世紀の墨書土器（「買尊」）「加茂」「厨」などが出土している。

## 8 木筒の積文・内容

### 一 第一五次調査

#### (1) 「○子備」

43×29×4 011

四周を切断して長方形に仕上げた小型の木筒で、上部に穿孔がある。何らかの物品の予備品に付した付札であろう。

### 二 第一九次調査

#### (1) 「対空射撃部隊 岡部隊」

640×180×20 051

立て札。長さ二二八mm幅二二六mm厚さ一五mmの長方形板の短辺片側を三角形状に切り、両斜辺に傘状に細長方形の板を釘付けする。

この札を立てるため、断面が一辺一八〇mm、長さが五六〇mmの角材を先端を尖らせて背面にあて、文字面側から長い釘で打ち付けている。釘の余った部分は角材に折り付けられている。

文字は漆で書かれており、木質の風化により現状では漆文字部分が浮き出たようになっている。おそらく、終戦間際の空襲に備えた

対空高射砲部隊を示すものであろう。「撃」の字形は、正字「撃」の一部をとった「雷」。二行目の読み方は、「岡」部隊か「岡部」隊か不明である。

(中村 豊・定義秀夫)



—(1)



二(1)



(福岡)

鴻臚館跡は、古代国家が筑紫・難波・京の三方所に設けた対外公館である鴻臚館のうち、筑紫鴻臚館の遺跡である。七世紀後半の「筑紫館」を初見とし、一世紀中頃の「大宋国商客宿坊」まで、迎賓館から貿易拠点へと性格を変えつつも古代国家の対外窓口として機能し続けた。一九八七年の国史跡福

## 福岡・鴻臚館跡

こうろかかん

- 1 所在地 福岡市中央区城内
- 2 調査期間 第二次調査 二〇〇三年(平15) 四月～二〇〇四年三月
- 3 発掘機関 福岡市教育委員会
- 4 調査担当者 大庭康時
- 5 遺跡の種類 官衙跡
- 6 遺跡の年代 七世紀後半～一世紀前半
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要 鴻臚館跡は、古代国家が筑紫・難波・京の三方所に設けた対外公館である鴻臚館のうち、筑紫鴻臚館の遺跡である。七世紀後半の「筑紫館」を初見とし、一世紀中頃の「大宋国商客宿坊」まで、迎賓館から貿易拠点へと性格を変えつつも古代国家の対外窓口として機能し続けた。一九八七年の国史跡福

岡城跡現状変更に伴う発掘調査で発見されて以来、福岡市教育委員会によって計画的な確認調査が継続されている。

これまでの発掘調査で、鴻臚館の客館部分は、自然の谷を挟んだ北と南の丘陵上に並列的に営まれたことが明らかとなった。

今回の調査では、北館の堀区画南東隅の外側に掘られた八世紀中頃の便所遺構SK1-12四から、木簡一点が出土した。SK1-12四の下層は排遺物の堆積層で、多量の礫木などが捨てられており、木簡はその中に含まれていた。他にも付札やその断片が出土しているが、文字を伴うものはなかった。

鴻臚館跡では、第五・六次調査において、南館の便所遺構SK5七からも、木簡がまとまって出土している(本誌第一三号)。

### 8 木簡の积文・内容

(1) □ □

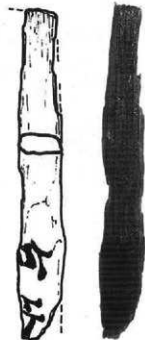
(1) × (9) × 9 × 180

板目材の横材の木簡の断片で、少なくとも二行の文字が書かれている。一行目の部首は竹冠、二行目はなべぶたと思われるが、文字を特定することはできない。

### 9 関係文献

福岡市教育委員会「鴻臚館跡一六」(福岡市埋蔵文化財調査報告書八七五、二〇〇六年)

(大庭康時)



## 福岡・椿市廃寺

- 1 所在地 福岡県行橋市大字福丸字上長町
- 2 調査期間 第四次調査 一九九二年(平)六月―十二月
- 3 発掘機関 行橋市教育委員会
- 4 調査担当者 小川秀樹・辛嶋智恵子
- 5 遺跡の種類 寺院跡
- 6 遺跡の年代 飛鳥時代―奈良時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

椿市廃寺は、京都平野西北部に形成された小平野の西奥部に所在する古代寺院跡である。現在旧伽藍の中心部に真言宗願光寺が建ち、



(行橋)

同寺境内とその周辺に古代寺院の遺構が残る。

一九七七・七八・七九・

九二年の四次にわたる発掘調査が行なわれ、金堂は未確認ながら講堂の位置と塔の推定位置から、主要建物が南北に並ぶ四天王寺式伽藍配置と推定されている。

検出した主な遺構としては、東西二六・一m南北一八mの乱石積基礎を伴う七間×四間の礎石建物の講堂がある。また、塔心礎は掘り出されて移動しており、現在の塔心礎より二〇m南で塔の存在を推定させる痕跡が確認されている。通常塔と講堂の間に配置される金堂は未確認である。講堂の東側には回廊と推定される柱穴列があり、東西約七四m南北約一〇〇mの範囲に主要伽藍が配置されていたと考えられる。また、寺域内で伽藍と一部重複して複数の掘立柱建物が検出されており、寺院に先行する在地豪族の居宅などの存在も推定される。

遺物は、創建瓦とされる百濟系単弁八弁蓮華文軒丸瓦と重弧文軒平瓦を含め、軒丸瓦五種、軒平瓦二種が出土した。この中には平城宮跡の六一八四F型式と同范の軒丸瓦があり、椿市廃寺の壇越と中央政権との関係を窺わせる。瓦以外の出土品には、今回紹介する木簡のほか、墨書土簡、塑像残骸、白釉緑彩陶器、緑釉陶器などがある。

椿市廃寺は七世紀末ないし八世紀前半に建立され、九世紀まで存続する京都郡内唯一の初期寺院であることから、建立者は郡司級の豪族と考えられる。より具体的には、天平十二年(七四〇)の藤原広嗣の乱に際し、兵五〇〇騎を率いて官軍に帰順した京都郡大領緒田勝勢麻呂の一、二代前の人物が建立者としてふさわしい。「勝」という渡来系の姓は多様な朝鮮半島系瓦の出土と符合し、平城宮の瓦の范型がもたらされたことは、大領緒田氏と中央政権との間わり

に求めることができるであろう。

木簡は、講堂の東約二〇mに位置するⅡ区の一トレンチから一点出土した。同トレンチからはクスノキ材を削り貫いた井筒を用いた井戸が検出されている。主要伽藍の後背地にあたるこの一帯は寺院が建っていた頃より潜水状況が認められ、堆積した灰色の粘質土に瓦や土器、木製品などの遺物が包含される。木簡もこの包含層より出土し、所属年代は明確ではないが、八世紀後半から九世紀の所産としてよいであろう。

#### 8 木簡の釈文・内容

- (1) ・「今日物」<sup>〔忌カ〕</sup>



(90) × (25) × 5 mm

右上部を欠損し、下部は片側を突起状に削り出す。木簡の中心軸よりややずれて直径約三mmの孔が二つ、六mmの間隔で穿たれる。下端の整形と穿孔は二次的なものとみられる。表面の「物」の下の一字は、「忌」の「心」が省画されたものと推定される。裏面にも三字ほど墨痕が認められるが、現状では釈読できない。

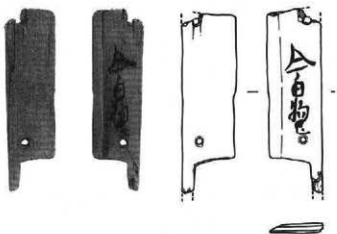
墨書内容から物忌札と考えられる。ただ、この木簡が寺院に直接付随する遺物であるかは、今後さらに検討を要する。九州における物忌札としては大分県飯塚遺跡に類例がある(本誌第二二号)が、椿市廃寺跡の物忌札も九州では稀少な事例の一つといえよう。

木簡の釈読及び成稿にあたっては、奈良文化財研究所の山本崇氏のご教示を得た。また、写真は同研究所の中村一郎氏による。

#### 9 関係文献

行橋市教育委員会「椿市廃寺Ⅱ」(行橋市文化財調査報告書二四、一九九六年)

(小川秀樹)





(鹿 島)

千堂遺跡は、嬉野市役所の南東約800mに所在し、南には藤津郡の塩田駅に比定される大黒町遺跡がある。大黒町遺跡では、建物や井戸が確認され、八世紀の墨書土器「養」「馬屋」「大評」「忠」「平」などの文字資料や帯金具などが出土している。

今回の千堂遺跡の発掘調査は、県道大木場式雄級交通安全施設整備に伴うもので、調査面積は、五六八㎡

## 佐賀・千堂遺跡

- 1 所在地 佐賀県嬉野市塩田町大字五町田千堂
- 2 調査期間 二〇〇五年(平17) 一〇月―二〇〇六年三月
- 3 発掘機関 嬉野市教育委員会
- 4 調査担当者 峯崎幸清・山口さゆり・内田真二郎
- 5 遺跡の種類 官衙跡
- 6 遺跡の年代 古墳時代、八世紀―十二世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

である。

検出した遺構は、古墳時代の土坑二基、奈良時代の溝二条、掘立柱建物一棟、杭列一条である。

木簡は、二区の溝SD〇〇一から二点出土した。溝からは、他に奈良時代の墨書土器「忠」「平」や砦などの木製品も出土している。木簡は溝の最下部で確認されたが、複数の重複関係があり、奈良時代の遺物か否かの判断は困難である。

### 8 木簡の釈文・内容

(1) [V□□□] 175×18×2 032

(2) [□□□□] 170×65×4.5 011  
六月 □

(1)は、上端から一〇mmのところから左右両辺から深い切り込みが入る。墨痕はあるが判読できない。荷札木簡であろう。

(2)は、板目材を加工した短冊型木簡で、上端と左右両辺にはケズリの痕跡がある。下端は裏面が欠損している。「秋」は「升」の可能性もある。また、書体については中世的との指摘がある。

### 9 関係文献

嬉野市教育委員会「千堂遺跡第一・二区」(嬉野市文化財調査報告書一、二〇〇六年)

(峯崎幸清)





(2)



(1)



(2)



(1)

# 木簡研究 第三号

巻頭言―木簡学会の原点―

鎌田元一

二〇〇〇年出土の木簡

概要 平城宮跡 平城京跡左京三条一坊七坪 藤原京跡十一条・朱雀大路  
酒船石遺跡 長岡京跡(1) 長岡京跡(2) 平安京跡左京三条一坊十町 平安  
京跡左京六条三坊六町 御室仁和寺 大坂城跡 中之島三丁目所在遺跡  
(鳥取藩藏屋敷跡) 広島藩大坂藏屋敷跡 加美遺跡 堺環濠都市遺跡  
湊江北町遺跡 行幸町遺跡 柴遺跡 辻子遺跡 幡下遺跡 中村遺跡 春  
岡遺跡跡 大坪遺跡 若宮大路邊辺遺跡跡 北条小町跡跡 北条季時・時  
頼邸跡 中野高勝遺跡 洞ノ口遺跡 仙白城本丸跡 市川橋遺跡 赤井  
遺跡 榊之御所遺跡 馳上遺跡 石田遺跡 山形城跡 本町一丁目遺跡  
安江町遺跡 打木東遺跡 畝田ナベタ遺跡 加茂遺跡 吉田C遺跡 美原  
奈比古神社前遺跡 麻生谷遺跡 下ノ西遺跡 膳邊遺跡 蔵ノ坪遺跡 船  
戸板田遺跡 西川津遺跡 尾道遺跡 岡防固府跡 観音寺遺跡 中前川町  
二丁目遺跡 井相田C遺跡 元岡・桑原遺跡 彼岸田遺跡 沖城跡(1) 沖  
城跡(2) 上高橋高田遺跡 白藤遺跡跡

一九七七年以前出土の木簡(一三)

平城宮跡(七七次)

釈文の訂正と追加(四)

平城京跡左京一条三坊十三坪(二二号) 大徳田遺跡(一九号) 粟井福  
田遺跡(二二号) 東木津遺跡(二二号) 下ノ西遺跡(二二号) 大剛 隆

七世紀木簡の国路史的意義

飛鳥池木簡の再検討

新刊紹介 V・L・ヤーニン著(松木安三・三浦清美訳)

『白樺の手紙を送りました―ロシア中世都市の歴史と日常生活―流辺発案  
家報 鎌田 五五〇〇円 送料六〇〇円



(奈良)

奈良・平城京跡右京一条二坊一坪

- 1 所在地 奈良市二条町
- 2 調査期間 一九七二年(昭四七)十一月―二月
- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 坪井清足
- 5 遺跡の種類 都城跡

- 6 遺跡の年代 古代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要  
この調査は、県営住宅建設に伴うもので、調査地は、平城京の条坊復元では右京一条二坊一坪にあたる。調査区は、六m×七五mの南北トレンチと、それに直交

する六m×二五mの東西トレンチからなり、調査面積は約六〇〇㎡である。

検出した遺構は、奈良時代以前、奈良時代、及び奈良時代以後の三期に大別される。ただ、奈良時代以前及び以後の遺構は、遺構の重複関係によるもので、いずれも時期を決める遺物は出土していない。

奈良時代の主な遺構は、東西棟建物の西妻部分、溝三条、土坑三基、井戸一基で、木簡は、南北・東西のトレンチが交差する付近で検出した井戸SE八一〇の下層から一点出土した。

井戸SE八一〇は、一辺約四m深さ二mの方形の掘形をもち、井戸枠は残存しない。井戸の堆積土は大きく上下二層に分かれ、上層からは、平安時代の黒色土器、須恵器などが出土し、下層からは、奈良時代末頃の土器、宝龜・延暦年間



土器土器集合

(七七〇一八〇六) 頃の軒平瓦、緑釉の火舎の脚部などのほか、「口  
継」(須恵器杯またはⅢ底外)、「下」(須恵器杯AⅢ底外)、「赤」(土師器  
ⅢAⅠ底外)と記された墨書土器が出土した。上層の遺物から、井  
戸は、平城京廃絶後しばらくして埋没したものと推測される。

#### 8 木簡の釈文・内容

(1) 「○□水船四枚切机四前中取一前 174×20×3 011

上端・右辺は削り、下端は二次的切断、左辺は二次的削りか。船  
は槽に通じることから(和名抄)、「水船」は水槽のことであろう。  
「切机」は俎、「中取」は中取机(案)のことで、脚のついた机で  
ある。厨房用具・食膳具の類の品名と数量が列挙された木簡である  
が、用途は不詳。

#### 9 関係文献

奈良文化財研究所「平城宮発掘調査出土木簡概報」三八二〇〇  
七年)

(山本 崇)



## 奈良・本薬師寺跡

- 1 所在地 奈良県橿原市城殿町
- 2 調査期間 一九七六年（昭和五〇）一月—二月
- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所飛鳥橿原宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 工藤圭章
- 5 遺跡の種類 寺院関連遺跡
- 6 遺跡の年代 飛鳥時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺物の概要



（吉野山）

市営住宅への進入路新設に伴う事前調査で、調査地は本薬師寺の西南隅部にあたる。発掘面積は四五〇㎡。主な検出遺物は、藤原京八条大路・西三坊大路などである。

八条大路は溝心々間距離一五・九m、路面幅一四・〇m、西三坊大路は溝心々間距離一五・二m、路面幅一四・一mであり、同大路の交差点では、西三坊大路の東側溝SD一〇五の上に

二期期にわたって検がかけられている。また、これら桑坊関連遺構を検出した面よりも下層において、SD一〇五の東約5mの地点で南北溝SD一〇〇を検出した。SD一〇〇は七世紀後半の土器を包含する整地土の上面から切り込む溝で、本薬師寺の所用瓦を含むことから、本薬師寺の創建は桑坊地割の施工に先立つと判断された。ところが、その後の本薬師寺の調査では、中門及び参道の下から西三坊坊間路が検出され、桑坊地割を施工した後、本薬師寺が創建された点が判明し（飛鳥・藤原宮発掘調査概報二四（一九九四年）など）、西南隅部の調査と正反対の所見が得られている。

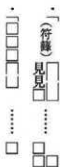
木簡は、八条大路の北側溝SD一〇四の地積土下層から三点出土した。ここでは釈読できる二点を紹介する。SD一〇四は、幅二・二m深さ〇・四五mを測る。共存遺物には、刀形木製品一点がある。この刀形木製品は現存長さ約二〇cmで、刀身の大半を欠く。柄の形状は麿手刀に類似し、刀身は柄より一段狭い。柄の細部は墨線で表現されている。

### 8 木簡の釈文・内容

(1) 伊<sup>〔家カ〕</sup>皮古

(250)×(33)×1 081

(2) 〔符籙〕



(125+25)×(23)×2 081

(1)は五片からなり、四周は欠損する。材の中央部に墨書し、上下にはそれぞれ三本ずつ、約五mm幅の皮で巻いたような痕跡をとどめる。この痕跡は表面には及ばない。墨書の内容はよくわからないが、「皮古」(ハコ)が箱を意味するとすれば、何かの箱に括り付けたとも考えられる。墨書はないが同材の木製品が複数出土している(細分化され点数不明であるが、少なくとも二個体以上ある)ことからすれば、あるいは二枚を一組として、一種の封緘として利用したとも考えられる。ただし、(1)を含めて、これらの材は表裏を平滑に削っており、裏面を削っただけの封緘木簡とはタイプを異にする。

(2)は呪符木簡。二三片以上に分離する。大きく二つのまとまりに復元されるが、直接は接続しない。釈文には反映させなかったが、表裏とも上端部に小さな〇印がある。

### 9 関係文献

奈良国立文化財研究所「飛鳥・藤原宮発掘調査概報」六(一九七六年)

奈良文化財研究所「飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報」二二(二〇〇七年)



(2)表

(市 大樹)

## 釈文の訂正と追加(一〇)

### 秋田・秋田城跡(第一・八・一二号)

- 1 所在地 秋田市寺内字鶴ノ木
  - 2 調査期間 一 第二五次調査 一九七八年(昭53)七月―  
二月、二 第三九次調査 一九八四年四月―七月、  
三 第五四次調査 一九八九年(平1)四月―  
二月
  - 3 発掘機関 秋田市教育委員会秋田城跡調査事務所
  - 4 調査担当者 一 小松正夫、二 小松正夫・日野 久  
三 小松正夫・日野 久・松下秀博・西谷 隆
  - 5 遺跡の種類 城壕官衙跡
  - 6 遺跡の年代 奈良時代・平安時代
  - 7 木簡の釈文・内容
- 秋田城跡出土の木簡については、本誌第一・八・一二号で報告したが、第二二号で報告した第五四次調査分、すなわち外郭東門西南の湿地SG一〇三二のスタモ層から出土した木簡については、整

理・解説の途上で四点について報告したにとどまっていた。その後、第五四次調査出土木簡は二九六点に及ぶことが判明し、その全貌は『秋田城出土文字資料集Ⅱ』(秋田城跡調査事務所研究紀要Ⅱ、一九九二年)において報告した。また、『秋田市史』第七巻古代資料編(二〇〇一年)などで一部の釈文の訂正を行なっている。本誌においてもこれらの成果の一端を紹介したいというのが、今回の追加紹介の意図の一つである。

また、木簡の科学的保存処理の前後における再検討や、今般編集が進められている『青森県史』資料編古代Ⅱによる東北地方出土文字資料データの収集過程における再検討によっても、新たな釈読成果を得ることができたため、釈文の新たな訂正が必要となった。

そこで、今回、本誌既紹介の木簡の釈文訂正と、『秋田城出土文字資料集Ⅱ』で報告した木簡のうち主要なものの追加、という形で、秋田城跡出土木簡の紹介を行なうこととした。『秋田城出土文字資料集Ⅱ』所収の釈文の訂正を要する木簡はすべて紹介することとし、秋田城跡出土木簡番号の後ろに※を付して明示した。

なお、その際、法量の訂正や釈読できない文字数の変更など、軽

徹な訂正だけの木簡は省いた。釈文の検討は、小松正夫（秋田城跡調査事務所）・鎌江宏之（学習院大学）・古川淳一（青森県史編さんグループ）・渡辺晃宏（奈良文化財研究所）が行なった。釈読再検討の基本的な方針としては、ものとしての観察結果を最優先させた上で、

従来の釈文を尊重し、できるだけ釈読を後退させないようにし、訂正は原則として、①従来釈読できなかった文字を釈読できる（可能性も含む）場合、②従来の釈読に替わる（可能性も含む）代案を提示できる場合、に限ることとした。

一 第二五次調査

井戸 SE四〇六

(1) ・下野国河内郡部郷



天王御為  
大國王御為五  
若國王御為カ  
父母二柱御為五百  
過去現在眷属御為五X  
柱御為カ

・



天平勝寶四年七月廿五日



SG四六三 第四・五号 1(5)(6)

第四号、第五号として報告されたものが、上下に接続、六五cmを超える長大な木簡であることがわかった。右辺割れ。談話の回数を記した転読札の類とみられるが、国郡地名から書き出すこととの関係は明らかでない。天平勝寶四年は七五二年。

SG四六三

(1) 加カ 律令カ  
符籙 如 如  
34.0 x 21.0 x 0.9 第八号 裏 (1)

二 第三九次調査

上端は山形に尖らせる。下端は折れ。長大な呪符木簡で、末尾部分「忽々如律令」であろう。



三 第五四次調査

S G I O I I I

(1) > 

> 延暦十年四月廿一日 (142) × 13 × 5 032 第六一号庫 12 (4)

(2) 「八月廿五日下午狄斐料□二条□

「 □ 田川 荒木真 (235) × 26 × 3 019 第七一号庫

(3) 「主槓返抄

□ (73) × 35 × 3 019 第八号

(4) 「謹解 申請殿門酒事 合二匠丁

「 延暦十三年三月廿五日下午毛野岡人 (405) × 49 × 5 031 第六六号庫

(5) 「解 申進上物事 合鯛拾四隻」

「右件便附使進上如件 (205) × 21 × 1 011 第七〇号

(6) 「一番長解 (92) × (12) × 2 031 第一〇二号

(7) 「三番財部□君万呂 四番□部馬弓 (175) × (86) × 4.5 031 第一八五号

(8) 「上野国解 申進□□□ (230) × (18) × 4 031 第五〇号

(9) 「上野国進領 (80) × (21) × 3.5 031 第二五号

(10) 「上総国部領解 申宿直 火× 合五人 (190) × 40 × 4 019 第二二号

(11) □ □ 申進上御門宿 火長刑部 (228) × (27) × 5 031 第一〇四号

(12) ×直事 合三人 火長□田□□□



03

・「火長他田マ横万呂 物マ子宅主 大伴マ真秋山  
矢田マ子酒万呂 神人マ福万呂 三村マ子酒人 小長谷マ犬万呂 尾治マ子徳万呂」

三月十五日

306×33×7 011 第一六号

04

・「火長矢田マ宅磨 他田マ<sup>〔福カ〕</sup>  
他田マ真京 他田マ<sup>〔他田カ〕</sup>

年三月九日 (177)×27×5 081 第一〇六号

07

・「礮マ<sup>〔主カ〕</sup>  
物マ<sup>〔主カ〕</sup> 三液

日<sup>〔主カ〕</sup> (340)×30×5 019 第三五号

05

・「火頭公子真酒万呂 合 丈部廣山 三村部子藏  
公子足 日陽マ青柳

・「小長谷マ大町 公子福善 生マ家成 一鬼甘大甘  
生マ手子万呂 三村マ真藏 以正月四日<sup>〔部カ〕</sup>長千相」

282×28×5 011 第一七号

08

・「子代長<sup>〔主カ〕</sup> 丈人<sup>〔主カ〕</sup>  
千<sup>〔主カ〕</sup>万呂 師<sup>〔主カ〕</sup>子当成  
子<sup>〔主カ〕</sup>男<sup>〔主カ〕</sup>家万呂

合<sup>〔神カ〕</sup> (118)×33×3 019 第三三号

06

「大殿<sup>〔福カ〕</sup> 九人十八人 八木五人<sup>〔福カ〕</sup>  
本五人<sup>〔福カ〕</sup>

(133)×43×5 019 第二九号

09

尾張部真鳥<sup>〔合〕</sup> 尾<sup>〔合〕</sup>  
土師マ真尼万呂<sup>〔合〕</sup> 廣成<sup>〔合〕</sup> 尾<sup>〔合〕</sup>  
三刀部総足<sup>〔合〕</sup> 廣成<sup>〔合〕</sup> 尾<sup>〔合〕</sup>

(140)×47×5 065 第一〇号

20

「大伴若万呂<sup>〔食カ〕</sup> 上<sup>〔屋カ〕</sup>  
食万呂<sup>〔食カ〕</sup> 神人<sup>〔食カ〕</sup>万呂<sup>〔食カ〕</sup> 火長己足 神人倉下吉  
他田栗万呂<sup>〔食カ〕</sup> 生マ万潤 丈マ乙岡<sup>〔屋カ〕</sup>  
万呂<sup>〔屋カ〕</sup> 馬弓<sup>〔屋カ〕</sup>

文福万呂<sup>〔屋カ〕</sup> 人伊大知<sup>〔屋カ〕</sup>  
上<sup>〔屋カ〕</sup>マ万<sup>〔屋カ〕</sup>

(326)×40×3 081 第八〇号

20) 、「子太<sup>〔肥方〕</sup>二升夜<sup>〔和方〕</sup>矢二升、伊佐伎一升、鑿取一升、伊波<sup>□</sup>二升」

「伊佐伎三升、真紀<sup>□</sup>二升、子<sup>□</sup>一升、<sup>□</sup>手二升

412×43×6 011 第一八号

21) ・鳥百五十 <sup>□</sup>万呂百五十

子淨足百五十 <sup>〔白佐方〕</sup>万呂百五十  
若公百五十 <sup>〔白佐方〕</sup>羊百五十

26) ・<sup>□</sup>子得員子二百  
〔112〕×〔17〕×2.5 081 第三七号案

・公足百五十

<sup>□</sup>百五十 <sup>〔万呂百五十方〕</sup>  
<sup>□</sup>百五十

27) ・「上野国緑<sup>□□□□</sup>足<sup>□□□□</sup>」

・<sup>□</sup>米五石代 220×21×13 051 第七四号

22) 〔120〕×32×3.5 019 第三四号案

・<sup>〔采方〕</sup>真<sup>□</sup>万呂百五十  
身万呂百五十

子<sup>□</sup>万呂百五十  
廣成<sup>□</sup>

28) ・「最上郡楠二斗<sup>□□□□</sup>主<sup>□□□□</sup>」人

・「延暦十三年五月十九日九子マ<sup>□□□□</sup>」  
173×18×4 051 第六九号

23) 116×〔38〕×3 081 第一〇九号

・<sup>□</sup>百

29) ・「平鹿郡楠五斗延暦十一年<sup>□</sup>月廿六日

書生丈<sup>□□□□</sup>

24) 、「四卷 役病行」

<sup>□□</sup>五<sup>〔卷方〕</sup>  
<sup>□□□□</sup>高泉水方

30) 、「<sup>□□□□</sup>〔那方〕<sup>□□□□</sup>〔挟抄檜前き〕<sup>□□□□</sup>楠五斗<sup>□□□□</sup>」

・「<sup>□□□□</sup>〔那方〕<sup>□□□□</sup>〔挟抄檜前き〕<sup>□□□□</sup>楠五斗<sup>□□□□</sup>」長  
〔127〕×23×4 053 第五六号案

・<sup>〔私方〕</sup>奉鳥取部雄足 (36)×(29)×2 081 第一〇一号案

25) 掃守<sup>□□□□</sup> <sup>□□□□</sup>乙乃子 一斗三  
(203)×(14)×1.1 081 第一三三号案

- 30) ・「壬生虫万呂春米桶五斗  
 ・ $\square\square\square\square$ 年五月十日 (163)×21×2 019 第七号
- 32) ・「三国浄万呂調米五斗  
 ・ $\sphericalangle$  三月九日 (128)×25×4 033 第六四号
- 33)  $\square\square\square\square$ 物マ $\square$ 倉調米五斗 021 第二八号
- 34) 「廣面郷公子並神調九斗 (165)×(92)×1 021 第二七号
- 35) 「大田郷石マ $\square$ 安女」 154×21×3 021 第二七号
- 36) ・「山方郷大伴部白麻呂上 $\square\square$ 石」<sup>〔石〕</sup>  
 ・ $\sphericalangle$  奉神  $\square\square$ 九 $\square$ 五月 $\square$   
 317×93×10 022 第五一号
- 37) ・「吉弥候里秦根二斗五斗  
 ・ $\sphericalangle$  三月廿七日 (132)×29×4 023 第五二号
- 38) ・「 $\sphericalangle$ 上稲」  
 ・「 $\sphericalangle$ 酒見公 $\square$ 繼」<sup>〔農カ〕</sup>  
 106×22×1.5 023 第五三号
- 39)  $\sphericalangle$   $\square\square\square\square$  延暦十四 $\times$   
 195×24×1.5 025 第六五号
- 40) 「伊 $\square$ 社大伴マ龍万呂」<sup>〔奈カ〕</sup>  
 175×16×5 021 第七六号
- 41) 「枚人」  
 147×20×5 021 第七八号
- 42) ・ $\square\square\square\square$ 。丙寅。丁卯。戊辰。 $\square\square$ 。庚 $\square$ 。 $\square\square$ 。壬 $\square$ 。 $\square\square$ 。西。]  
 ・ $\square\square$ 。乙 $\square$ 。 $\square\square$ 。子。 $\square\square$ 。己 $\square$ 。庚 $\square$ 。辛 $\square$ 。壬午。癸未  
 ・ $\square\square$ 。丙戌。丁 $\square$ 。 $\square\square$ 。子。己丑。庚寅。辛卯。壬辰。 $\square\square$  ]  
 ・ $\square$ 午 乙未 丙申 丁酉 戊戌 己亥 庚子  $\square$  壬寅 癸 $\square$  ]  
 ・ $\square$  乙 $\square$  丙午 丁未 戊申  $\square$  己未 庚申 癸 $\square$  ]  
 ・ $\square$  卯 $\square$  酉 $\square$  己未 庚申 酉 $\square$  壬戌 ]  
 ・ $\square$  戊辰 $\square$  庚 $\square$  酉 $\square$  壬申 $\square$  酉 ]

- 63 □□□□山主 (112)×(9)×6 081 第三八号東
- 64 ・長大生小常  
刀万呂 (119)×24×4 019 第三九号
- 65 ・田マ子諸忍  
□□□□ (132)×(26)×5.5 081 第七三号東
- 66 「鷹取」  
310×27×1 061 第八五号
- 67 「引」<sup>〔六カ〕</sup>  
□□□□ (90)×12×2 081 第八七号東
- 68 □□  
王生マ□□吉 291×30×7 065 第八九号東
- 69 ・□□申□□□□<sup>〔所カ〕</sup>請□□不□□  
□□□□ (280)×(7)×4 081 第九七号東
- 50 □□道無無無無阿□□ (156)×24×3 081 第一七四号東
- 51 □□□□ (161)×(32)×3 081 第一七四号東

- 52 □□  
波流奈礼波伊万志□□□□□□□□  
由米余伊母波夜久伊□□□□止利阿波志□□ (181)×(8)×6 081 第一七九号東
- 53 □□所□子津□□田川郡 ② 第一八六号
- 54 置賜<sup>〔郡カ〕</sup>□□ ② 第二〇〇号
- 55 奉神 丈マ多万呂□□マ□□ ② 第二〇〇号
- 56 右米□□ ② 第二一九号東
- 57 □□  
国府府寺□□ ② 第三六号東
- (1)は、上端は切り込み部分で折れ。また、表面は上半を中心に削り取られており、釈読できない。延暦一〇年は七九一年。年紀を月日まで記すものには、例へばなど橋の事例があり、これも橋の荷札か。
- (2)は、下端折れ。左辺上部に焼痕がある。蝦夷に対する饗食のために、物品を下付したことを示す木簡。品目名の「□□」は草冠に「田」「八」「土」を重ねる字体。「蓋」または「蓋」の異体字である「椀」か。桑は細長い物を数える単位であり、「かずら」の意であろう。「田川」は出羽国田川郡か。(3)は、下端折れ。返抄木簡の

上端。「主根」は糧物を担当する官職か。(4)は、下端を左右から削り出して長く尖らせる。表面の「二匠丁」は不詳。「二缶一斗」の可能性もあるか。但し、「缶」の最終画を之横風に書く字形は顛倒を見ない。延暦一三年は七九四年。(5)は、上端は山形、下端は方頭を呈する。鯛の進上木簡。

(6)は、下端折れ、左辺割れ。鎮兵あるいは兵士の番長の解の断片。(7)は、下端折れ、左右両辺割れ。「三番」「四番」と見え、(6)と同じく上番に関わる木簡か。

(8)は、下端折れ、右辺割れ。(9)は、下端折れ、左辺割れ。(8)(9)ともに上野国からの解。いずれも鎮兵ないしその糧物の進上木簡であろう。

03-02は宿直木簡。03は、下端折れ。上総国部領(意)の解の様式による同国鎮兵の宿直木簡。「部」は偏を大幅に省画し、「マ」に近い字形をとる。04は、上端は櫛状に割りを入れる。下端は折れ。文字の残り具合からみて、左右両辺も原形をとめない。門の宿直を報告する木簡。02は、上下両端折れ。文字の残り具合からみて、左右両辺も原形をとめないか。

03-03は歴名木簡。03は、軍団の火長以下一〇名を列記した完形の歴名木簡。物部子宅主は第一〇八号木簡にも見え、また、第二〇六号木簡には大伴部真秋山と思われる「真秋山」が見える。04は、下端焼損。上端も原形をとめないか。あるいは宿直木簡か。05は、

賦役令役丁匠条に基づいて構成された、火頭及び丁匠と思われる一〇名の人名を列記した完形の歴名木簡。06は、上端折れ。「九」は「凡」の可能性もある。「榎本」「八木」は人名とみられるので、「凡人十八人」の方が「人名十人数」という記載の整合性が高くなる。「大殿」は殿舎の尊称。木簡作成部署ごとに大殿があつてもよいが、ここではむしろ秋田城全体の大殿、すなわち政庁を指す可能性が高いか。07は、上端折れ。表面には人名を列記、裏面には日付と人名が書かれる。

08-03は帳簿様の歴名木簡。08は下端折れ。比較的幅の広い帳簿様の歴名木簡。一部に合点を付す。表面の「神」の次の文字は、「出」または「上」の可能性がある。09は、下端折れ。木簡を二次的に整形し、何らかの木製品に転用したもの。右辺は上に向かって細く削っている。04は、上端折れ。下端は円弧状を呈する。右辺割れ。あるいは折敷の底板などを転用したものか。六段にわたる人名が残る歴名木簡。一部に合点が付される。一部の人名の末尾に見られる「戸主」は合わせ文字。02は、人名と数量を列記した長大な帳簿状の歴名木簡。一部に合点が付されている。0203は、「人名 + 百五十」を列記する帳簿状の歴名木簡。02は上端折れ。03は、上下両端二次的切断。左右割れか。

04は、上下両端折れ、左辺割れ。經典の説語に関する巻数に相当する木簡と考えられる。「役奉行」「高泉水」は、行配りから考えて

もその上の「一巻」の註記ではなく、横に連なる連続した記載とみ  
るべきであろう。なお、「巻」は従来いずれも「番」と訳読してき  
たもの。

㉔は、上下両端折れ。右辺二次的削りか。㉕は、上下両端折れ。  
左右割れか。㉖は、下端は左右から削って尖らせる。右辺も文字の  
一部を欠いており、二次的整形か。「上野国緑□□」は上野国緑野  
郡のことと思われるが、残面から「野郡」を読み取るのは困難。

㉗・㉘は、郡を単位とする籾の荷札。㉗は上端は山形。下端は尖  
頭状に作る。出羽国最上郡の籾の荷札。㉘は、下端を尖頭状に作る  
が、先端を欠損。出羽国平鹿郡の籾の荷札。延暦一年は七九二年。  
㉙は、下端折れ。表面三文字目は従来「郷」と読まれてきたが、  
「郡」と訳読でき、また表面にも新たに年紀が確認され、㉚㉛と同  
様の荷札であることが明らかになった。表面の「挾抄楯前」は、か  
じとりの楯前の意か。「楯」は木偏に「色」を書く異体字。征夷の  
ために坂東諸国に籾を準備させたことは、「続日本紀」延暦九年  
(七九〇)閏三月乙未条と同延暦一〇年一月己未条に見える。こ  
れらは当事国陸奥・出羽における準備を前提にした施策だったので  
あろう。

㉜は、左辺上部は割れて欠損。下端折れ。左辺上部に焼痕あり。  
「春米籾」は他に見えない。籾は炊いた米を乾燥させたもので、取  
えて「春米」を付した理由は不詳。春米として管理していたものを

籾に加工したことを特に表現するためか。あるいは、籾の荷札の類  
例(㉗・㉘)が基本的に郡単位の貢進書式をとることからすると、  
個人単位の貢進書式をとるこの荷札は、籾加工用の春米の荷札とい  
うこともあり得るか。

㉝は調米の荷札。下端折れ。他の事例からみて「五斗」と読ん  
だのであろう。㉞は調米の荷札の削屑で、長さ一六〇mm幅二二  
mm厚さ二mmを測る大型のもの。冒頭の「□□」は、従来「八斗」  
と読まれていたが、そのように読むと荷札との理解が難しくなる。

㉟・㊱は郷または里から書き出す荷札。㊱は下端折れ、左辺割れ。  
「公子」の二文字は、従来「草」と読まれてきた。「公子並神」は  
調の貢進者名であろう。「廣面郷」は「和名抄」には見えないが、  
秋田市に近世初頭まで通る地名「広面」が現存し、これにあたと  
みられる。「九斗」は異例だが、調米の荷札か。㊲の「大田郷」は、  
出羽国出羽郡大田郷か。㊳は完形の荷札。「山方郷」は出羽国最上  
郡の郷名。品目部分の二文字目は米偏のみ残存し、「糧」などの可  
能性がある。「春神」は神社へ貢進する物品であることを示すか。  
神祇祭祀に関わる木簡には、他に㊴㊵などがある。「五月」の上が  
「九年」であるとすれば、延暦の紀年銘木簡が多数共存しているこ  
と(下段は㊶の延暦一四年)からみて、延暦九年の可能性が高い。㊷  
は、下端焼痕。表面は、「吉弥俣里」(地名) + 「養根」(人名) +  
「二斗五」(貢進料)とも、また「吉弥俣里養」(人名)、「根」(品

名) 十二斗五(貫通料)とも解釈できる。「吉弥使里」の存在は知られず、「根」は海藻根の可能性が考えられるが、海藻根を斗量で量る事例はない。但し、海藻類を斗量で量る例はないわけではない。  
 68は、「懸」の右側が欠けている可能性があり、木簡の左辺は二次的整形ともみられる。貫通する稲の付札。裏面の人名は従来「男継」と読まれてきたもの。

69は、左辺上部に切り込みが残る。荷札木簡を用途不明の木製品に二次的に加工したもの。文字は、木簡上部は左端部分が僅かに残る。年紀部分は左半が残る。延暦一四年は七九五年。

40の「伊奈社」は不詳。40の「枚人」は名であろう。

42は、棒状の材を七面に面取りし、干支を一〇組ずつ記す干支棒木簡。文字の残りが悪く、釈読できない部分が多いが、第一面から第六面で完結し、第七面には再び第一面と同じ「甲子」から「癸酉」までが書かれていたと思われる。実際の字配りはかなりまちまちで、残りが悪いこともあって厳密な字配りの復原は困難であるため、釈文は便宜干支ごとに二文字ずつ揃えて整列して示した。なお、第五面では、字配りからみて「己酉」「庚戌」「辛亥」「壬子」のいずれかを欠き、第六面でも一〇番目にあるべき「癸亥」の書かれる余地が残されていない。第一面から第三面には干支間に穿孔(貫通しない丸い凹み)があり、第一面では、一〇番目の干支の下にも穿孔がある。

43は、上端折れ、左右両辺割れ。従来「尾治部□山主」と釈読されてきたが、残画からみて「尾治部」とは釈読できない。44は、上端折れ。「大生」は「大壬生」に同じ。45は、下端折れ。左辺は割れか。46は、檜扇の骨の一本に墨書がある。47は、下端折れ。左右両辺はいずれも上部が割れ。48は、木簡を二次的に整形し、ヘラ状木製品に転用したもの。現状の上部三分の一ほどを細く削り出す。「壬生マ」は「壬生マ」に同じ。49は、木簡を二次的に整形し、索串に転用したもの。上端折れ。下端は尖らせる。表面三文字目は従来「佑」と釈読し、官司の構成を考える根拠としてきたのだが、釈読困難。

50は、上下両端二次的切断、左辺割れ、右辺割り。51は左辺割り、右辺割れ。従来これらは左右に接続すると考えられていたが、同材でその可能性は高いものの、直接は接続せず、間に別断片があったと考えられるため、別番号を与えることとした。

52の表面の「伊万志□□」は、従来「伊河志波万」と読んできた部分である。二文字目は「河」と釈読するには残画が少なく、むしろ「万」に近い。逆に五文字目の「万」は「河」でもよい。四文字目の「波」は不詳。裏面の「伊□□奴」は従来「伊和万始」と読んでいたが、このうち「始」は「奴」。二文字目の旁は「□」ではない。また従来の「止利河波志」のうち「河」はどちらからかといえ「阿」に近い。



53、54は削屑。53は、上端が原形をとどめる。「田川郡」は出羽国田川郡。文字の大半が残り墨痕も比較的明瞭であるが、釈読できない。54は、上端が原形をとどめる。「置賜郡」は出羽国置賜郡。55は、右辺が原形をとどめるか。「奉神」は56にも見える。56の「米」は、従来「少丁」と釈読していた部分。57は習書であろう。「府」は符と通用する。

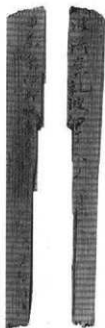
(小松正夫)



(10)  
(赤外線画像)



(2)表(部分)  
(赤外線画像)



(52)

文化財写真に携わる人の必携マニュアル  
『埋文写真研究』一八号

埋蔵文化財写真技術研究会編

巻頭言

CTP工程の最新技術と校正方法

ネガタイプ入稿による白黒高品質印刷

赤外線影による遺構検出の試み

關鷗山古墳撮影

そこそこカメラマンをめざして

年輪年代学におけるデジタル画像技術の活用

背景紙の蛍光反応

黒崎 直

宮内康弘

中村一郎

寿福 滋

井上直夫

富樫幸志

大河内隆之

井上直夫

他

在庫状況のお知らせ

頒 一冊一五号 品切れ、六号一八号 三五〇〇円

九号 三〇〇〇円 一〇号一八号 三五〇〇円

送料 一冊一四冊 五〇〇円

五冊一〇冊 一〇〇〇円 一冊以上 無料

ご注文は、埋蔵文化財写真技術研究会まで直接お申し込みください。ご送金は郵便振替をお願いします。

宛先 〒六三〇一八七七 奈良市二条町二丁目九番一号

奈良文化財研究所気付 埋蔵文化財写真技術研究会

電話 〇七四二一三〇一六八三八

郵便振替 口座番号 〇二五〇一九一九九三〇

埋蔵文化財写真技術研究会

ホームページ <http://www.mishaken.jp/>

## 木簡学会会則

第一条 本会は木簡学会と称する。

第二条 本会の事務所は奈良県内に置く。

第三条 本会は木簡に関する情報を蒐集・整理し、木簡そのものについての研究・保存を推進するとともに、その成果の普及をはかり、史料としての活用を資することを目的とする。

第四条 本会は前条の目的を達成するため、つぎの事業を行なう。

- 1 木簡に関する情報の蒐集および整理
- 2 研究会の開催

3 会誌「木簡研究」その他の刊行

4 発掘調査組織、その他関連する学会・機関との連絡および協力

5 その他前条の目的を達成するために必要な事業

第五条 木簡の調査・研究に従事し、本会の趣旨に賛同する個人および団体は会員になることができる。

二 本会に入会しようとする場合は、会員二名の推薦を必要とし、委員会の承認を得なければならない。ただし団体については、会員の推薦は必要としない。

三 会員は所定の会費を納入しなければならない。会費の額は総会において決定する。

四 会員は総会における議決権を有し、会誌の配布をうけ、その他前条の事業に参加することができる。

五 会員に本会の目的の遂行をさまたげる行為のあった場合には、委員会はこれを除名することができる。

第六条 本会は次の役員をおく。

1 会長一名

2 副会長二名

3 委員若干名

4 監事二名

5 評議員若干名

第七条 委員・監事および評議員は総会において選出され、任期は二年とする。ただし再任はさまたげない。

二 委員は委員会を組織し、会則にもとづき会務を処理する。

三 会長および副会長は、委員会の互選による。会長は本会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐する。

四 監事は会計および会務の執行を監査する。

五 評議員は会務運営についての助言を行なう。

第八条 本会は毎年一回総会を開く。

第九条 本会の経費は会費および寄付金等をもつてあて、総会において会計報告を行なうものとする。

第十条 この会則の変更は総会において議決するものとする。

第十一条 委員会は会務運営のため、幹事若干名を委嘱し、また細則を定めることができる。

(一九七九年三月三十一日制定、一九九五年十二月二日改正、二〇〇四年十一月四日改正)

## 彙報

### 第二八回總會及び研究集會

本簡学会第二八回總會及び研究集會は、二〇〇六年二月一・三日、奈良文化財研究所平城宮跡資料館講堂・小講堂において、一六二名の個人会員、一団体の団体会員、及び二名の海外会員の参加を得て開催された。会場には藤原京跡左京七条一坊出土木簡・西大寺食堂院跡出土木簡（以上、奈良文化財研究所）、滋賀県西河原宮ノ内遺跡出土木簡（朝滋賀県文化財保護協会）、徳島県観音寺遺跡出土木簡（朝徳島県環境文化財センター）、難波宮跡出土木簡レプリカ（朝大阪市文化財協会）などが展示されたほか、奈良文化財研究所開発の木簡解説ソフト「Mokkan Shop」の実演も行われた。

◇二〇〇六年二月二日（土）（二時～一八時）

第二八回總會（議長 清田晋樹氏）

榮原水造男会長の開会挨拶の後、議長を選出し、以下の報告が行なわれた。

会務報告（渡辺晃宏委員）

会員の状況（個人会員三四三名、団体会員三団体、二〇〇七年度の新入会員五名）、会員サービス、会誌販売について報告があった。また、

九州特別研究集會実行委員長の坂上康俊委員より、二〇〇六年九月一五・一六日に開催した同研究集會の実績報告があった。

編集報告（柳木謙周委員）

「木簡研究」第二八号の編集について報告があり、額部を五〇〇〇円とする提案が行なわれた。また、「木簡研究」への原稿募集について説明がなされた。

会計・監査報告（吉川聡委員・西山良早監事）

吉川聡委員より二〇〇五年度会計（一般会計及び特別会計）の決算が報告され、これについて西山監事より会計処理が適正に行なわれている旨の監査報告がなされた。前年度以前と比較して良好な状況にあり、会誌取入も持ち直したと評価された。ただ、予算よりも決算額が少なく、会誌費・編集費の未執行について改善されたいとの意見が付された。

引き続き、吉川聡委員より二〇〇六年度予算案が提示された。

以上の案件は、すべて原案通り承認された。その後、渡辺晃宏委員より大和北道路の現状についての説明があり、寺崎保広委員より「平城宮・京跡の木簡の保存を訴える声明」の案文が読み上げられ、承認された（二五〇・二五二頁の会告を参照）。引き続き、役員改選が行なわれ、立候補者がいなかったため、古尾谷知浩委員より全員留任の提案があり、拍手により承認された。

研究集会

報告(司会 霧森浩幸委員)

大正令施行直後の衛門府木簡群—藤原京跡左京七条一坊西南坪出土木簡をめぐって—  
市 大樹氏

二〇〇六年全国出土の木簡

浅野啓介氏

市氏の報告は、藤原京跡左京七条一坊出土の木簡群について、従来は中務省に関する木簡群であるとしていた見解を修正し、門勝木簡を含んだ衛門府に関わる木簡群とした報告である。従来知られていた門勝木簡のほかに、門勝申請木簡に中務省が決裁文言を追記することにより門勝木簡として機能するタイプのものであることを指摘した。また出土地点を衛門府に比定し、それ以後の平城京・平安京においても衛門府は一貫して宮外官司であったことを考証した。報告に引き続き、門勝木簡や門号、衛門府をめぐって活発な議論が行なわれた。

浅野氏の報告は、二〇〇六年出土木簡を紹介するもので、七三件の木簡を取り上げた。

右記の報告のうち、市氏の報告は論文として本誌に掲載することができた。浅野氏の報告で取り上げた木簡の多くも報文として掲載することができた。ご協力頂いた方々に厚くお礼申し上げる。

◇二月三日(日)(九時—一五時)

研究集会

報告(司会 吉江 崇委員)

観音寺遺跡(二〇〇五年度)の調査について

大橋育順氏

観音寺遺跡(二〇〇五年度調査)出土木簡

和田 華氏

滋賀県野洲市西河原宮ノ内遺跡(七七)の調査

畑中英二氏

野洲市西河原宮ノ内遺跡出土の木簡について

大橋信弥氏

難波宮跡の調査と万葉仮名木簡

藤田幸夫氏

西大寺食堂院跡の井戸と出土木簡

渡辺晃宏氏

大橋・和田氏の報告は、徳島県国府町所在の観音寺遺跡の調査概要と難波宮跡を含む二〇〇五年度出土の木簡について紹介したもの、畑中・大橋氏の報告は、滋賀県野洲市所在の西河原宮ノ内遺跡(七七)の調査概要と七世紀末から八世紀初頭前後の貨幣に関する木簡群について紹介したもの、藤田氏の報告は、難波宮跡から出土した七世紀中頃の万葉仮名木簡の紹介、渡辺氏の報告は西大寺食堂院跡から出土した寺院運営に関わる木簡群の紹介である。報告終了後、前日総会で了承された平城宮・京跡木簡の保存声明案につき、字句を修正したものが配布され、渡辺晃宏委員による説明の上、夢会者の承認を得た。また昼の休憩時間には、インターネットによる韓国城山山城木簡の写真閲覧システムの紹介が行なわれた。

全体討論(司会 山中 章委員)

二日目の報告内容について、さまざまな観点から積極的な質疑・討論が行なわれた。最後に館野和己副会長の挨拶により閉会した。

委員会・役員会報告

◇二〇〇六年二月二日(土) 一〇時半―一二時

於奈良文化財研究所小講堂

総会・研究会に先立ち委員会を開催した。柳木謙周委員から会誌第二八号の編集経過について報告があり、頭価を検討した。また、事務局から諸会務についての報告があった。

引き続き一時より、二〇〇六年度役員会を開催した。総会・研究会、会誌第二八号の編集、会務、会計について報告があり、評議員の方々からご意見をたまわった。

◇二〇〇七年六月六日(水) 一四時―一七時

於奈良文化財研究所小講堂

以下の案件について、報告・協議が行なわれた。

- 1 会務について。常任委員の委嘱、会員の異動、常任委員会などの開催、韓国木簡学会との資料交換について報告があった。2 入会審査。入会申込者八名についての報告があった。3 九州特別研究会会実績報告。実績報告書の提出を受けて会計などの報告があった。
- 4 二〇〇六年度会計報告・監査報告。会計、監査の報告および会誌販売促進策などについての議論が行なわれた。5 「木簡研究」第二九号の編集について。編集体制・編集状況について報告があった。
- 6 第二八回総会・研究会について。日程および内容の確認、韓国木簡学会との交流について報告が行なわれた。7 三〇周年記念事業

と次期特別研究会。研究会を三〇周年記念と銘打ち一般向けシンポジウムを付加して実施する方向で検討することを確認し、特別研究会は予定通りに二〇一〇年に実施することを確認した。8 大和北道路問題と平城京遷都三〇〇年祭問題。現状について情報交換を行なった。

◇二〇〇七年一〇月二日(月) 一四時―一七時

於奈良文化財研究所管理部会議室

以下の案件について、報告・協議が行なわれた。

- 1 会務について。会員の異動、常任委員会などの開催、韓国木簡学会との交流、名簿の作成について報告があった。2 入会審査。新入会申込者八名について、第二回委員会に引き続き審査を行ない、八名全員について入会を承認した。3 会計報告。二〇〇七年度会計中間報告があった。また、二〇〇八年度予算案を検討した。4 編集報告。「木簡研究」第二九号の編集状況について報告があった。5 第二九回総会・研究会について。二月に開催する本年度の総会・研究会の内容について検討し、実施要項を決定した。また、韓国木簡学会会長ご一行の招聘について、役割分担などを決定した。6 三〇周年記念事業。第二回委員会で検討した記念事業を、二〇〇九年度研究会において実施することを決定した。7 次期特別研究会。候補地の選定を行ない、仙台を最有力候補地とすることになった。

(補見参照)

### 会告 「平城宮・京跡の木簡の保存を訴える声明」について

木簡学会では、京奈和自動車道大和北道路の平城宮跡付近における地下トンネル計画に対し、再三にわたって疑義を呈し、その白紙撤回を強く要望してきた。現在最有力の「西九条佐保線地下十高架案」でも、平城宮・京跡の遺跡・遺物の保存という観点からみると、なお不十分であり、二〇〇六年度第一回委員会において、「平城宮・京跡の木簡の保存を訴える要望書」を決議し、関係各位・機関に書面で申し入れた。

これを受けて私たちは、第二九回総会を開催するにあたり、改めて会員の総意による総会決議を行ない、内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、文化庁長官、国土交通省近畿地方整備局長、同奈良国道事務所長、奈良県知事、奈良市長、大和郡山市長、奈良県議会議長、奈良市議会議長、大和郡山市議会議長宛に書面で申し入れを行った。また、関係機関・団体・学会などにも送付し、理解と協力を求めた。左はその全文である。

#### 平城宮・京跡の木簡の保存を訴える声明

木簡という貴重な資料の研究と保存をめざす木簡学会では、京

奈和自動車道大和北道路のルートとして、国指定の特別史跡で世界遺産にも登録された平城宮跡の地下を通す案が平然と語られたことに対し、再三にわたって重大な危惧を表明し、二〇〇三年二月には、平城宮・京跡の木簡の保存を訴える緊急アピールを学会の総意として呈したところだ。

その後、本年二月、近畿地区幹線道路協議会課題別会議「大和北道路に関する会議」において、国土交通省有識者委員会が提示した複数ある推奨ルート案から「西九条佐保線地下十高架案」が選定されるに至りました。平城宮跡直下案が完全に否定された点では、一定の評価をしますが、「西九条佐保線地下十高架案」でもなお、平城宮・京跡の地下に眠る木簡の命の源である地下水に悪影響を与える懸念は拭い去れません。また、本年九月に出された京奈和自動車道（大和北道路）の環境影響評価準備書では、トンネル工事による水位の変動は季節変動よりも小さく、地下水位への影響は極めて小さいとしています。しかし、季節変動と違って、トンネル工事によって生じた地下水の変動は、たとえ小さくとも元に戻らず、木簡の保存に致命的な影響を与えかねないのです。

かかる危惧が充分には解消されないまま計画決定がなされようとしている情勢に鑑み、本年六月に開催した木簡学会委員会において「平城宮・京跡の木簡の保存を訴える要望書」を決議しまし

たが、遺跡とともに埋蔵されている木簡というかけがえない歴史資料を後世に伝えていく責務があると考える私たちは、ここに木簡学会第二八回総会を開催するにあたり、特別史跡平城宮跡や平城京跡に包蔵されている木簡を確実に保存する方策がとられるよう、会員の総意としてあらかじめ次の三点を要望いたします。関係各位・機関のご理解・ご協力と、誠意ある対応を切に要望するものです。

一 大和北道路のルートの最終決定にあたっては、なお慎重な検討を行い、特別史跡平城宮跡や平城京跡に包蔵されている木簡を確実に保存する方策をとること。

二 かりに地下トンネル設置が不可避となり、シールド工法がとられる場合においても、トンネル出入口付近や地上の路面部分などでは、遺構や木簡などの遺物の破壊が懸念される。したがって、事前に十分な発掘調査を実施すること。また、地下水位の調査を継続的に実施し、その結果を公表すること。

三 事前発掘調査の結果、木簡をはじめとする重要な遺物・遺構の発見があった場合や、木簡の保存への影響が危惧される地下水位の変動が生じた場合には、ルートの変更も含めて再度検討を行い、遺跡・遺物について万全の保存措置を講じること。

二〇〇六年二月二日

木簡学会



会告 韓国木簡学会との交流

二〇〇七年一月、韓国木簡学会が設立され（会長朱甫龍慶北大学教授、一月一〇・一日の二日間にわたり、「国際シンポジウム 韓国古代木簡と古代東アジア世界の文化交流」が開催された。私たちは、韓国木簡学会の時宜を得た設立を心からお慶び申し上げますとともに、さらなるご発展をお祈りしたいと思います。

日本の木簡学会としては、交流の第一歩にまず会誌「木簡研究」のバックナンバーセットを寄贈させていただきました。韓国木簡学会でも韓国国内の出土文字資料を整理、報告する学術誌「出土文字資料研究」（年二回刊行）を刊行する予定と聞く。会誌の交換を手始めに、今後人的な交流、そして研究交流を実現していきたいと思う。幸いにも、本年の第二九回研究会において、朱甫龍会長の招聘が実現し、尹善泰総務理事とともに参加される見通しとなっている。

木簡学会では、今後韓国木簡学会と積極的に交流を進め、東アジア木簡学を築き上げていきたいと考えてるので、会員のみならずのご理解とご協力、そして暖かいご支援をお願い申し上げます次第である。

PROCEEDINGS OF THE JAPANESE SOCIETY  
FOR THE STUDY  
OF WOODEN DOCUMENTS

NO. 29 2007

Contents

Foreword: Wooden Documents as Archaeological Materials..... YAMANAKA Akira.....	i
Contents .....	iii
Legend .....	vii
Wooden Writing Tablets Recovered in 2006 .....	1
Outline..... WATANABE Akihiro.....	1
Explanatory Notes .....	7
Nara Prefecture: Nara Capital Site (1); Nara Capital Site (2); Nara Capital Site (3); Nara Capital Site/Nara-machi Site; Refectory Site, Saidaiji Temple; Higasa Fushinda Site; Fujiwara Palace Site; Fujiwara Capital Site; Ishigami Site; Sumida Sector, Shindō Site; Hachijō Site; Kamiya Site	
Osaka Prefecture: Osaka Castle Town Site; Hanayashiki Site; Ibaraki Site	
Hyogo Prefecture: Takahatachō Site	
Mie Prefecture: Chonaga Site	
Aichi Prefecture: Yoshida Castle Site	
Shizuoka Prefecture: Higashimae Site	
Shiga Prefecture: Nishigawara Miyanouchi Site; Nagahama Castle Site	
Nagano Prefecture: Koikemachi, Matsumoto Castle Town Site; Isemachi, Matsumoto Castle Town Site; Honmachi, Matsumoto Castle Town Site; Higashijō Site	
Miyagi Prefecture: Sendai Castle Site; Hachiman Sector, Sannō Site; Dannokoshi Site	
Iwate Prefecture: Shirayama Site; Nishikawame Site	
Yamagata Prefecture: Yamagata Castle Site	

Akita Prefecture: Neko Arata I Site	
Aomori Prefecture: Nitta (1) Site; Shinjō Hiraoka (4) Site	
Fukui Prefecture: Kizaki Site	
Ishikawa Prefecture: Toyoho Site; Kinoshinbo Site; Ōmachi Gonjogari Site; Yawata Ōminakuchi Site	
Toyama Prefecture: Yasuyoshi Site; Gankajji Castle Site; Toyama Castle Town Site	
Niigata Prefecture: Nibori Murashimo Site; Komakubigata Site	
Shimane Prefecture: Ōbuke Site	
Yamaguchi Prefecture: Suō Provincial Headquarters Site; Hagi Castle Site (Outer Moat Precinct)	
Tokushima Prefecture: Shō/Kuramoto Site; Shōzui Mansion Site	
Kagawa Prefecture: Kotobukichō Nichōme Sector, Takamatsu Castle Site	
Fukuoka Prefecture: Kōrokan Site; Dazaifu Site (Street Grid Remains); Tsubakichi Abandoned Temple	
Saga Prefecture: Sendō Site	
Wooden Documents Recovered before 1977 (29)	151
Nara Prefecture: Block 1, West Second Ward on First Street, Nara Capital Site; Moto Yakushiji Temple Site	
Revisions and Additions (10)	154
Akita Prefecture: Akita Castle Site (Nos. 1, 8, 12)	
Ishikawa Prefecture: Nakaya Sawa Site (No. 25)	
Articles	
Wooden Document Cache Immediately Postdating the Taihō Code, from the Palace Gate Guard Headquarters: Basic Observations on <i>Mokkan</i> Recovered from East First Ward on Seventh Street, Fujiwara Capital Site	ICHI Hiroki.....167
Record of the Kyushu Symposium	.....198
Ancient Documentary Materials Recovered from Saikaidō	.....SHIBATA Hiroko.....199
Wooden Documents Recovered from the Dazaifu Historic Site	.....SAKAI Yoshiji.....211
The Kōrokan Site: Recovered Wooden Documents, Chronology, Toilets	.....
..... ŌBA Kōji, MATSUKAWA Hirokazu	.....221
An Outline of the Motooka / Kuwabara Site and Its Wooden Documents	.....
..... SUGANAMI Masato	.....233
The Recovered Wooden Documents and Immediate Vicinity of the Nakabaru Site	.....
..... TANAKA Fumio	.....237
Bulletins	.....247
Editor's Notes	.....252
Columns	
A Buddhist Drawing Recovered from the Higashi Bōjō Site in Kashihara City	.....
..... YONEDA Hajime, KAKEHI Kazuya	.....47
Rediscovery of Lacquer-permeated Document No. 96 from the Taga Castle Site	.....
..... YOSHINO Takeshi	.....82

On the Designation as Important Cultural Property of the "Nara Palace Site, Imperial Domicile Outer Precinct Government Office <i>Mokkan</i> ".....	WATANABE Akihiro.....	12
Markings on Ink-inscribed Pottery .....	BABA Hajime.....	28
On the Designation as Important Cultural Property of the Yamadadera <i>Mokkan</i> .....	WATANABE Akihiro.....	44
In What Sequence of Cuts Were Notches Made? .....	BABA Hajime.....	144
Reports of the Society		
On the "Petition for the Preservation of Wooden Documents from the Nara Palace and Capital Sites" .....		250
Interaction with the Korean Society for the Study of Wooden Documents .....		251
Illustrations		
PL 1	Wooden Documents Recovered from the Refectory Site, Saidaiji Temple	
PL 2	Wooden Documents Recovered from the Dazaifu Site (Street Grid Remains), Nara-machi Site, Nara Capital Site	
PL 3	Wooden Documents Recovered from the Ishigami Site	
PL 4	Wooden Documents Recovered from the Shinjō Hiraoka (4) Site	
PL 5	Wooden Documents Recovered from the Yawata Ōminakuchi Site	

*Published by*  
**THE JAPANESE SOCIETY**  
**FOR THE STUDY OF WOODEN DOCUMENTS**

木簡研究 第二一九号

二〇〇七年二月二〇日 印刷

二〇〇七年二月二五日 発行

〒630  
-8577 奈良市二条町二丁目九番一号  
奈良文化財研究所

編集発行

木 簡 学 会

会長 榮原 水逸男

TEL (094) 330-6827

E-mail: mokuhan@sanbunkei.go.jp

振替口座 01000-161-5117

〒600  
-8475 京都市下京区油小路仏光寺上ル

印刷

真 陽 社

TEL (094) 335-1603 四



